

寺尾文書

○一 渋谷定心知行分所領目録

(端裏書)

注 (文之)

五郎房
定心知行分所領等

- 一所 相模國吉田庄内澁谷・寺尾
- 一所 同國一宮内大上
- 一所 尾張國羽黒庄内中津留村
- 一所 伊勢國內美田大工田 (美) (功)
- 一所 美作國河會庄内十町北村
- 一所 筑前國早良郡内下長尾
- 一所 筑後國
- 一所 同國三奈木庄内島地并園等
- 一所 薩摩國入来院内塔原郷

○二 平女盤涉調曲伝授状并同曲譜

盤沙調曲

蘇合序一帖十二拍子、同四帖、秘藏の曲なりといへとも、

器量の仁たるによりて、さつけたてまつる状如件、

正和二年二月廿二日

平女(花押)

(別紙)

- 巾七ゐる斗七ゐる斗八巾巾七ゐる七ゐる
- 斗七ゐる十五十三八五十四九五四九八
- 九五十五十七ゐる七ゐる斗七為ゐる
- ゐる ゐる七ゐる斗六斗六斗六引六斗
- 斗巾七ゐる七ゐる斗六斗六斗五十
- 斗斗火ゐる五十七ゐる七ゐる斗七ゐる七ゐる
- ゐる斗六斗引六斗五十六斗斗八巾巾
- 五十六斗斗七ゐる七ゐる引七ゐる六斗斗六斗
- 六斗斗八巾六斗六斗七ゐる斗六斗六斗火
- 五十四九九五十九五十五斗三八八四九九五十
- 十九十九三三八八引三八八火八三八八七七引
- 四九引五十九火九三八八三八引
- 六斗七ゐる斗八巾巾七ゐる巾八巾八巾巾七ゐる斗六斗巾
- 七ゐる七ゐる斗八巾八巾巾七ゐる巾七ゐる

の斗七ある斗六斗十の火の七ある斗一せつ

五十火六斗斗一せつ引十斗ある斗六斗引七ある八巾巾七ある引七ある八巾引

八巾巾七ある火斗六斗巾七ある火の七ある引七ある七ある

斗八巾八巾巾七ある火巾七ある引の斗七あるの斗

六斗斗七ある引の七ある十六斗引五十十 三帖序ひきて返

〇三 渋谷次郎丸代惟朝重申状

(押紙)

「拾壹ノ内寺尾四郎左衛門〇」(黒印)

(端裏書)

別當次郎丸重申(状カ)

澁谷別當次郎丸代惟朝重言上

伯父弥四郎重經背兩度御教書、不及參陳上者、任定法

欲被經御沙汰、薩摩国入来院塔原郷内田園事

副進

二通 御教書案 一通先進早

右當郷者、別當次郎丸自祖父惟重手相傳知行之處、重經

不帶一紙狀、令押領當郷内田園、及刈田狼籍之間(種)、兩度

雖申下御教書、願自科、令難澁之上者、急速被經御沙汰、

為蒙御成敗、重言上如件、

元亨三年六月 日

(本文書、裏花押アリ、尚本文書ハ「旧記雜錄前編」一三三三号文書ト同文ナリ)

〇四 渋谷重名陳状案

右、惟重去元(字)處、孫次郎重廣不帶一

紙之狀、以嫡子之号、令押領所々遺領等、遮自科、立子息

別當次郎丸於面、捧惟(状)等(本名)以重名重(本名)、為命知

行分塔原(由カ)及之(由カ)及濫訴之間、於鎮西番于訴

陳、就御注進、被經御沙汰、為未分之地、可有御配分之

旨、被仰出之上者、所達所存也、而重廣(於カ)如令申者、

於別當次郎者、可為嫡子之由、(状)等(状)分明之間、

不可有子細、至重廣者、為生得嫡子之間、分限亦可預家

督分御計云、此条無謂申状也、号別當次郎所得之状等

者、重廣妾女腹仁先立儲男女数子之間、別當次郎(丸)者、

〔一〕門澁谷河内太郎女子腹之子、賞妻女腹之由所見也、

(依為力)

然者、重廣限于可知行分定置事欵、以惟重之跡既爲未分之由、被仰出之上者、彼書札狀等今更爲枝葉欵、但、上

裁若以件書札狀等、号本主之素意、可被立別(當次郎力)於嫡

子者、重廣不可有嫡子之望、將又、任生得、可被立重廣

於嫡子者、別當次郎全難被入于得分親、本主未分死去之

時、其子争父子相並而可有家督之望哉、父子之間於一人

〔者之〕可被除得分親之条、勿論也、重名爲生得次男之上、

如所得惟重自筆(不記年号、開三月十三日)和字之狀者、何仁天死亡天候

登母、孫次郎加分仁和於登羅須思伊宛天滿伊羅世候也云、

嫡子孫次郎加分仁不可思落之由、自筆狀明白之上者、御

沙汰雖不可有異儀、重名者、帶亡父慙歉狀畢、重廣不帶

一紙之狀、胸臆与嚴父水火之相論也、於次男分者、不可

有豫儀之處、如重廣支申者、重名者、伯母十町尼之(兼)子

也、非實父跡得分親云、此条、殊以姦曲之申詞也、謂

十町尼者、惟重之姉也、老躰之間、惟重一向令扶持之處、

罷越于伊勢所領之時、爲宿直留置重名於薩州十丁尼許、

弟弥三郎内重見(兼名号、明忍房)亦副置于重名之間、如同狀者、

一事仁天母十丁殿御命於背幾候者、在家乃一母宛天滿伊羅

世候事、津夜、阿留滿志久候云、同雖爲姉弟、惟重以彼

姉大事仁思存之間、依爲老躰女姓、爲見繼之、留置重名

之許也、惟重若令存他人養子之由者、於書札宛所者、十

丁弥四郎登可書之欵、曾不存其儀之間、至狀之宛所者、

寺尾弥四郎云、謂寺尾者、惟重假名也、背眼前亡父自

筆之狀、爲他人養子之由、掠申之条、頗以重廣非背父命

哉、加之、就于一旦在所、可号他人養子者、別當次郎丸

属于外祖母、薩摩州瀧郡仁令居住之處、重名妹尼明言房、

別當次郎同家止注之刻、于明言許如書遣惟重書札等者、

或別當御前古曾慈志久思進世候、加様仁思出進世候、此樣

於大上臈能御方江母申在佐世可給候云、捧彼狀等、可爲嫡

子之由、重廣望申之上者、不可依于在所、可爲本主素意

之条、重廣先立自稱畢、然早重名所得狀何可有要捨哉、

爲未分、可有御配分之由、被仰出之、今捧彼狀、難被超

越于重廣之旨、令申之条、其理差掌畢、若猶有御不審者、

十丁尼現存也、有御尋之日、非養子之条、可露頭之者也、

云生得甲子之道理、云本主自筆歷然也、重名分全不可被

減于重廣分、急速爲預御配分、恐々、

○五 渋谷次郎丸追進狀

渋谷別當次郎丸追進狀(正中)二六廿七

渋谷別當次郎丸□沙弥了禪謹追進言□

欲早依祖父惟重遺狀(任關東御事カ)書(官カ)□

被止渋谷□養□

(後欠)

○六 渋谷次郎丸追進狀案

(前欠)

以重貞知行之北方号惣領、以惟重分領之南方稱庶子、經知行年序之後、(重貞)廣化讓渡惣領職於舍弟推重早、仍惟重庶子惣領兼帶知行之間、以根本之庶子分南方者、讓与當腹子息次郎三郎内重、至惣領職者、相副次第重書等、而讓給嫡孫別當次郎丸之条、先進之(状)明白也、将又、以同所内野在家・田蘭者、惟重讓甥河北又三郎信重(今者)死去之間、

是又一分庶子也、争不可有惣領・庶子号之由、可掠申之哉、就中、(如)遺于下総權守之許惟重之状者、へんたり御

せんにこそ、かい／＼しからぬかたはらいた□候へとも、

これしけかあとのそりやうしたいてうつのせうもんを

もとらせ候、自余畧之、又同書□追書仁云、このそりやうに

て候へハ、さつまのたうのはらの事、きこしめしつかれ

候ハん事かしこまり入候、河内殿(渋谷重徳)も御心へ候て申させ

給へく候(云、カ)、惟重自筆數通狀文炳焉也、別當次郎丸之外

誰人欵可成競望於彼遺領哉、而重名乍稱未分之跡、或令

押領當郷内數ヶ所田蘭、或可預配分御裁許之由、亘兩端

之条、無理所致也、次於重名者、自襁褓之中、被取養澁

谷次郎左衛門尉頼重後家宇竹(今者号)霧女(十町尼)之間、相讓養母

名字、童名号竹王之条、一門皆以所存知也、争可悵望實

父遺領哉、且如元亨元年御事書者、被養他人之族者、縱

雖望□実父之遺領、無讓状者、不及沙汰云、御事□嚴(重)

重之上者、雖未分、重名不能競望、何況哉於處分之地、

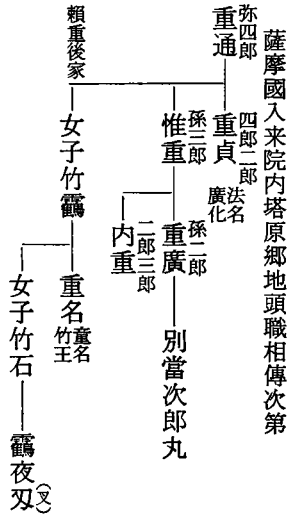
且任新法、且任別當次郎丸相傳、欲早被停止重名押領、

仍追進言上(如件カ)□

正中二年六月

系圖

○七 入来院塔原郷地頭職相伝系図



自余畧之、

○八 渋谷惟重書状案

(高懸) ときのへんたう御せんにこそ、かひくしからぬかたは
 らいたく候へとも、これしけあとのそりやうしたいて
 うつのせうもん□もとらせ候よしの子細をハ申て候へ、
 このやうたきの大かたとのへ申入候、神も御せうらん候
 へ、いさゝか所存候て、このふんちかい候ましく候、か

まくらにてあんと御申てとらせ候へく候、恐々謹言、

六月一日 平惟重在判

謹上 下をさとのへ

をて申候、河内とのニも御心へ候て
 申させ給候へく候、

自余畧之、

へんたう御せんの事、さつまをたち候し日にもたきへ
 まいり候て、大かたとのへこのやうハ申入て候へとも、
 なをくよくく御申候ハ、かしくまり入候、この
 そりやうにて候へハ、さつまのたうのからの事、きこ
 しめしつかれ候はん事、かしくまり入候く、恐々謹
 言

○九 尼けうほん本物返在家売券案

(縮裏書) 「本物返」
 うりわたす本物返のそりやうの事

ありさつまのくにたぎのこほりのたくまの四郎二郎か
さいけ一所か事

みきのところさいけハひくにけうほんかさき□□そりやうなり、

しかるをえうえう□□あるによて、しろのせに二十二貫□□

ほんもつかへしに入おくところ□□、本物かへさゝらん

ほとハ、何十かねんか□□ちきやうさほいあるへからず、たゝ

し二十かね中ハ、これをうくへからずか□□、もし又このや

しきの事につ□□いつかたよりもあらんわつらい候□□て、

さほいの事あらん時ハ、もとの一はい四十四くわんもん

をもて、さ□□かへすへく候、このうゑハ、たとひい

□□御とくせいしきもくなどいとき□□へちきをも

て、いさゝかもあらんある□□、よて状如件、

正中二年七月十日

(略押)

〇一〇 久秀状

かりやく元年十二月九日

右一石六斗、うぶこ御前□□候了、よ□□いらさせ給て、

もたせ給へく候状如件、

久秀(花押)

うぶこ御前

〇一一 鎮西御教書

(押紙)

「拾壹之内寺尾四郎左衛門〇」(黒印)

澁谷弥四郎重名代祐信申、薩摩國伊力院内(入悉)荅原南方田

島・在家等事、重申状如此、澁谷次郎三郎違背召文之間、(内憑)

可加催促之旨、先度被仰了、不日可被申左右也、仍執達

如件、

嘉曆二年後九月廿八日

修理亮(花押)

莫祢郡司殿

(本文書ハ「旧記雜録前編」二一四九一号文書ト同文ナリ)

〇一二 渋谷惟重遺領等注進状案

▽⑩(端裏書)

「重名所進勘返状案」

勘返

澁谷孫三郎惟重所領等勘返事

合

一相模澁^{①相模國吉田上庄}寺尾村内号吉田庄

田地肆段

在家貳宇内副同山野・立野老町

壹宇中三郎入道屋敷『上』

壹宇後藤太郎屋敷『下』

而如重廣注文者、貳宇内壹宇地頭屋敷云々、無

跡形不實也、貳宇共往代百姓屋敷也、

在家伍宇付山野在之、

一薩摩國入来院塔原郷

公田十八町七反半

是者公田許也、莫太余剩雖在之、不持下地取帳之

間、不備進之、於重廣者雖令所持之、插奸心、不

進取帳之上者、被配分公田、至下地余剩者、就于

分限、可被領之由、可被仰下于鎮西探題御方欵、

在家分

地頭

一所 地頭堀内『上』

四ヶ所城籠村内『上』

〇 一宇 淵脇『中』 此内毗沙門堂并十二宮、同敷地・免田在之、

二宇 借屋崎『上』 當所仁有市庭、是則有得分之地也、尤欲有御配分

一宇 藤九郎入道『中』

二宇 大藪『中』 此内天神敷地・免田在之、

於彼四字者往代屋敷付山野島地在之、

欲被載其色目於御配分狀、

三ヶ所中里内『中』

一宇者号岡六宗万房一期分也、未来仁可被定之、

三ヶ所 古家園内『下』 一字重名當住、此内仁業師堂并三嶋社、同敷地・免田在之、

一宇 かは目『下』 此内阿弥陀堂、同敷地・免田在之、

一宇 中塚 『上』 此内若宮敷地・免田在之、

一宇 横枕 『下』

一宇 久目方『上カ上也』 (繼目裏花押)

四字 宇津木浪 此内權現堂、同敷地・免田在之、

塚原 『上カ上也』

塚原

一字 塚原『下』

一字 皮屋『中』

三字 田代『中』

一字 木葉『中』

二字 金家『上』

如重廣注文者、一字云々、争隠密之罪科可遁之哉

貳字 橋口『中』

一字 樋脇『下』

三字 村子田『下』
當所仁觀菅堂一字、同敷地・免田在之、

二字 前土古『下』
此内諏方社、同敷地・免田在之、

一字 柿木原『下カ下』

一字 峯越『下』

一字 松丸『中』

重廣一向令隠昌分

一字 藤次『下』

一字 永吉入道『下』

一字 五郎太郎入道『下』

一字 赤崎入道『下』

(繼目裏花押)

一字 皆原『下』

正作分

一段井尻『上』二段月方『中』三段櫻木『中』

三段樺且『上』一町『上』
頭田 頭田、此内
神田在之、

一町『中』

此外山野河莫太在之、就于分限、可被分付之欵、

又在之、
号楡木田、名主押領之間、相論最中也、

一筑前國早良郡下長尾庄内『中』

田地 二丁

畠 二段

屋敷 一所

一筑後國三奈木庄内『下』

畠 一丁

一伊勢國大工田内『上』

田 一町

右、注進如件、

嘉曆四年五月 日

平重名

(本文書へ「旧記雜錄前編」二一五二八号文書ト同文ナリ)

(繼目裏花押)

〇一三 畠山直顕施行状

(押紙)

「拾老ノ内寺尾四郎左衛門〇」
(黒印)

ひくにけうほん在□

たゞし、永代をかきてゆつりたてまつるところ也、よて
状如件、

けうほん在□

(併付) 兼重以下凶徒爲誅伐、發向三侯院之處、薩州御敵等可致

後卷之由、依有其聞、先度被成御教書早、忿馳向彼等城

郷、可被致忠勤也、仍執達如件、

建武五年後七月二日

(直押) 源(花押)

澁谷弥四郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二〇二号文書ト同文ナリ)

〇一四 尼けうほん讓状案

ゆつりあたう、ひせんのくにさかの御り(佐善)しものしや(やう)しものしや(下庄)

うの内十郎丸名一丁六反(本)、ほんふつの御ゆつり給は

るところ(なり)、けうほんいちこのうちハ、てらを(の)い(重名)や

四郎殿にゆつりたてまつるとこ(る)なり、ほんふつより給

はるほんゆつ(重慶)まこ二郎殿に候、よて状如件、

康永三年きのさるの八月廿八日

(裏書)

「十七くわん四百文 うけようとう

廿二くわん六百文 わけて候」

〇一五 入来院楠本大園のさいほう身曳状

案

いりきのめんくすもとの大そのうさいほうか一るい七人、

むかへとの御うちひきふミ申候ところしち也、この

うちに太郎二郎おとこハ、御うちにゑいたいおかきり候

て、まいらせおき候、も御うちおまかりいて候はん時

ハ、一るい七人、いかなるけん・せいけ・しんしや・

ふつしの御りやうにまかり入て候とも、この状のむねに

まかせて、さうてんの御との人とめしとられまいらせ候

へく候、神人ミやふのかうおかり、一ちんのしさいお申
ましく候、仍状如件、

ゑんぶん四年八月十日

くすもとの大そのゝさいほう
ありはん

〇一六 入来院楠本大園のさいほう身曳状

案

くすもとの大そのゝさいほうか一るい七人、むかへとの
ゝ御うちニひきふミ申候ところしち也、このうちに。こにて候太郎
二郎男をハ。御うち。ゑいたいをかきりてにまいらせおき候、うへハもし御
うちをまかり(い)て候いかなるけもん・せいけ・しんし
や・ふつしの御りやうにまかり入候とも、この状にまか
せて。御との人さうてんのとめしとられまいらせ候へし、神人ミや
ふのかうをかり、一ちんのしさいを申ましく候、

〇一七 洪谷妙勝重名讓状

ゆつりわたすこけふんの事

一所 こつる、をなしきすいてんとともに

二 かちやま

二たん さいくわんつくり

一たん ゆわした

一たん 四十たしものた

をう上ういちこのゝちハ、(道襲)たうけんちぎやうすへし、

(鑑文)ゑんぶん五年二月九日

めうせう(花押)

〇一八 洪谷妙勝重名讓状

ゆつりわたすきとにいちこふんのところ也、
一たん かまさこ
二たん まつのさこ
三たをき(ん脱カ)といちこのゝちハ、たうけんのかたにわたす
へし、

ゑんぶん五年二月九日

めうせう(花押)

〇一九 渋谷妙勝名讓狀

ゆつりわたすしそくいや太郎か所
すいてんの事

一所 三たん 糸のきた

一所 二たん つゝミ

一所 二たん おきのた

一所 一たん のき(め)やま

一所 二たん さかのした

一所 一たん かわや

右すいてんハ、う(き)めんたるあひた、つほつけをしてゆ
つりわたすところ也、

ゑんふん五年(か)のへ
(お)のとし
(八)月四日
(め)うせう(花)押

〇 渋谷妙勝名讓狀案

(本文書ハ一九号文書ト同文ニツキ省略ス)

〇二〇 渋谷妙勝名讓狀

ゆつりわたす

そりやうの事 いや(太郎)か所

さつまのくに入きゑんたうのはらのうち

一所 かりやさきのその、おなしきすいてん

一所 まへとの四郎二郎(す)いてんその、おなしき

一所 いやしき

一所 たきのこほりたしりのむた一ちや(う)脱ぎのうち五たん

一所 おなしきたきのうち(と)りりやう一ちやうのうち五

たん

一所 まへとのさこかやしき

一所 ひせんのくにさかの御りやうしものしやうのうち、

十らう丸ミやう一ちやう六たんふたつへ、ほんゆつり

しやうをそへてゆつるところ也、

右さいけ・すいてんハ、めうせうちうたいさうてんのそ
りやうたるところ也、御くうしハせんれいにまかせてき
(し)脱ぎんすへし、よてのちのために、しひつのゆつりくたんの
ことし、

ゑんふん五年(か)のへ
(お)のとし
八月九日 めうせう(花)押

○ 渋谷妙勝名重讓狀案

(端裏書)

「いや太郎のゆつりのあんもん」

(本文書ハ二〇号文書ト同文ニツキ省略ス)

○二一 渋谷妙勝名重讓狀案

ゆつりわたす

そりやうの事まこたけつる丸か所

さつまのくにたきのこほりのうち

一所 とうりやう一ちやうのうち五たん

一所 たしりのむた一ちやうのうち五たん

一所 やたかたのはらのやしき

一所 たくまのかくきやうのやしき

右すいてん・やしきハ、たいくのゆつりしやうをあい

そへて、まこたけつるに、あいたいをかきりて、ゆつり

わたすところ也、御くうしハ、せんれいにまかせてきん

しすへし、よてのちのために、しひつのゆつりしやうく

たんのことし、

あんぶん五ねんねのとし八月九日 しやみめうせう

○二二 渋谷竹鶴知行分坪付注文

(二所) 〇のき田 三段 一所四十ノ田下 一段四丁

(二所) 〇てら〇へ 二段中 一所ききのさこ 一段

一所まへはら田 二段 一所ゆわ下 一段

(二所) 〇のきり山 一段 一所かわや 一段

一所きたむたのをき 三段

一所ミそよい 一段 一所かりあつまり一段中

一所かちやま 二段中 一所さかの下 二段

一所にうした 一段 一所まつのさこ 一段

一所まへた 一段 一所みつち 一段

一所つゝみ 二段

一所ミしまの御うしろ二段 一所ミつち経田

一所ミしまの御まへ 一段 一所ほりくちの門 一段

一所かまさこ 一段 一所かわらけ作 一段

一所やまみこ 二段

一所四十田上 一段冊

(奥裏書)

「たけつるとのゝふん

一所 一」

〇二三 渋谷妙勝名重讓狀

(勘解由) かけゆにとらすゆつりのほかのほりまちにをてハ、のこ
(道賢) らすたうけんにとらするところ也、又しさうたつききや
うてん、あひともちきやうすへし、かけゆも三郎四郎も
かのところにいきをゆわハ、めうせうかあとあるへか
(異議) らす、よてのちのために、しやうくたんのことし、

ゑいわ三年七月十六日

めうせう(花押)

〇二四 渋谷妙勝名重讓狀

(ゆ) □つりのほかハ、□んにこのほかハすいてん
(心) □すたうけ□ち□すへし、よてのちのために、

しやうくたんのことし、

一しさうとつき二たん、せうりんあんにきしん、又みつ

ち一たん、をなしきしん、

一これもたうけんのうちたるへく候、よてのちのために

くたんのことし、

かうりやく二年

二月九日 めうせう(花押)

〇二五 渋谷妙勝名重注文案

- 一 か □ たん
 - 一 (カ) □ つのさこ一たん、しさうめん
 - 一 (カ) □ みつち一たん、にんわうきやうめん
 - 一 (カ) □ ゑのきた三たん
 - 一 つゝミ二たん 六百文
 - 一 (カ) □ ミしまのまへ 三たん
 - 一 (カ) □ ほりくちのまへ一たん
 - 一 (カ) □ ミつち一たん
- かうりやく二年

二月九日

のちのためにかきをく也、

〇二六 大和守重家証状案

小りんあんのきしん状

一所 ゑのきた三たん

一所 つゞみ二たんこれへたうけんう□

一所 かけゆとのうち

一所 みしまのうしろ上下三たん

一所 ほりくちまへ一たん

一所 水ち一たん

一所 かん一た一たん

一所 しさうたうつき一たんまつのさこ

一所 きやうてん一たん

右、少林庵仁寄妙勝之寄進状、一見仕候了、

仍為後日之状如件、

康曆二年二月九日

大和守重家

〇二七 渋谷道賢議状

(押紙)

「拾壹之内寺尾四郎左衛門〇」

(黒印)

ゆつりあたふるしよりやうの事

右、さつまの國いりきのゐんたうのはら(塔原郷)のかうのうち、

たうけんちうたいさうてんのしよりやうたるあひた、(籠)た
け王丸(惠)に多いたいをかきて、ゆつりあたふる事しち也、

うきめんの田の事

一所 ちやま二反 一所 てらまへ二反

一所 かうやのさかのした一反

一所 ゆわした一反 一所 かりあつまり二反

一所 やまミこのさかのした二反

一所 四十田一反四十

一所 まへ田一反 一所 ミしまのまゑのむた一反

一所 ミしまのうしろ一反 一所 みそゝい一反

一所のきりやま一反 そのほか、たうけんちきやうの内
ほりまち以下山野にいたるまで、たけ王丸ちきやうすへ

きなり、よて為後日状如件、

おうゑい二年八月三日

たうけん(花押)

〇二八 渋谷道賢讓状案

ゆつりあたふるしよりやうの事

右、さつまの國いりきのゐんたうのはらのかうのうち、
たうけんちうたいさうてんのしよりやうたるあひた、た^(論)
け王丸にゆつりあたふる事しち也、

うきめんの田の事

さかのした

一所かちやま二反、一所やま二反、一所かうやのさかし
た一反、一所ゆわした一反、一所ほりのやまミこのさい
くわんつくり二反、一所四十田一反四十、一所まへ田一
反、一所のぎりやま一反、一所ミしまのまへ一反、一所
ミしまのうしろ一反、一所ミそゝい一反、そのほかたう
けんちきやうの内へ、ほりまち以下山野にいたるまで

(裏書)

「たけ王丸ちきやうすへきなり、よて為後日状如件、

おうゑい二年八月三日

」

〇二九 渋谷道賢讓状

ゆつりあたふるし□^(よ)りやうの事

右、さつまの國いりきのゐんたう□^(の)はらのかうのうち、
たうけんちうたいさうてんのし□^(よ)りやうたるあひた、た
け王丸にゑいたいをかきて、ゆつりあたふる事しち也、

一所かりやさき水田一丁一反、同やしき

一所こつる水田六反三十、同やしき

一所まゑとこ水田八反、同やしき

一所ほりのうちあやしき、本もんしよともにゆつりあた
ふる事しち也、よて為後日状如件、

おうゑい二年八月三日

たうけん(花押)

〇三〇 渋谷道賢讓狀案

ゆつりあたふるしよりやうの事

右、さつまの國いりきのゐんたうのはらのうちかうの、たうけ

んちうたいさ（五）□てんのしよりやうたるあひた、たけ王（諸重）

丸にゆつりあたふる事しち也、

一所かりやさぎ水田一丁一反、同やしき、一所こつる

水田六反、同やしき、一所まへとこ水田八反、同やしき、一

所みやしきほりの内、本もんしよともゆつりあた

ふるなり、よて為後日状如件、

おうゑい二年八月三日

〇三一 渋谷道賢讓狀

ゆつりあたふるしよりやうの事

右、さつまの國いりきのゐんたうのはらのかうのうち、

たうけんちうたいさうてんのしよりやうたるあひ（た）□、と

らいぬ御せんにゆつりあたふるしよりやうの事

一所ほりのやまミこのさいくわんつくり二反

一所かまさこ一反

たゝし、かのしよりやうハ、とらいぬ御せんいちこ分ち

きやうすへきなり、とらいぬ御せん一こすき候ハ、（諸重）た

け王丸かゑすへきなり、よて為後日状如件、

おうゑい二年八月三日

たうけん（花押）

〇三二 渋谷道賢讓狀案

（端裏書）

「たちまとのゝゆつり状の案文」

ゆつりあたふるしよりやうの事

右、さつまの國いりきのゐんたうのはらのかうのうち、

たうけんちうたいさうてんのしよりやうたるあひた、た

ちまのすけにゆつりあたふるしよりやうの事

たうのはらのきたむたのおきの田三反、ゆつりあたふる

也、

もしたけ王丸にむきてきあらん時ハ、かのしよりやうハ

たけ王丸ちきやうすへき也、たゝし御かうし事ハ、一反

分をたけ王丸にきんすへき也、よて為後日状如件、

おうゑい二年八月三日

たうけん

同應永九年十二月一日

〇三三 渋谷道賢庵分浮免田注文

たうけんのあんのうきめんのた

三たん ゑのきた

二たん つゞみ

二たん ていきのた

一たん のきり山

二たん さかのした

一たん かわや

〇三四 渋谷諸重讓状

ゆつりあたふしよりやうの事

右、さつまの國いりきのゐんたうのはらのかうのうち、
諸重ちうたいさうてんしよりやうたるあひた、子ちよ(重)
わう丸(位)にゑいたいをかきて、ゆつりあたふ事しち也、

もしちよわうふりよのしさいも候て、しそんたえ候時

ハ、あね(編)ひわきとのゝ女しやうの子ともの中ニ、ちき

やうすへし、たのさまたけあるへからす候、

一所かりやさき水田一丁一反、同やしき

一所こつる水田六反三十、同やしき

一所まゑとこ水田八反、同やしき

一所ほりのうちゐやしき、本文書ともにゆつりあたふる

事しち也、仍為後日状如件、

應永廿三年さるのとしの九月五日

諸重(花押)

〇三五 渋谷重長・重頼連署証状

(押紙)

「拾老ノ内寺尾四郎左衛門(黒印)〇」

幼少之時、親父諸重討死候ニよて、諸重之所領等之讓状
もなく候と承候、又妙勝以来の手續の状をもうしなわれ
候よし承候、但此段存知之事候之間、彼文書共いつ方ニ

候共、所領等之事へ、四郎重位知行あるへく候、他之妨あるへからず候、田嶋同屋敷等之坪付別掃ニあり、仍為後證状如件、

永享九年_丁二月廿八日

重頼(花押)

重長(花押)

(炭谷重位)
向四郎殿

(本文書ハ「旧記雑録前編」二二〇四号文書ト同文ナリ)

○三六 八幡公事日取注文

永正二年_{うし}の十二月吉日

八幡ノ御公事ノ日取

あきおさめ

うしノ年の出

四十九石八斗ノうち二十石ハいり申候、二十九石八斗ハいり申さず候、二十石のいゝミあしそろい候へハ、三十
二石、このうち五石ハみしん、已上そろい候_(へ)、いり
のこりともニ、ぶき数二百四十七、今くらニある分_(へ)粗数

二百二十一、

みしんノ人数

四斗 平あん寺ノ六郎二郎

八斗 かミかた平ノさへもん四郎

四斗 福光寺之助二郎

四斗 かり屋の四郎へもん

四斗 うたこへの_(口)三郎

四斗 おすへ_(口)ノ_(口)かとのへもん三郎

六斗 つかさのゝ沼はたノ四郎さへもん

八斗 きやうつかのはうり八郎五郎

四斗 くら_(口)たこのまへのまこ九郎

已上入のこりともニ

粗数二百四十七

○三七 鵜川日記

永正十五年六月三日鵜川日記_戊

寺尾四郎左_(口)殿

_(口)石十郎殿

一一一一一一一一一一一一一一一一
一一一一一一一一一一一一一一一一
代
一一一一一一一一一一一一一一一一
一一一一一一一一一一一一一一一一

原口小三郎殿	二二三		代	二二三
種田五郎次郎殿	二二三		代	二二三
吉牟田神左衛門尉殿	二二三		代	二二三
〔田之〕口十郎右衛門尉殿	二二三		代	二二三
今村右京殿	二二三	先	二二三	二二三
山之口助九郎殿	二二三	二	二二三	二二三
下田弥二郎殿	二二三	はん代	二二三	二二三
はら口方	二二三	代	二二三	二二三
三郎兵衛方	二二三	代	二二三	二二三
三郎九郎方	二二三	代	二二三	二二三
源左衛門方	二二三	二二三		二二三
嶋本新衛門方	二二三	二二三		二二三
鶴持	二二三			二二三
寺尾殿	二二三			二二三
原口殿	二二三			二二三
種田五郎二郎殿	二二三			二二三
吉牟田殿	二二三			二二三
田口十郎衛門尉殿	二二三			二二三

□合カ

入來民部少輔殿 一 御合力候分

原口二郎四郎殿 二三 入又六殿 一

入來治部少輔殿 一 横大路藤さへもんとの一

すか院七郎兵へとの一 白河八郎次郎殿 二二

〔合〕河五郎兵へとの一

○三八 用途未進注文案

□んへちようとうの未進

二百廿四文かりやさき 廿文さいくわん

四十文かきの木原 四文まへた

百卅文ハしくちか之跡半分 百文つかの原

四文ハしのくちの房 廿文ひわき

百卅二文下大蘭 卅四文ふるゑ蘭

百十六文かなげの弥三郎 二文きやうふ二郎

六十□文てうし 四十文二郎太郎

廿八文かなげの乙房 百文大くんし

以上一貫五十八文

このほか一貫百八十文まへとこ・むらこ田分

つかう二貫二百卅八文

〇三九 入来院塔原北方段別用途結解状案

(端裏書)

〔北方分〕

段別四拾文宛□用途結解状事

合

一本 一紀藤三 不二反 一丁六反十中内三分引田 半分一反廿中

定田四反冊給分を加定

一本 一柿木原 四反廿

一本 一塚原 七反廿中内一反八引田

定田六反廿中

一本 一師太郎 一反冊不十中

年十二年 一十郎大夫 六反卅不四反十中

一弥五郎檢校 七反冊中内引田三分 用作用に召

定田五反冊中給分を加定

一本 一富留家園 一丁卅中引田半分 一反廿中

定田九段十

一前田 三反中

一(大車礼) 五反廿不二反十

一本 一田代矢三郎 一丁一反卅中不三反卅中

〇一 一同所熊羆 八段

一本 一法智之跡 七反十中

一(窪田) 六反卅

〇一 一湧脇 五反中

一本 一河屋 二町五反

一(内野) 八反

〇一 一木場 一丁一反卅

〇一 一峯越 五反半分のそく

定田二反廿中

〇一 乙房 一草藤別當之跡 八段卅中

一本 一藤九郎入道 七反半分

一本 一角岡 七反廿不三反

一本 一中里次郎太郎 一丁三反

- 一 田平三之跡 一丁廿
- 一本 河波多入道 一丁三反
- 一本 新平三入道之跡 二町
- 一本 孫四郎 七反
- 一本 下大園 七反
- 一本 上大園 七反
- 一本 田藤太入道之跡本かりやさき歟 一丁二反卅
- 一 松丸 三反
- 一 刑部次郎 六反卅
- 一本 橋口入道之跡 六反廿中不四反
- 一 前床藤七 六反 心野三反除
- 一 師次郎 一丁四反
- 一 五郎次郎 一丁
- 一 三郎太郎 九反
- 一 五郎太郎 一丁四反
- 以上 三十三丁四反十
- 寺田分
- 一 河見寺 六反

- 一 藥師堂 三反
- 一 西嶽 三反
- 一 村子田 六反
- 一 十二寺 八段廿
- 以上二丁六反廿
- 都合三十五丁卅内
- のそく
- 三反廿中とう九郎入道の在家うらせ給候半分
- 三反十中引くち之跡うらせ給半分
- 二反廿中ミねうゑうらせ給半分
- 六反引田御用作分大宮司二反
ふるゑ園三反
つかの原一反
- 七反廿つのをか之むまの代
- 三反 やくしたうめん今年一ヶ年の作とて御めん
- 以上二丁五反卅中
- 定田三十二丁四反卅中
- 分用途十二貫九百九十六文内
- 弁十貫七百五十八文
- 未進二貫二百卅八文

十貫百文さきに進上了

のこる六百五十八文今進上

〇四〇 某本物返在家売券案

(端裏書)

「ほり (家の) さいけの案文」

本物返ニ入置田地事、水田三反・同屋敷等事

右件の田地者、さつまの國入来院塔原内堀口之在 (家)

在家得分用途一貫六百文所也、重名重代相傳所領たるあ

ひた、ようくあるによて、ま (用途五)

(實) 文ニさためて、明年子のとしより入置ところしち也、

彼在家におひてまんさうくうしりんしのくわやくあるま

し (知) 候、地行せらるへく候、たよし三ヶ年のうちハ、う

けいたし候ましく候、それすき候ハ、いつくも本物用

途五貫文をもてうけいたし候へく候、たとい又いかやう

の御とくせい出来候とも、別儀をもてしさいある (から)

(候カ)、仍為後日状如件、

〇四一 畠山直頭軍勢催促状

(押紙)

「拾巻ノ内寺尾四郎左衛門 (黒印)」

就隅州賊徒退治事、既發向當國 (了)、急速進發候 ()

次第可申談候也、恐 () 謹言、

十二月十二日

治部大輔直頭(花押)

謹上 澁谷弥四郎殿 (重名)

〇四二 田地坪付注文

たのつほつけ

一たん きやうてん

一たん ゆわのくち

一たん くきのさこ

一たん かわや

一たん ゆわした

二たん かりあつまり

一たん ほりくちのまへ (かミ)

- 三たん ミしまのうしろ
- 二たん つゝミ
- 二たん さいくわんづくり
- 二たん さかのした
- 二たん やまひこ
- 一たん四十 たけつるかてづくり
- 一たん四十 御はつを物た
- 一たん かまさこ
- 三たん てらまへ
- 一たん まへた
- 三たん 糸のきた
- たん かちま
- 一たん のぎりやま
- 二たん をぎのた
- 一たん ミそゝい
- 一たん まつのぎちぢりう
- をぎにふたぎれちぢりう
- 一たん せんたいぎしんちぢりう
- ミつち

〇四三 田地坪付注文

- 三たん 糸のきた
- 二たん かちやま
- 二たん をぎのた
- 一たん のぎり山
- 一たん ミそゝへ
- 三たん てらまへかけゆ
- 一たん かまさこ
- 二たん つゝミ
- 二たん さいくわんづくり
- 二たん さかのした
- 一たん 四十た
- 一たん 四十た □
- 二たん かりあつ □(まりカ)
- 一たん くきのぎ □(ニカ)
- 一たん かわや
- 一たん ゆわした
- 二たん まつのぎこ

一たん ぐわのくち

一たん ミつちかけゆ

一たん まへた

一たん ほりくちまへかけゆ

ほりまちのきれく

や□はくのまへ うしろ

ミしまのうしろの

ひやくた

さわらのむた

たし□^(おカ)のはた

三たん ミしまの□^{うしろ}

○四四 渋谷重頼書状

▽御礼之旨委細承候了、就于其にて先々御跡事までしよ
う人状之事、蒙仰候間、令逐日兼又すわうの助殿御ふし
んの事承候了、年内不幾々、明春令參可申入候、返々態
々御音信畏入存候、^(以上、「清敷龜鑑」)△毎事期後信候、恐々謹言、

□

重頼(花押)

向殿

御返事

(本文書ハ「清敷龜鑑」ヨリ補ヘリ)

○四五 入来院重治書状

五月廿八日之貴冊、七月廿三日ニ相達、忝令拜閱候、先以
薩州様益御機嫌好、早々御參府被遊、恐悦御同意ニ奉存
候、御當地

中将様暑氣ニも御痛不被遊、目出度奉存候、次ニ貴様御
儀、弥御堅固被成御座候旨、珍重之御事ニ奉存候、其御
地へ相詣申候時分者、則御意得、貴意忝奉存候、罷下候
へ共、書状ニも不申進候、無音背本意奉存候處ニ、到遠
境被仰下候段、御懇志之至ニ奉存候、何様定而便宜之節
書中ヲ以可得貴意候、恐惶謹言、

入来院隼人

七月廿六日

重治(花押)

服部将監様

貴報

(表紙)

寺尾四郎左衛門家

○四六 寺尾氏系図

寺尾四郎左衛門家

平姓元祖

曾司五郎坊

定心 三男

○重經

號ニ寺尾四郎ニ五郎四郎 法名定佛

○寛元四年丙午三月廿九日、殿親定心讓、賜ニ寺尾

村相州上庄・箕田・大功田兩所・河會郷十町村作吉田之内

而シテ後ニ住ニ寺尾村ニ、以寺尾爲ニ稱號ニ、

○建長三年八月二十四日、殿親又賜ニ塔原郷薩州院、

○建長七年乙卯十二月七日、相州・奥州連署之御教書頂戴之、

○重通

彌四郎

○建治三年受シ定佛之讓、

爲重

初重員 與一 入道名善阿

頼重

七郎

女子

幼字竹籬 渋谷左衛門次郎頼重妻

○頼重死後剃髮シテ號ニ十町ノ尼ト

重貞

四郎次郎 法名廣化

正和四年七月卒去、

明一房

眞良房

○惟重

孫三郎

嚴親重通以テ塔原ノ北方ニ、讓リ嫡子重貞ニ、以テ南方ニ、讓リ一男惟重ニ、重貞無ニ嗣子、以故ニ惟重并ニ南北ニ領レテ焉、

重廣

孫次郎

万歳丸

三郎丸

別當次郎丸

小野王丸

○重名

初重經 竹王丸 彌四郎 法名妙勝

○建武以來屬シテ武家之將畠山直顯ニ、數、抽シ軍功ニ、

内重

二郎三郎

重見

童名明忍房 彌三郎

竹夜刃丸

禪僧

羈王丸

女子

比丘尼明言房

女子

比丘尼眞秀房

女子

○重(ヤリ)

號白彌太郎 入道名道賢

○延文五年庚子八月九日、受シ父妙勝之讓、

勘解由

三郎四郎

○諸重

竹王丸 彌四郎

○應永之末年戰死、
重(ツヨ)

竹羈丸 周防

女子

樋脇某妻

○重位

千代王丸 四郎

○應永二十三年丙申九月五日、諸重讓_二所領_一於千

代王丸、

○永享三年辛亥十一月十五日、総領彈正少弼重長、

加冠_{ニテ}千代王丸、號_ス四郎重位、

重位幼稚之時、父諸重戰死、以故_ニ妙勝以來午(手)

續_レ之文書多_シ紛失_ス者、依_レ之_ニ永享九年丁巳二月二十八日、総領重頼・重長賜_ニ連署_一之證書、于重位、相傳_レ之所領不_レ可_レ有_ニ他_一之妨_ク云々、

○重(ツヨ)

益王丸 若狹守

數_ニ抽_ニ戰功_一顯_ニ名譽_一、

○重(ツヨ)

左兵衛

○享_(享)祿四年辛卯於_ニ串木野枯木_一尾_ニ戰死_ク、

○重(ツヨ)

彌四郎 入道名露月

○重高

善右衛門

自_ニ文祿_一至_ニ慶長_一、重高爲_ニ入來院家_一之質、

在伏見、時當家出奔之士今藤權兵衛、云者、有濫訴國中之事、賜千石之切紙、之聞、重高以智畧奪取、訴狀及切紙、進上、

太守義弘公、御惑不斜、而後被誅、今藤、重高數奉見

義弘公、忝上意度々也、

○慶長四年己亥六月廿三日、重時君被攻日州山田城、此時重高手負也、

○重良

内匠 四郎左衛門

○慶長二年丁酉二月十八日生、

○延寶二年甲寅二月廿五日死、嘉翁宗悅居士、

妻、延寶元年癸丑五月廿五日死、涼屋妙清大姉、

— 女子

入來院左京妻

○重盛

善右衛門

○元和元年乙卯五月廿四日生、母、熊ノ城衆中原

田源左衛門ノ娘、

○貞享元年甲子七月朔日死、輝應淨光居士、

妻寬永元年甲子八月十五日生、

○貞享元年甲子十二月廿一日死、頓源妙悟大姉、

— 女子

宮里嘉兵衛妻

○元和八年壬戌三月廿八日生、母同前、

○元和二年癸亥五月十八日死、

— 重詳

三郎 休兵衛

○寬永六年己巳三月五日生、母同前、

○正保二年乙酉八月廿四日、東郷十郎左衛門爲養

— 子、

— 女子

○慶安四年卯歲生、母吉岡休兵衛娘、

—女子

○萬治元戊戌歲生、母同前、

申良衆中川野文愈貞通妻

○重聖

三五郎 四郎左衛門

○寛文元年辛丑六月廿三日生、母同前、

○正徳二年壬辰九月十四日死、實相現圓居士、

—女子

入來院平次兵衛定昌妻

母ハ東郷衆中瀬之口惣左衛門女

○定政

初重光 明照 三四郎 善右衛門

○元禄十二年己卯二月廿二日誕生、母同前、

○享保十六年辛亥二月十九日補ニ番組頭、

定教公有ニ命補ニ役人職、

○寶曆三年癸酉十一月奉ニ 定勝公命、賜ニ寺尾家

二男以下之家號、於十尾、

○同十一年辛巳十月十日死、心安良鏡居士、

妻ハ安永八年己亥二月十八日死、

—女子

東郷善太實有妻

母ハ川崎平左衛門祐維女

—女子

入來院平五郎定聖妻

母同前

○定經

善藏 東風右衛門 彌一兵衛

○享保二十年乙卯二月十七日誕生、母同前、

○寶曆十一年辛巳十月十五日、奉ニ 定勝公之命、

家督、

○同十三年壬申八月十五日、爲ニ 岩袈裟君守役、

加ニ役ニ番組頭及ニ普請方、

○明和九年即安永元年壬辰九月十一日爲ニ 定馨公近習

役、

○安永二年癸巳三月十一日、

定馨公有_二命_一賜_レ寄生崩_レ藤_手午入紋所_一、往々可_レ用_レ之_一也、

○安永三年甲午六月十一日 定馨公召_レ定経_一於御前、口自命_二役人職_一、

○享和二年壬戌八月十四日死、靄山靈昭居士、

妻_ハ文化五年戊辰五月十九日死、智岳靈光大姉、
通_レ _(マ)

大右衛門 源五兵衛

○寛保元年辛酉六月廿九日生、母同前、

○寶曆五年乙亥二月奉_二 定勝公之命_一、爲_二高木弥左衛門通次之養子_一、

— 女子 入來院仲太兵衛定登妻

○寶曆七年丁丑七月五日誕生、母高田八郎兵衛唯

相女、

— 女子 副田嘉三治定三妻

○寶曆十三年癸未八月五日誕生、母同前、

○定寧

初善藏 三保齋 弥十郎 善之丞

○明和五年戊子四月九日誕生、母同前、

○天明七年庚未二月十五日奉_二 定矩公之命_一、補_二番頭_一、

頭_一組頭_一、

○寛政六年己午二月朔日、及_二組頭近習役_一、

○文化二年乙丑八月廿一日、定経公直_ニ召_レ定寧_一、

於御前_一、命_二役人職_一、

○文化十四丁丑八月八日、役人退役_ス、

○文政五年壬午正月十二日死_ス、雪山玉樹居士、

妻_ハ嘉永六年癸丑八月十七日死_ス、清屋貞心大姉、
通禮

四郎左衛門

○安永三年甲午七月三日誕生、母同前、

○寛政二年戊八月三日依_レ願_ニ爲_レ副田嘉次右_一門

定秋養子_一、

— 榮四郎

早世

○寛政十年午歳生、母中島八郎次女、

○文化三年丙寅十二月四日死、一超直入居士、

—女子

夭亡

母田中市郎兵衛種央女

—女子

夭亡

○享和元年辛酉十一月廿三日生、母同前、

○定朋

初袈裟五郎 五郎 善右衛門 一聲

○文化元年甲子正月十日誕生、母同前、

○文政五年壬午正月、奉_ニ定経公之命_一、爲_ニ家督_一、

○文政六年癸未七月廿三日、奉_ニ定経公之命_一、

補_ニ一番組頭並宗門方加役及足輕奉行_一、

○天保三年壬辰六月廿五日、

定経公直召_テ定朋_ヲ於御前_ニ、以_ニ御奉書_ヲ、命_ニ役

人職_ニ、

○天保十年己亥七月九日、役人退役_ス、

○弘化二年乙巳三月廿一日、

太守齋興公御巡見、今日入來江被爲_レ在_ニ入御_一、

浮之口御野立江以_ニ組頭職_ニ可相勸旨_一、

定一君ヨリ被仰付、首尾能勉_レ爲_ス、

嘉永七年甲寅二月五日、依_ニ法令_一、避_ス

將軍家御諱之定_ノ字_一、用_ニ明字_一爲_ニ當家実名之通

字_一、

○安政二年乙卯十二月十日、避_ニ明字_一、用_ニ公字_一、

○安政六年己未十一月廿二日、隱居成並一聲、改名_ス、

—女子たつ

○文化三年丙寅八月廿四日生、母同前、

時崎覺左衛門義喬妻

—通つとむ

善藏

○文化六年己巳六月十八日生、母同前、

○文政十二年戊丑十二月十二日、奉_ニ定経公之命_一、

依_レ願_ニ爲_ニ石原直右衛門信次掣養子_一、

家督ト、

—女子

富佐フサノ靄カミ

○天保九年戊戌閏四月四日誕生、母田中休右エ門

種安女、

—女子

德

○天保十二年辛丑五月廿一日生、母同前、

○天保十五年辰五月朔日死、

—女子

夭亡

○公和

幼名廣助 金齋 金右衛門 四郎左衛門

○天保七年丙申十月十七日誕生、母斧淵仁兵衛道

嶮女、實父市來清右衛門政德嫡子也、

○安政六年己未十一月五日、奉_二公寬公_一命、寺尾

善右衛門公信之爲_二躰養子_一、

○安政六年未十一月廿二日、受_二養父公信之讓_一、爲_二

○文久二年壬戌十一月晦日、奉_二公寬公之命_一

補_二一番組頭_一、當勤加役御直横目御軍役方掛・

山方掛・牛馬方掛・御鳥方掛、且 若君愛袈裟

様御守役勤_レ焉、

○慶應四年戊辰正月、摂州大坂表就_二大變動_一、肥前

長崎邊迄爲_二救応_一、入來一小隊出兵被_レ仰出、

同十三日、受_二公寬公之命_一、爲_二小隊長_一出兵、

同二月廿七日、無_レ恙帰宅、

○明治二年己巳九月廿四日、小隊長被_レ仰付_一候、

○先祖代ヨリ入來院亦六家臣_{ニテ}候處、御一新_ニ付明

治二年己巳十月、入來士族被_レ仰付_一候、

—公 (44)

袈裟五郎

○萬延元年庚申九月四日生、母寺尾善右エ門嫡女、

○文久元年酉三月十一日死、

—女子

犬松

○文久二年壬戌九月廿一日生、母同前、

—女子

つね

○元治元年甲子十二月十六日生、母同前、

○慶応二寅二月十四日死、

—公(マヤ)

熊之介

○慶應二年丙寅十二月廿五日辰剋生、母同前、

—女子

梅鹿ウツカ

○明治二年己巳四月七日生、巳下刻母同前、

明治三年庚午三月三日名改祝、

同年午八月十日死、十一日葬式、

—男子

明治四年辛未七月十四日晚八ツ時分誕生、母同前、

同年未八月三日死、翌四日葬式、

日数二十日存命ニテ死ス、

—男子

虎五郎

明治五年壬申十月十三日亥刻誕生、母同前、

四ツ半時分子ノ日
天社日

—男子

明治九年丙子五月十一日午刻誕生、母同前、

昼九ツ時

寺
師
文
書

○一 島津義久袖加判町田久倍領地目録

□ (朱印、印文「義久」)

薩州平泉之内領知目録

一 うら木之門 本田信濃入道先

老段二畝廿歩 柳田

二反 同所

一反 前田

一反拾五歩 同処

三反 同所

貳反五畝 迫田

已上老町一反九畝五歩

畠方

山畑 貳反 うら木

二反 同所

已上

同名 勝毛之門 梅北宮内左衛門先

五反九畝拾歩 前田

三反五挾十歩 同所

二反六セ 釣柴

老段 同処

三反十三歩 同所

已上壹町七段三畝廿七歩

畠方四段 内一反山畑

惣合田数貳町九反三畝二歩

此外畠方八反

町田出羽守

天正廿年十一月十二日 久倍(花押)

寺師源三郎殿

○二 島津義久袖加判阿多盛淳外三名連

署領知目録

□ (朱印、印文「義久」)

隅州曾於郡之内領知目録

浮免

老反 前田 川俣兵部左衛門尉先

八世 同先
弓絃木 同先
川原田 同先
七畝

已上式反五世
内式せ餘

天正廿年霜月十九日
鎌田出雲守 政近(花押)
伊集院下野入道 抱節(花押)
町田出羽守 久倍(花押)
長壽院 盛淳(花押)

寺師源三郎殿

〇三 新納忠元知行目録

薩州伊佐郡大口内諸村知行目録

篠原村 中嶋門

屋敷ノ後 下田三畝十歩 貳斗六升六合六勺 源四郎
中嶋刻合 下田老段廿八歩 八斗七升四合五勺 同人
榊名 中田老段三畝十歩 壹石三斗三升四合 四兵衛尉
山ノ口 下田老段六畝 壹石貳斗八升 權右衛門尉
せんぞく松 中嶋八畝十六歩 五斗壹升二合 筑後

中嶋ノ門 屋敷六畦 六斗 源四郎
小木原村 新屋敷 弥七郎

ふる頭 中田老段三畝廿歩 壹石六斗四升
同所 中田老段七畝十歩 貳石八升
宮田 中田老段四畝十二歩壹石七斗貳升八合
同所 上田九畦十八歩 壹石三斗四升
同所 上田老段十八歩 壹石三斗四升
大四郎 下田四畦 四斗 志摩允
寺田 中田貳畦廿四歩 三斗四升 新五郎
後田 上田七畝 九斗八升 藤右衛門尉
同所 上田老段十歩 壹斗八升六合 郡山寺
後庵 上嶋二畦十二歩 貳斗四升 彦八
中原 慶長九年より仕明公役之高ニ入 新屋敷老段老畦 壹石壹斗

羽根田村 宮ノ前屋敷 次郎右衛門尉
前田三段貳畝之内わり合 九斗 与七
中田九畦 右同 大膳
したろうわり合 下田老段 八斗 市来先
かふまん 中田六畦廿歩 右同 六斗六升六合六勺
古川一段四畦之内 下田八畦 右同 六斗四升
同所 下田老畦 八升 伊地知先

同所 下田老畦 八升 伊地知先

同所 下田老畦 八升 伊地知先

同所 下田老畦 八升 伊地知先

同所 下田老畦 八升 伊地知先

同所 下田老畦 八升 伊地知先

同所 下田老畦 八升 伊地知先

同所 下田老畦 八升 伊地知先

同所 下田老畦 八升 伊地知先

同所 下田老畦 八升 伊地知先

同所 下田老畦 八升 伊地知先

同所 下田老畦 八升 伊地知先

同所 下田老畦 八升 伊地知先

川原田わり合
中田七畦十歩 大口ノ 七斗三升三合三勺 奉行

同所わり合 右同 上田八畦 卷石壹斗貳升 与七

前原正明籠 三坪ニ有 右同 中田壹畦廿五歩 久右衛門尉

はねた 右同 中島五畦 三斗 四郎左衛門尉

居屋敷九畦十歩 右同 九斗三升三合三勺 清左衛門尉

諸村浮免

大内田村前田わり合 上田壹段壹畦十歩 源太左衛門尉

高柳村島添わり合 中田五畦十八歩 助兵衛尉

平田村大牟田わり合 中田貳段壹畦十八歩貳石壹斗六升 孫三郎

里村わき 下田壹段二畦廿歩 卷石二斗一升三合四勺

同所岩本殿より替地永代 下田壹畦十歩 六郎左衛門尉

同村山わたせ 下田壹段二畦八歩 次郎三郎

飯野原田村谷ノ口加増 下田壹段八畦 卷石八斗

同村原田 右同 下田六畦十五歩 六斗五升

同村坊かしま 右同 下田壹畦十歩 卷斗三升三合三勺 湯田弥右衛門尉先

里村はる 中島壹段廿歩 八斗五升二合 少兵衛 同先

同村田かた 下島貳畦 卷斗貳升 孫七

堂崎村はしノ口 中島壹段二畦 九斗六升 對馬

鳥巢村つる内桑十三本綿四十目此卷二斗籠溝口殿より買地 下島壹段六畦十四歩九斗八升八合 佐左衛門尉

原田村川くほわり合 中島三畝廿四歩 三斗四合 右同 尚右衛門尉

公田之内地無不足故所にて令配分候、

大内田村宮田 配當返地 卷石四斗 源太左衛門尉

上田壹段 羽月村川脇前田門之内 下田二畦十五歩 貳斗 孫左衛門尉

同村こかくら 下々田三畦 卷斗八升 同人

同村りう木 下々田貳畦十歩 卷斗四升 同人

同村外島 下島三畦 卷斗貳升 同人

長羽村川脇 下島壹畦十五歩 六升 善介

同村萩原 下々島三畦十歩 卷斗 金藤

同所仕明 下々島壹畦 三升 仲兵衛

同村田嶋つる仕明籠 下々島四畦 卷斗貳升 新左衛門尉

右 合貳石三斗五升

合田島・屋敷三町七段三畦拾六歩

高三拾六石四斗五舛八合

右之外

高四拾六石五斗五升

從鹿兒嶋國郡直之目錄

惣都合高八拾三石八合

慶長拾五年
卯月廿六日

新納武藏入道 (花押)

寺師筑後守殿

貳ッ有之

定公役

寺師半右衛門尉様
人々御中

(本文書ハ「旧記雜錄後編六」二二四号文書ト同文ナリ)

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」六八八号文書ニ一部収載セリ)

○四 伊集院忠貞書状

猶々新納加賀守様へも内々御無沙汰ニ罷過候由、次
而之時分御取合頼申候、

幸便之条申入候、仍其元御無事之由目出度存候、此方も
息災ニ罷在候、可御心易候、拙者事も去年以来在江戸申、
當秋供仕候而罷下申候、久々不能貴面御床敷存候、態以
使札も御見舞可申處ニ御無沙汰、背本意存候、将又村上
左助夫婦も在江戸ニ而候、無事ニ奉公ニ而候、貞左衛門
尉殿へも此由御心得頼入候、猶期後音節候、恐惶謹言、

伊集院三右衛門尉

十月三日

忠貞 (花押)

○五 島津久慶外四名連署書状
以上

一筆申候、仍大口喫衆無人ニ而事闕之由、新納加賀守殿
被為申候、就其實所被致喫役、諸公役就中國界之儀候間、
何篇可被入念事肝要ニ候、恐々謹言、

山田民部少輔

有栄 (花押)

寛永十八年
辛巳

十月廿三日

鎌田治部少輔

政統

穎娃左馬頭

久政 (花押)

下野守

久元 (花押)

彈正大弼

久慶 (花押)

寺師半右衛門尉殿

御宿所

(本文書ハ「旧記雜錄後編六」二一九号文書ト同文ナリ)

〇六 大口支配所知行名寄目録

(端裏書)

「寺師吉兵衛」

五十番

老石闕 知行名寄目録

原田村五月田式反二せ廿二歩糶九表二斗五升せ町十九之内四ツ割

下田五畦廿歩 糶式表一斗五升 仲介

里村下水流

山畑十間 八畦十歩大豆九升 仲兵衛

同村高島六せ十式歩大ツ巻斗之内

山畑巻畦□歩 大ツ式升 権八

合糶・大豆式表二斗六升

高 巻石

右知行、今度御分國中田島以引并檢地無親疎相改令配
分候間、於向後不可有訴詔者也、

右之以奥書御支配所より被下候間、於所ニ無親疎令

支配者也、

万治式年^己亥

七月九日

大口 支配所□^印

新納次郎四郎

〇七 大口支配所知行名寄目録

(端裏書)

「寺師吉兵衛」

知行名寄目録

巻反五畦之内

屋敷七畦

篠原中牟田巻反四畦廿八歩糶四表之内

下田 七畦拾四歩 糶式表

原田村瀬之口せ町式ツ

下田三間 巻畝廿四歩 糶巻斗五升

さと村わき 六畦十一歩大ツ一斗六升之内

下々島 巻畝廿五歩 大ツ四升六合三勺 伊之介

合糶・大ツ三表巻斗四升九合六勺

高ニシテ巻石式斗四升九合六勺六才

外ニ 高三石七斗七升八勺三才 仕明持留

右知行、今度御分國中田島以引并檢地無親疎相改令配

分候間、於向後不可有訴詔者也、

右之以奥書御支配所より被下候間、於所ニ無親疎為
足地令支配者也、

万治貳年己亥

七月九日

新納次郎四郎

大口
支配所□^(印)

○八 大口支配所知行名寄目錄

(端裏書)

「寺師吉兵衛」

五石 廿一番

知行名寄目錄

原田村寺之前五反二せ十五歩粃廿一表式斗畝町廿九之内四ッわり
下田卷反三畦四歩 粃五表式斗式升五合 式介
同村後幸田三反廿歩せ町廿二之内
下々田七畦廿三歩粃表三斗卷升式合五勺 覚右衛門
篠原村屋敷丸四反一せ六歩粃三表畝十六之内三ッわり
下々田三畦廿式歩 粃卷俵 八郎
同村三作せ町式ッ
下田十五間七畦十五歩 粃三表 吉左衛門

(秀カ)
同村方ヶ迫せ町十ッ

下々田十六間半 九畦廿七歩粃表三斗

原田村萩原七せ六歩大ッ卷斗之内

山畑三畦廿三歩 大ッ五升式合

里村高木廣岡四せ大ッ卷斗式升之内

下々島式畦 大ッ六升

合粃・大ッ拾三表式斗五升内五勺不足

高ニシテ五石

右知行、今度御分國中田島以引并檢地無親疎相改令配
分候間、於向後不可有訴詔者也、

右以奥書御支配所より被下候間、於所ニ無親疎令支

配者也、

万治貳年己亥

七月九日

新納二郎四郎

大口
支配所□^(印)

○九 大口支配所知行名寄目錄

(端裏書)

「寺師吉兵衛」

十石闕

卅七番

知行名寄目録

篠原一ツ針卷反七畝十八歩粃九表畝十七ノ内ニツわり

中田八畦廿四歩 粃四表一斗七升五合

里村上幸田二反粃四表三斗畝九ツノ内三ツわり

下々田六畝廿歩 粃一表式斗一升六合六勺

原田村柳元四反七畦九歩粃十七表八升せ町卅四四ツわり

下田卷反一畦廿四歩粃四表一斗七合

篠原寺前二反八せ廿歩粃七表二斗五升せ町廿六三ツわり

下田八畦廿六歩 粃二表式斗

同村かり川せ町十二

下田廿四間卷反二畦廿四歩粃五表一斗

同村永幸田三反粃十表一斗一升せ町廿三式ツわり

下田一反五畦 粃五表九升

同村熊田六せ七歩粃二表三斗せ町一ツニツわり

中田三せ三歩 粃一表一斗五升

同村ふとう田一反式歩粃三表五升せ町十三ノ内

下田三せ十七歩 粃一表一升六合七勺

同村屋しき丸二反二せ粃六表二斗ノ内せ町十八ノ内

下々田三畝廿歩 粃一表三升三合三勺

原田戸板杉元

山畑十五間一反一畦十五歩 大豆二斗一升

合粃・大豆廿七表一斗五升 内一合四勺不足

高ニシテ拾石

右知行、今度御分國中田畠以引并檢地無親疎相改令配

分候間、於向後不可有訴詔者也、

右奥書を以御支配所より被下候間、於所ニ無親疎令

支配者也、

万治二年 亥

七月九日

大口 支配所
新納次郎四郎

寺師吉兵衛口上書

口上書

乍憚令言上候、又左衛門様大口御地頭御承候已後、當地先囃衆差合ニ付私方江役儀被仰付候、其刻御侘言ニ奉存愚意ニ御座候得共、此元御地頭始ニ為被仰出儀を口能ニ奉申儀いかゞニ存、一切畏入御請申上相勤候、就其私事祖父同性筑後、先御地頭伊集院伴右衛門殿・三原備中殿迄役儀相勤、父同性伴右衛門事打續數根中務殿・新納加賀殿迄役儀承候て後、拙者迄ニ及五十年大口囃役承候、元来少身ニ御座候ニ、知行之門とも相拂、弥致無力身軀行迫申ニ付、先御地頭新納次郎右衛門殿御代ニ其理申入、委細ニ被聞召達、御差置候而長野金山御奉公ニ被仰上、彼地へ相詰候得共、一方御奉公長々念遣ニ存、御侘言申

上罷居候處ニ、今度右之式ニ被仰付候、先御意之趣一旦畏入御奉公相勤候得共、知行等もわつかニ罷成、其上下人下女漸一兩人格護之躰ニ御座候而、旁以行迫事而已ニ而候、傍輩衆存之前ニ候、其上無調法者ニ而万事御公義ニ不成合躰ニ而難相勤奉存候、此節幾重ニも御佗言ニ奉存候處、御取合宜被仰上御免許候様ニ御賢慮偏ニ奉仰候、以上、

寛文六年

寺師吉兵衛(花押)

午二月十三日

隈元吉兵衛殿

〇一一 寺師吉兵衛口上書

口上書

乍恐令言上候様子者、私事先御地頭新納又左衛門殿當所御承之刻、大口先噺衆差合御座候ニ付、依諸事關ニ俄ニ役儀被仰付候、其時分御佗言ニも奉存、内意ニ御座候得共、御替合之初ニ及口能儀乍憚遠慮ニ存、御請申上相勤候而罷有候得共、若輩と申、其上身躰行迫ニ候故、去年

午之二月口上書を以細ニ御佗言申上候、愚意之旨尤ニ被聞召達候得共、節御頼被成候由御返事ニ而、書物彼方江御留被下置候、去暮ニて御佗言可申上内存ニ候處ニ、御地頭替ニ而彼方儀も申上置迄ニ候、然處ニ早速も先御地頭江訴詔之御次渡も奉頼度存上躰ニ御座候得共、當御地頭所之儀をも然と無御存候内、輕ニ敷私之事を申上儀恐多奉存、此中相勤申候、御佗言之旨態參上を以達貴聞ニ度奉存候處ニ、就御無用ニ今度言上申候条、先伺御内意候、御佗言ニ奉存次第長々敷候得共、大口先御地頭伊集院伴右衛門殿・三原備中殿・敷根中務殿・新納加賀殿・同性(姓)二郎右衛門殿迄、御地頭五代之間、私祖父寺師筑後・親同性(姓)伴右衛門、我等迄及五十年ニ役儀相勤候、元來之少身之上、致身上行兼候ニ付、新納二郎右衛門殿御代ニ御佗言申上、委細被聞召達、役儀御指置被成候處ニ、又左衛門殿御代ニ右式ニて候、件之通ハ先御地頭江申上置候、訴状之旨無別条御座候、殊ニ他國堺と申、無調法者之儀ニ御座候条、此節ノ委細御賢慮ニ相達候て、態言上を以御佗言申上度候条、其節御免許被仰付候様ニ、宜

預御披露儀偏奉頼候、已上、

寛文七年

未正月廿二日

寺師吉兵衛(花押)

東郷伴右衛門殿

岩崎左兵衛殿

右之口上書差上、御侘言申上候得共、御聞召被置之由候て、口上書返シ被下候、留候

〇一二 寺師吉兵衛口上書

口上書 留 本書ハ留被召置候、

乍恐申上候、我等役儀御侘言之旨、去々年凡申上候得共、不相達于今相^(勲)罷有候、御侘言ニ奉存次第、前ニ申上候ニ替儀無御座候、長々敷儀候へ共、私祖父筑後先御地頭伊集院伴右衛門殿・三原備中殿迄十五ヶ年程役儀被仰付相^(勲)申候、祖父筑後御侘言申上候翌年ニ、親半左衛門へ先御地頭敷祢中務殿より役儀被仰付、新納加賀殿御代迄相^(勲)申候、中此御侘言申上候而罷有候処ニ、御老中下野殿・彈正殿・頼娃左馬殿・鎌田治部少輔殿・山田民部少輔殿より直ニ被仰付、兩度ニ廿五年相^(勲)申候、親半左衛門

代役ニ新納次郎右衛門殿より我等へ被仰付、四年相^(勲)申候、其時分身上行迫之通委細ニ御侘言申上候得ハ被達聞召、役儀御指置被成候処ニ、新納又左衛門殿より又々役儀被仰付候、御侘言申上置躰ニ御座候処ニ、御地頭替ニ付、于今役儀承候、兩度ニ九年相^(勲)申候、祖父・親・我等迄ニ考見申候へハ、及五十年ニ相續役儀^(勲)申候、元来少身ニ御座候へハ、如何仕候哉、漸々ニ身上落入申、召仕者もはつか之限ニ候へハ、他方より之使取付をも不如意之躰ニ御座候、殊ニ成人之子共餘多有之候へハ、萬事ニ行迫申候、先一節役儀御免許被遊候ハ、何とそ身上之足をも仕度存候、若身上之足ニ罷成御奉公共御座候ハ、被仰付被下度奉存候、併筆算等も達者ニハ罷出候間、相當之御見合を以四五ヶ年之間も餘事之御奉公被仰付候而可被下候、若重而噉役被仰付候共、所中之儀ニ候間、歳罷寄候ても相^(勲)可申候、此等之旨宜被仰上被遊、御免許被下候様ニ御披露偏ニ奉頼候、以上、

寛文九年

西

九月十八日

寺師吉兵衛

岩崎全兵衛殿

木場七郎兵衛殿

〇一四 寺師吉兵衛覺断簡

大口地頭代渋谷次郎左衛門殿被為當、寛文九年酉ノ十一月、爰元へ指越被成見合、同十一月帰宅被成候、我等役儀酉ノ十二月廿八日ニ御免被成、代役有村安左衛門尉へ被仰付候、

寛文九年酉

十二月廿八日

寺師吉兵衛

口上之覚

上覚

〇一三 岩崎全兵衛・木場七郎兵衛連署口

御方役儀恠言之口上書、懸御目ニ細々之段申上候、被仰出候者恠言之通被聞召達候、尤此節御免許可申出候得共、跡役可相勤人然与無御存候、大口之儀懸而被聞召候義御念遣ニ被思召、其段被仰上、此度為地頭代御當地より急度兩人被召移咎ニ候条、右之衆相極大口へ被罷移、御方跡役可仕人をも被承合、此方へ被申出候時分、役儀御免許可被成候、先其中者被相勤候様ニ可申渡由、御下知ニ而候、以上、

〇一五 新納久仰副書

右領知目録并文書等都合十三通、其方家藏ニ而、此節致一覽候処、

義久公御袖判、且者武蔵守名前等之目録ニ付、加表粧差返候条、聊無龜抹永傳有之度者也、

新納駿河

文久三年亥正月

久仰（花押）

酉

十月十七日

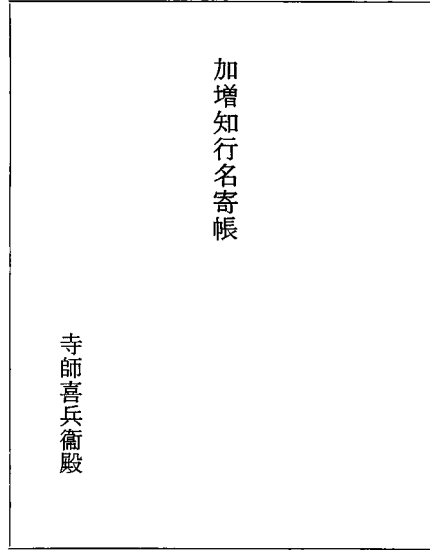
木場七郎兵衛

岩崎全兵衛

寺師吉兵衛殿

寺師清次郎殿

(表紙)



○一六 伊集院抱節・山田理安連署知行名寄帳

大口北柿ノ原村之内

とき田

下田三畝廿二歩

同所

下田壹反廿歩

同所

下田六畝

同所

下田七畝十歩

津曲甚九郎先

民部左衛門尉

彦左衛門尉

備中

與介

同所
下田五畝

くほ幸田
下田二畝廿歩

同所
下田壹反四畝五歩

とき田
下田壹反三畝十八歩

青木のもと
下田五畝六歩

くほむた
下田壹反三畝□歩

青木の本
下田貳反六畝

青木のもと
下田二反四畝廿八歩

同所
下田廿七歩

とき田
下田壹反四畝

末しり
下田壹反四畝廿歩

同所
下田三畝

くほむた
下田八畝十二歩

同所
下田貳反四畝

青木のもと
下田二畝十歩

尾まかり
下田壹反廿四歩

とき田
下田貳反

同所
下田三畝十八歩

同人

濱川左近

彦右衛門尉

孫七

次郎三郎

神左衛門尉

五郎太郎

常右衛門尉

二郎三郎

新介

民部左衛門尉

与一左衛門尉

仲右衛門尉

仲兵衛尉

對馬

今村左近

三郎次郎

与介

むた田
下畠老畝

むた田
下畠老畝廿五步

初音丸

いづみ

合下田貳町三反三畝十四步

分米十四石六斗七升七合三勺二才

合下畠貳畝十五步

斗代老斗

田畠
合貳町三反五畝廿九步

分米斗代
十八石七斗七升七合三勺

右之外
一石二斗二升二合七勺



慶長八年

十二月十五日

山田越前入

理安(印)

伊集院下野入

抱節(印)

〇一七 寺師宗等覚

寺師氏之家紋、丸輪之内貳引代々附來候、寶永貳年乙酉六月御當國一統御禁止被仰渡、依之寺師氏家紋、從此節木沓紋相改候、爲後代書紀置者也、

寺師吉兵衛

宗等

寶永貳年乙酉七月三日

〇一八 伊地知季通覚書

覚

一御袖判古目錄一卷

一古名寄目錄五通

一右同一冊

一口上書留四つ

一伊十院三右衛門狀卷通

一山田民部少輔連名狀一通

一地頭代之御横折一冊

一そむるハ愚老と書出候書付一卷

右、庚申十二月十六日御預申出候事、

伊地知喜十郎(季通)

(表紙)

写古目録

〇一九 写古目録

写古目録

寺師彦四郎 宗次 名乗不知

大角之内

北そのゝ門

本書坪付有

山田之内

一瀬之門

右同

以上本田壱町四反卅

長祿四年

四月廿一日

御家九代御判之由候
在判

彦四郎殿

弘治四年

正月吉日

(川上)

忠克

(三原)

重秋

(伊集院)

忠倉

寺師彦太郎 助右衛門

隼人 宗連

寺師隼人佐殿

伊作より帖佐・曾於郡江被召移、景圖并文書帖佐

宗連

蘭牟田与左衛門 室

ニ而焼失、相残分書記、彦四郎より助右衛門之間

二男

刑部左衛門

筑後

宗重

九拾五年不相知、

寺師彦徳

刑部左衛門

筑後

豊後ニ而戦死、

写坪付

三男 助八

大迫越後娘 室

大隅國清水之内

同 助八

宗真

上小川名 久保菌之門

本書坪付有

永録十年丁卯十一月廿四日、隅州馬越ニ而戦死、

已上式町六反卅口

年拾八、蘭牟田與左衛門戦死一所、

天文廿四年二月吉日

(伊集院) 忠朗

法名 劔刃一空居士

(川上) 忠克

寺師助右衛門殿

写大隅國曾於郡

山路名 江口之門

本書坪付有

写隅州帖佐郷之内

郡田名 浮免

右同

卷反卅

下長瀬門之内 へんよう

惣合已上式町式反卅

御重恩

此内式反神領老反堀町

永錄五年壬戌

卯月吉日

御文書奉行肥後仁右衛門殿系圖文書為改諸所被為廻候節、元錄十年五月十六日古目錄指出申、御用相濟、返可被下通承候ニ付、寶永元年甲十二月五日ニ於御文書所請取申也、

(伊集院) 忠倉
(村田) 經定
(肝付) 兼盛
(河上) 久朗

寺師筑後守殿

日州御知行ニ付、宗重天正八年飢肥被召移、

写日劬飢肥之院之内

西川倉方料所先
下野之門

本書坪付有

已上卷町五段

内五反神領堀町

西南郷指四方羽嶋越後先
前園之門

右同

以上式町五段卅

内五反神領堀町

卷ヶ所

右同

已上六段卅口内卅口堀町

写惣命地坪付浮免

日州飢肥院之内

弁分名
三段
同名
卷段
已上四反
都合五町卷反丁口
天正八年
二月吉日

已上四反

都合五町卷反丁口

天正八年

二月吉日

忠棟
親貞

寺師筑後守殿

宗憲嫡子
寺師彦徳

源三部郎

喜兵衛

筑後

宗政

從曾於郡天正八年二月日劬飢肥江

被召移候節、為被下目錄、

椋山清右衛門娘
室

嶋津右馬頭殿日州佐土原江御移被成ニ付、清右衛門相

附佐土原江居住、

女子

椋山市兵衛
室

宗重天正拾四年丙十二月六日、豊後之内歳満ニ而

戦死、年四拾壹、

法名

加雲宗慶居士

宗重法名 寛永十五年寅九月十五日 歳八拾六

無量壽佛淨佛房

哥遍諸事物知たる人ニ而候、

宗政 天正十六年飢肥より國分江被召移、

同廿年大口江被召移、

畠方四反

内卷反山畑

惣合田數式町九反三畦式步

此外畠方八反

写隅州曾於郡之内領知目錄

義久公御印 浮免

已上式反五畦

天正廿年 雪月十九日

川俣兵部左衛門先

鎌田出雲守

義久公袖判之目錄貳

政近判

天正二十年辰十一月從國分より

伊集院下野入道 抱節判

大口牛之山御城江被召移節

町田出羽 久信判

爲被下目錄、

長壽院 盛淳判

寺師源三部郎殿

義久公御印 浦木之門

本田信濃先

本書坪付有

已上卷町壹段九畦五步

畠方

山畑 式反

浦木

同処 式反

同所

勝毛之門

梅北宮内左衛門先

本書坪付有

已上卷町七段三畝廿七步

所々江被召移候諸士、何茂帰參仕候、未知行不
被下衆過半有之、大口御城江被召移、冥加至極

ニ奉存候、

宗政嫡子 文錄三年甲午二月十七日誕生
寺師彦徳 大炊介 刑部左衛門

伴右衛門 宗俊

松平伊豆娘

室

二男 慶長七年辛寅八月三日誕生

寺師仙六

隼人 内記 宗信
高貳拾五分地、肥前之内嶋原戦死、

法名宗政室 慶長九年甲十二月廿七日 歳廿九

梅溪妙林大姉

三男 別腹 慶長十八年癸卯月十七日誕生

同千七

喜兵衛 貞左衛門

帖佐隠岐養子ニ成
高拾三石ノ分地

写加増知行名寄帳

大口浮免

北柿木原村之内

田島

合式町三反五畦廿九步

津曲甚九郎先

本書坪付有

山田越前入道

理安印

伊集院下野入道

抱節印

慶長八年十二月十五日

寺師喜兵衛殿

宗政大口嘜役十九年相勤ル、役中死去、

代役嫡子半右衛門江被仰付、

宗政法名 寛永三年丙正月四日 歳五拾六

虎岳芳龍居士

慶長十九年寅大坂御陣御供仕罷立、舟中ニ而五月十七日大坂落城之由相知候、大坂御着船追付

被遊、御目見得御仕合能御下向御供罷下ル、

大炊介歳貳拾壹、

写薩劔伊佐郡大口諸名知行目錄

篠原村

中嶋之門

小木原村

新やしき

羽林田村

宮之前門

諸名

浮免

本書坪付有

右同

右同

本書坪付有

惣都合高八拾三石八合

慶長拾五年

卯月廿六日

新納武蔵入道判

外
寺師筑後守殿
高三十石ノ分地 寺師内記

寛永九年國中御檢地有之、隅州祇答院郡檢地奉行、

鹿兒嶋衆川上與左衛門・刑部左衛門被仰付、檢地

仕、為跡見高崎伊豆殿被差越、再見有之、竿甲乙

無之通承、檢地帳上納申候、首尾能相勤申候、

寛永十五年戊寅二月廿八日、肥前之内嶋原寺師内

記戦死、年三拾七、

法名
金屋浄麟居士

刑部左衛門・喜兵衛嶋原江出陣申候、山田民部少

輔殿・新納加賀守殿より、鹿兒嶋江為御使出水衆

面高主馬・刑部左衛門江被仰付、御老中江直ニ御

意趣之通申上、則御返事承、嶋原之様ニ罷帰、首

尾能相勤申候、

御老中彈正大弼・下野守・穎娃左馬頭・鎌田治部少
輔・山田民部少輔御状を以、噺役半右衛門江被仰付、

寛永十八年^{辛巳}十月廿三日右状有之、兩度噺役廿五年

相勤申候、

宗俊法名 寛文十二年^{壬子}閏六月廿一日 年七十九

天永守一居士

法名宗俊室 寛文八年^中九月十二日 年六拾九

秋月妙長大姉

宗俊
女子

元和七年庚七月十一日誕昌

大脇主兵衛為名
室

寛永三年^丙八月七日誕昌
寺師彦菊 吉兵衛 宗等

税所越前駕朗娘
室

左近衛中将光久公御付被下候名之故、名替不仕候、

大口噺役拾九年相勤ル、

女子
寛永十一年^甲正月十八日誕昌

大川平主膳隆良
室

寛永十六年^己八月十五日誕昌

同彦三郎 喜兵衛 宗純

帖佐與左衛門養子ニ成、高拾貳石ノ分地、

宗等法名
樹芳英玉居士

法名宗等室
花心宗榮大姉

宗俊嫡子、慶安四年癸卯九月十八日誕昌

寺師彦太郎 新左衛門 半右衛門 宗賀
大脇主兵衛娘 室

二男 万治二年亥己三月十八日誕昌

同源三部郎 刑部左衛門 源左衛門 宗則

高拾石分地

宗賀

女子 天和元年戌七月八日誕生

女子 貞享二年丙正月十四日誕昌

元禄六年癸酉六月一日誕昌

寺師助市 新左衛門 貞 (144)

元禄十六年未年より噺役相勤、享保二年酉歳迄拾五ヶ

年、首尾克相勤候、

生名彦之字代々付来、此節對 御家ニ國中彦之

字遠慮申上候、依之助之字ニ相改、依時節彦之

字可付事、

但代々宗之字名乘候処、御上江依遠慮、貞之字用、

延寶五年戊午三月、薩笏様御供上落仕、翌年未九月

御供仕罷下り、首尾能御奉公相勤申候、我等廿八

歳ニ而候、

噺役元禄二年未十二月被仰付候、地頭嶋津中務殿、

写知行名寄帳

大口衆中

噺役分地 寺師伴右衛門

大口藤原村之内 男三人

上原屋敷 女三人

高三拾石 本書坪付有

大口之内 浮免 篠原右同

里村 高貳拾石

合高五拾斛 元禄七年 御支配所印

戊三月二日

喜入吉兵衛

諏方次郎右衛門印

村田喜右衛門印

家村平八

中郷八右衛門印

達 貴聞為噯役分被下之、御取次仁禮覺左衛門殿大

口地頭嶋津中務殿、地頭代相良新右衛門殿、

宗賀法名 享保十九年甲寅十二月十七日

潮音慈海居士

右室法名

是姓本空大姉

貞法名 寶曆九年乙卯八月廿二日

岳心徹宗居士

右室同 寛延四年辛未四月三日

花顔妙悟大姉

女子

精松三右衛門娘

大田金右衛門

右後之

室

寺師助市

半右衛門

貞矩

後藤伯養娘
室

若輩之時より兵法示現流并弓法日置流・鉄炮等致鍛鍊、

令傳授候、銘々傳授之書附有之、安永七年戊辰年より郷土

年寄相勤、天明五年乙巳迄八ヶ年相勤、役中致死去候、

貞矩 明和三年丙十一月廿三日誕生 加治木川上作藏 室

女子

明和六年己十二月廿六日誕生 種子嶋喜兵衛

女子

明和九年辰四月廿四日誕生

寺師助市

庄兵衛

新左衛門

貞公

女子

安永三年甲午七月廿八日誕生

同彦四郎

寛政三年亥八月十一日誕生

曾木 中原嘉次右衛門養子ニ成、

貞繼

友野文書

○一 友野家譜序

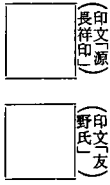
友野家譜序

原夫我源姓友野氏者、信州小笠原信濃守長清之支族也、長清子曰長經、是為弥太郎、弥太郎之第五子曰中務少輔時長、初稱友野、友或作伴、善射、御子孫世在甲州之間云、雖然欲知我祖所以因出、但年紀悠遠家乘亦化烏有、是以稱諱・履歷不能盡識、誠為可恨矣、當永錄・慶長間有友野甲斐守入道元真君事、我先君龍伯公及惟新公頗有軍勞、此我八世之祖而、以來祖名・行實・寢照著也、是故今以元真君為祖、採自家遺書与他旧記、略作系譜以傳子孫云、于時嘉永七甲寅歲秋七月、

明治十八年四月 應雄介君之需

後孫友野助七源長喬謹誌

十代之孫友野長祥拜寫



元祖

○甲斐守

左近 甲斐守 入道元真

○二 友野甲斐守入道元真申状写

一元真君自筆申状之写

申上候条々

一 菱刈馬越之城詰之時合戰仕候、敵四人切出申候、内
一人討申候、證跡人四本越中守殿、

一 菱刈外神か尾ニ而中書様御合戰之砌、伊集院善右衛門尉殿主取ニ而、佐敷表江兵船六七拾艘被遣候処ニ、連々舟持申候ニ付被遣候、四本越中守殿同心候、佐敷はかり石破申候、辛勞仕候、舟一艘取申候、夫よりふくらと申所ニ而分捕申候、四本越中守殿御中間郷八と申人被存候事、

〔天正元年癸酉九月廿七日〕

一 崎陣詰之時、枝元神左衛門と申人討捕申候、前々園田清左衛門尉殿被存候、并女人取申候、中江主水佑

殿継母ナリ、其日合戦仕候、證跡人伊集院下野守殿・
養輪舎人佑殿・木藤日向守殿・上原長門守殿・伊地
知伯耆守殿ニ而候事、

一牛根平床ニ而、敵六人討申候、内一人分捕申候、證
跡人小野郷右衛門尉殿・徳永源五左衛門殿にて候事、
一下大隅まさかわ破之時、分捕申候、伊肥前守殿御存
知候事、

一下大隅古江破之時、ミ方舟友綱ニすかり、敵相働申
候、無比類ミ方も働申、漸切のひ申候、伊集院肥前
守殿・橋口肥後守殿御存知候事、

一下大隅御弓箭之時、四枚帆二艘持申候、朝夕諸歴々
衆乗せ申候、舟軍度々候、ケ様之奉公仕候、證跡人
多候へとも、于今ニ者伊集院肥前守殿迄ニ而候事、

一永禄十一・二年夏、熊野之御戸開ニ付、黄金御用之
由被仰付候条、金一枚半上申候、熊野へハ大源坊と
申山伏持参被申候、しふしに被罷居候三五坊の親ナ
リ、

一川内へ御入部年、琉球國へ伊集院之廣濟寺雪心公為
(專考)

御使僧御渡海之砌、金二枚上申候、右両度之御使、
伊集院下野守殿・八木越後守殿為其御礼知行可被下
由、

龍伯様より被仰出候、伊下野守殿御持候伊集院郡村
之内込原之門公田二町、伊下野守殿被成御上候、被
下候坪付、于今格護申候事、

一高原城詰之時、垂之口ニ而垂越仕候、同心市来玄蕃
左衛門殿・谷山佐土介殿・四本越中守殿、敵方ハ比
田木川内守殿と申人也、

一肥後御弓箭之時分、肥前之國龍造寺殿より馬場五兵
衛殿と申人、山西入被参候、其使ニ一人被相付、肥
前国へ可被遣候由にて、蒲地伊賀守殿其外数多御使
御當候へとも、御侘被成候、我等江被仰付候条一言
も不申上領掌仕、馬場五兵衛殿同心を以、肥前国へ
参届候、勝一漸と申老中御宿所ニ而御意言申上候、
其時隆信より織筋一端頂戴^(懸)申候、鍋嶋殿より鎌倉之
刀給候、帰宅候て御老中へ懸御目申候、少も偽不申
上候事、

一肥前國より帰宅候時、主從廿二人閑々泊々ニ而迷惑ニ及申事多々候へとも、才覚を以肥後隈元まで参候、夫より隈本城殿老中木場帯刀入道殿ニ尋入様子申上、松はせ迄二三人送被相付、三角之大膳殿と申、薩摩へ心有人ニ而候、左様成頼申候舟にて出水へ罷渡申候事、

一豊州衆高城へ陣取申候、龍伯様御出張候宮内御八幡へ御参詣候、於宮内ニ龍造寺殿御返事申上候、為其筋目肥前國より高城江人数立不被成候、此中肥前より爰元へ使ニ被参候馬場清左衛門尉殿前ニ申候馬場五兵衛殿事也、御尋可有事、

一隈本城殿老中木場帯刀入道殿、其時之筋目として書状預候条、公儀へ致披露、于今格護申候事、

〔天正八年十月十五日、同八月十五日か〕

一肥后矢崎之城詰之時、てんどう仕候、同心藺田清左衛門尉殿・林藤七兵衛殿・市来源番左衛門尉殿、其外鹿兒嶋衆数多アリ、下栢濱之口にて切捨仕候事、
一肥前國へ為御使被差遣候時、一大事成遠方迄参候、

為褒美知行可被下候由、平田殿より被仰聞候、申上候様ハ大事成御使ニ参候条申、閉目候ハ、帰宅時拜領可申候、万一不申閉目候ハ、子孫へ可被下候由申上候、其首尾として為帖佐 被下候、先年五斗代相替申候砌、鹿兒嶋へ申替候事、

一肥後御弓箭ニ而通路難成時分、長崎南蛮人江為御使者被差遣候、御進物上原長門守殿より上り申候、飢肥虎と申御刀・御馬一疋、其外種々御進物アリ、御中間一人ハ伊集院より、二人ハ谷山より、一人之名ハ六右衛門尉と申人ニ而候、夫より爰元江南蛮仁為御禮被参候、國府左京亮殿屋敷ニ家作被申候かと覺申候事、

一福嶋打入之時、福嶋城ニ而粮籍人有、抱節老・伊美作守殿より慮外之通、被仰付候条成敗仕候、右兩人前より御礼承候、伊作州寄子衆東隠岐守殿被存候事、
〔天正六年戊丑十二月十二日〕

一豊州衆高城へ陣取候、河原之陣崩之時、武庫様御横入被成候御手ニ付軍仕候、同心竹内主殿介殿・伊

地知刑部少輔殿、其日分捕二人仕候、義久様御前より辛勞申候通、御言相懸候、面目取申候事、

一日州三納城ニ伊東衆・求摩衆引かたらひ楯籠致一揆候処ニ、義久様以御意、人数二千余被差遣候處ニ、

板城戸をかため人数内ニ不被入候を、御使之通申聞、

瀬戸口安房殿同心申候、城之内ニ入、一揆衆取分野

心人討申候而、辛勞申候、瀬戸口安房介殿ハ山伏被討候て、手二三ヶ所負被申候事、

一肥後表為被召移候、湯之浦之内ニ古田平城被下候、

夫より芦北綱木之内ニ下之門公田耆町、大童兵部左

衛門尉殿先申替給候坪付アリ、古田屋敷ハ森喜右衛

門尉殿後被給候事、

一湯浦之内久木野之上木場之門為御祈所給候、其時私

領同前ニ被仰付候事、

一八城表江召移候ニ付、内田村之内ニ両藪・徳之門二

ツ給候、惣村ハ為御祈所扱申候、其時カミと申御

祈所ハ堅山讚岐守殿扱被申候事、

一八城小川かいどう、其外五六ヶ村地頭噺として松浦

筑前守殿へ被仰付候處ニ、無程仕違如京都之走被申候、其跡被仰付候而申付御奉公申上候、甲佐・かた

した・三船・隈庄・吉松之陣、筑紫岩屋之御陣迄辛

勞申、御奉公仕候、小川内田かいとう人数三百人余

召移候而、御奉公仕候、無其隠候、鹿兒嶋之諸歴々

衆御存知候事、

一義久様・武庫様御家中之諸大名衆、肥後表へ御出張候役人之事ニ而候へ者、御物軍衆之續彼是ニ付、肥

後・筑後・筑前・豊後國迄辛勞仕、御奉公申、閉目

申候事、

一筑紫高取之城ニ而合戦仕候、我等前ニ而軍兵衛と申

内者、少疵五六ヶ所負申候、無其隠候、我等も分捕

申候、又伊集院兵部少輔殿覚可有之事、松下番左衛

門尉殿・平田左吉兵衛殿被存候、

一岩屋城詰之時、終日辛勞申候、鹿兒嶋歴々衆御存知

候事、

一肥後於小川三船代之時、到薩摩慮外仕候、かち助兵

衛殿と申兵ニ而候、伊勢雅楽助殿前より為御意被仰

付候条、小川町ニて成敗仕候、無其隠候事、

一 豊後御曳陣之砌、子次郎右衛門尉事ハ如日州之致御

供候、我等事ハ肥後小川ニ被召置候、右馬頭様・町

田出羽守殿・伊肥前守殿・新武州・桂民部少輔殿、

何も御人数奉待、右之御人衆小川御通以後、松浦筑

前殿方へ心合せ申候、天野大膳殿と申人アリ、身類

ひろき者ニ而難成候へ共、為御奉公才覚申呼付、我

等討果申候、無其隠候、夫より中途迄参候へ共、御

藏米過分成儀候、敵方ニ取せ申候てハ如何と存、立

歸り、藏ニ火をかけ逃申候、其時之様子、桂民部少

輔殿・武州老御存知候事、

一 肥後御曳被成候時、八城関之城へ武州老・伊肥州老、

其外諸歴々御籠候処ニ、松浦筑前谷山之城ニからく

りを入隠為ニ而、武州・伊肥州・薩摩之人衆打果可

申候由企候由、高塚之衆中竹下大炊助と申人連々

懇ニ申人ニ而候、其前より注進申候、就夫武州へ申

上候、夫より関之城御差出候事難成様子ニ而候へ共、
谷山方角へ打迫被成候として谷山城へ押懸御詰候、

松浦筑前早逃申候而討捕不申候、我等推量を以谷山
之城被召崩候故、八城ヨリ右馬頭様跡歴々薩摩衆御
曳之事相調候、其時之様子伊肥州老御存知候、谷山
城にても分捕申候事、

一 武州・伊肥州・町田出羽守殿致御供、如求摩之逃申

候、於大口ニ武州前より幸境目之事候条被召留候、

夫より日州之目城之任合患候ニ付、御暇被下、鹿兒
嶋へ帰宅申候、一日も他出不申、御番閉目候事、

一 先年京衆下向之時、龍伯様御上洛ニ付、飢肥南郷

・はミ・柏原廻船衆ニ銀子上可申候由被仰付候、其

砌廻船衆も方々荷物等上野山ニ隠置たる由申、不相

調候處ニ、御奉公とハ申なから身躰ニ相懸申付、銀

子廿四五貫目程可調上申候、其銀子を以御上洛相調

申候かと存事候、浦河左衛門尉殿ハはミより帰宅

被申候、可有御尋候事、

一 先年栴山権左衛門尉殿・平田太郎左衛門尉殿致御供、

八十歳ニ及、子共召懸、親子三人琉球國江罷渡候、

無程王位様被成御同心帰朝候、我々事も無何^(ナカ)夏帰朝

申候事、

一 右方々、金銀、其外身躰ニ無相應之御奉公申上候處ニ、
一日も公儀不仕違候之条、不知行申たる事茂無之事、
一 右之外、御奉公申上候儀共候へとも、餘条教候条不
申上候、此躰ニ御奉公申候へ共、小知行之故飢重申
候、口惜次第ニ候、能様ニ御取合奉頼候、老氣之事
ニ而候条、思ひ違年来違も可有之候、是又為御存知
候、

慶長廿年三月廿七日

友野甲斐入道元真

鎌田左京亮殿

伊集院伴右衛門尉殿

参

後孫長祥謹而案するに、琉球御征伐ハ慶長十四己酉年也、其御時
八十才なれハ、右申状之慶長廿年ハ御歳八十六也、然れハ御誕生
ハ享禄三年庚寅 月 日ニ當ル、御曾祖父次郎右衛門長教君御時代、
文化七年庚午歳五月ヨリ毎年二月二十日ヲ以て大祭日ト定められ
候由、傳承り候事、
享禄三庚寅年ヨリ本年明治十八年迄、年代三百五十六年ト成ル、

島津義久袖判領地目録写

源長祥

〔印文友〕
野長祥

〔印文友〕
泉堂

〇三
〔印文義久〕

隅州蒲生院領知目録

正座主先

一 窪屋敷

四畝廿步

やしきの下

貳段八畝

くつかた

壹段壹畝

穂ほき

貳段六畝

ひわ作

貳段二畝十步

むた

壹段貳畝五步

同所

壹段四畝廿步

坂乃下

三段六畝五步

ミや田

一ヶ所	井上屋敷	権座主先	二ヶ所	中原屋敷	已上五段三畝五歩	六畝廿歩	三畝	老段三畝	老段貳畝	老段十五歩	七畝	老段	畠方	已上貳町六段九畝五歩	貳段	三段	三段五畝	老段三畝	老段六畝五歩
						屋敷の後	居やしき	ゑんしつ	後川	大迫	ゑんしつ	つし畠			つゝ見田	はせは田	不動免	古川	おりき

山畑	老段八畝六歩	已上參段十四歩	老段	老段	六畝十四歩	四畝	畠方	已上老町貳段三畝拾歩	五畝	老段	五畝	老段	老段四畝	老段六畝	老段九畝	老段	老段拾歩	穂ほき
			ゑんしつ	しほゑ戸	鋤の前	うの木			つる田	御棚田	同所	をか田	ひかし田	同所	祭田	同所	むた	

田島・山畑

合四町九段四畝拾歩

分米大豆四拾壹石四斗七升六合六勺四才

町田出羽守

天正廿年霜月十五日

久倍(花押)

伴野左近進殿

○四 伊集院幸侃返地目録写

薩州伊集院之内大内田之村

一作 余分之内割付候早

さかり松、但壹反九畝八歩之内

中田八畝廿四歩

一石二斗三升三合三勺

上田七畝 壹石一斗貳升

上田壹反廿歩 一石七斗六合七勺

中田貳反十二歩 二石八斗五升六合

上田六畝廿四歩 一石八升八合

合六段八畝二歩 一升四合

三郎四郎

太郎五郎

善介

弥八郎

十郎

善介

右之地、先年銀子被上候、為其返弁被宛行者也、

伊集院右衛門入道

幸侃(花押)

文祿五年

八月廿三日

友野甲斐入道殿

○五 島津忠長外三名連署返地目録写

返地目録

薩州伊集院之内寺脇村

浮免 比紀州御持候故重ニ成也

善兵衛尉屋敷

中嶋 中田一町六反二畝廿歩 貳拾二石六斗九升八合 善七

屋敷四畝廿歩 四斗八升 善兵衛尉

清藤村 浮免

上床 上島五反三畝十歩 五石三斗三升三合三勺 利兵衛尉

同所 上島一反八畝廿歩 一石八斗六升六合七勺 同人

貳拾九石八斗九升〇勺

惣合三拾石三斗七升

右知行、青屋神殿為返地被宛行者也、

已上

慶長六年

六月三日

鎌田出雲守
政近

平田太郎左衛門尉
增宗(花押)

比志嶋紀伊守
國貞(花押)

圖書頭
忠長(花押)

友野次郎右衛門尉殿

○六 島津忠長外三名連署返地目錄写

返地目錄

薩劬川邊之郡田部田村

土器屋之門

高四拾斛

伊集院清藤村

浮免

高拾三斛三斗三升

同所谷口村
辻門之内

高拾四斛六升二合

同所 谷頭門之内

高九斛八斗四合

同所 川路屋敷之内

高二斛八斗四合七勺

合八拾斛

右知行之儀、雖為返地、自今以後可致軍役之由被申候間、為加增被宛行者也、

慶長六年
十一月廿日

鎌田出雲守
政近

比志嶋紀伊守
國貞(花押)

平田太郎左衛門尉
增宗(花押)

圖書頭

忠長(花押)

友野次郎右衛門尉殿

〇七

島津義久袖判領知目錄写

(印文「義久」)

薩州加世田之内領知目錄

一大浦名 なり満屋敷地福寺先

三反三畝廿歩 たゞら口

壹反九畝廿歩 牟田

以上五反三畝十歩

畠方三反八畝十二歩

浮免

同名

壹反三挾十歩

山の川原同先

長祥幼少のおり、祖母様より承る事あり、七代長教様御親父長富様未だ御家督無之、御文使と申御勤めにて江戸江御詰被遊、御年三拾余才にて御卒去、其比長教様へ漸く御五才位ノ御幼穉にて、母方ノ有馬家江御養育被相成、其折女更之家にて、此太切ノ龍伯様御判物等、其外味噌樽の蓋ニなしたり等、其のこり切れにて、長教様御盛之時分更ニ表粧等被遊、今ニ保存被成候大事ノ御宝物なりと、被仰聞候仮書記置候也、

後孫源長祥

(印文「友野長祥」)

一慶長十八年之高帳

友野次郎右衛門

高百拾石九斗四升

一元和六年右同

友野左近將監

高百五拾壹石

一寛永九年右同

右同人

高百貳拾八石

一万治二年右同

友野左近

高九拾七石八升

二代

〇〇次郎右衛門

母ハ本田治部左エ門親次ノ二女、

元和六年庚申四月十四日死、墓ハ南林寺内樋ノ

口川ヨリ十間程東ノ方、元祖様御墓ノ前二間余

ノ所ニアリ 石塚法名ノ六字不詳、頭ノ字ハ道ノ字ニ似タリ、五六ノ字庵主ノ字ニ似タリ、

弘化四年迄二百二十八年ニナル御祖父長喬様御書、
記ノマ、ヲウツス、

○元和元年

初ノ方紙切レテコレナシ、

右ノ内ニ、細川幽齋當國下向之節、八木民部左
衛門ト俱ニ代官職仰付ラルトアリ、左之通、

○八 友野次郎右衛門尉書状写

(前欠)

□(下カ)候殘而四十石之事、春以來雖御侘申上候御□

□御懇多(マ)ニ付、首□可申、此節御侘奉存候事、

一右ニ上置申候四十石之事、衆中帳ニ相籠、三四年

間□(御普カ)請方從是相勤申候付、書物于今格護申候

地を上置申候条、出銀者不仕候事、

一先年幽齋様御下向之刻、御藏入代官掛七八人參□

人数之内兩人、若輩之故難成候由達而申上候處ニ、

八木民部左衛門尉殿我等事御國元御談合之上を以

被仰付候由、紀州老御内證にて被仰聞候条領掌仕、

御奉公申上候、于今御忘脚在間敷候と存事ニ候、

其刻知行四十一石余為加増ニ付候処ニ、世上再ニ

付被召上候、其後返地之沙汰不申上候まゝ不被下

候、少知行之躰ニ而候、堪忍難儀候条、此節御綺

ニ奉存候付、知行目錄格護申候事、

元和元年十二月廿四日 友野次郎右衛門尉(花押)

鎌田左京亮殿

別府舍人佐殿

參

女子

平田安房介宗衡妻

宗衡傳

法名宗慶道忠大居士、恒吉へ寺ヲ立テ宗慶寺ト云、

慶長五年ヨリ阿多地頭、同十五年ヨリ恒吉地頭、

高麗へ供奉、慶長三年十月朔日大合戦ニ家久公御下

馬ニテ御太刀打御馬敵中ニ走入ル、依テ宗衡走入、御

馬取返シ上ル、

三代

〇〇左近

御小姓役

貞亨四年丁卯七月二十三日死、法名

天岑俊長居士、

夫妻同墳元祖様御夫婦墓ノ右脇ニアリ、

三盛妙緘大姉宝永七庚寅正月朔日、

四代

〇〇七左衛門

小與頭 奥番頭

元禄二年己巳八月九日家督被仰付、御取次

仁禮覺左衛門、

宝永七年庚寅閏八月二十一日死、法名

覺翁林才居士、

妻寛文十庚戌四月二十四日死、山昌妙青大姉、

五代

〇〇長年

初長房 八右衛門 次郎右エ門 入道休安

宝永八年辛卯四月十一日家督、御家老彈正殿、

御取次諏訪市右衛門、

御記録所御帳面エ左之通、

友野次郎右エ門

右曾祖父友野次郎右衛門琉球御退治之節、父子拾

哲人ニ而渡海仕候、祖父友野左近御小姓役相勤、

親友野七左衛門御與頭相勤候、次郎右衛門事、多

年地方検者相勤、當時郡奉行寄御役相勤申候、尤

大番勤来申候、

延享二年乙丑九月十一日、願之通養子俊昌家督、

長年隠居被仰付候、

寛延三年庚午三月十日死、法名一翁惠黙居士、

妻名トヨ、享保二十年乙卯六月十一日死、法名

春室智光大姉川上増右エ門久明女、

女子

村尾源左衛門重榮妻

初代^{二男}長恒

系在別

弥左エ門

元文元年丙辰八月十六日別立、

六代

○俊昌

八十郎 五郎右エ門

養父長年無男子故、以俊昌為嗣子、

實町田孫右エ門俊香二男、

享保十一年丙午十一月二十三日養子成、御免

彈正殿、御取次高橋外記、

延享二年乙丑九月十一日家督被仰付、

全三年丙寅十二月八日於江戸新番被仰付候、

明和三年丙戌九月十四日死、六十二歳、法名

靈岸瑞光居士、

女子

阿久理

養子俊昌妻

明和八年辛卯五月九日死、法名

月山智照大姉、

友與 友房

於大嶋生、妾腹、

黍横目

女子

母祖父長年女

稅所半助篤温妻

御家督無之

○長富

七郎右エ門 御文使御役

寶曆十二年壬午九月四日、于武州江戸死、三十

一歳、法名觀相宝海居士、葬于同州芝高輪泉石

山大円寺境内、

御祖母様御咄ニ、長年様へ女子ハ三人アリ、御嫡女ハ御養子、次ニ二女三女ハ稅所次左衛門篤通方江嫁セラレタリト承リ候、長祥記

先是友野形部左エ門・同弥左エ門長恒・同七左エ門長時之墓在焉、長富亦葬于其側、

男子 天亡

七代 御曾祖父様 天保八年丁酉十一月五日死、法名澤雲齋清慎薰叟居士、
〇〇長教 御曾祖母様ハ天保十四年癸卯十月十七日死、法名寒松軒貞操慈恵大姉、

直袈裟 次郎右エ門 薰叟

御一代ノ御勲功及御履歴別冊ニ詳ナリ、故ニ

爰ニ畧ス、

長教君五十二才、御時文化七庚午五月四日、

大老公使御廣舖番頭田上正次郎傳命曰、明日

當佳節内寝牀頭宜插芍薬花、長教固辞正次郎

曰公命重不當辞、仍插花五枝、紫銅瓶公在側

見之、長教嘗學獨流插花之法、于笠沢齋乱董

老、

享和三癸亥年六月傳奥秘書六卷、

大老公者重豪公、稱大御隠居、

又歌道ニ長せられしとぞ、書風ハ大橋流筆法

妙を得られたり、又古錢をとせられし現品、
今尚存ス、

子孫を御とし被下候哥に、

子は親にまさるみとりのいろそひてはるく

高く栄ふやとの若竹

長教

寄竹祝

八代長女天亡、寛政四年壬子十一月十五日、法名幻影静心大姉、

御祖父様 〇〇長喬

長次 勇袈裟 勇助 助七

御隠居ノ号 爰齋

御一代記御自筆有り、依テ畧ス、

文久三年癸亥一月廿日死、法名爰齋古愚直質居士、御年七十七歳、

御祖母様ハ田尻武兵衛種恭女、慶應四年戊辰六月二十日死、福壽軒芳英貞實大姉、御年七十七歳、

此法名ハ爰齋様御存生中御遺候、

女子 ミツ

田中正左エ門妻 田中治右エ門ハ前妻ノ腹也、肥後直次郎ノ妻おかや君ハ実腹也、

庄之助

九代、漢漢諸神靈御長男生レテ十日ニシテ夭亡、
明治十三年迄七十二年トナル、二月二十二日、

〇〇長賢——十代長祥、十一代小太郎等ノ系圖ハ別記ニアリ、
故ニ畧ス、

太郎 七郎左エ門

御一代記別紙ニ在リ、依テ畧ス、

慶應二年丙寅九月二日死、法名勇峰院武切達心居士、
明治十三年迄十五年也

別立嘉永三年戊三月

〇〇初代長明

四郎 四郎右エ門 晩村 樂翁

女子

初 伊地知宗助妻 次ニ四本喜兵衛妻

又 西田藤兵衛妻 いつれも離別、

女子

遠武休右衛門妻

延時文書

〇一 伴三子讓狀

□^{字カ}謹言

讓渡所領田畠等坪々并羽嶋田嶋壹曲事

薩摩若松名内拾參町 但加羽嶋浦定

字尋田五段 口町壹町

畠田三段 垣尻三段

又手田一丁^{平カ} 海町一丁

中腹比七段 川口五段

加治目迫五段 小峯本二段

川良田七段 早水尻四段

赤早水二段 桑木丸七段

柳田五段 智聖房作七段

石本五段

羽嶋浦坪々

正原田一町 大苗代五段十

西原田一町五段十 秦三郎作七段卅

右件於名田等子細者、父故大目伴信明朝臣先祖相傳之所領也、然各々所被處分也、但於本公驗手次者、嫡女所讓

得也、於于今者、依為妹女、所讓如件、但為不知嫡女、有他人沾与者、本主返付可致沙汰、以解 件文請取了、

文治三年十月廿五日 伴三子(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一四二四号文書ト同文ナリ)

〇二 平忠友讓狀

▽^⑩ 平忠富讓与

平忠□相傳之所領薩摩郡内成枝名内水田□等事

合

大賀里

青木一□ 同南邊三反大宮司作一反加之、

小落見久□反 田美上新開二反在荒、

次郎作卅^{在荒、} 正明八反 須桃木六反^{在青木西辺、}

柏木七反 中久田原六反 宗原七反

宮崎四反 曲田五反

平礼石里

木下一町七反^{阿弥陀堂寄進田四反、御前方二反除之、} 木下七反

奴馬口所々八反卅^{在荒、反廿、御前方除之、}

瓦田里

永田二反 竹下一反

羽嶋浦 小苗代四反

已上拾町

同成枝名 島地

一所四至 (本野村) 東限坂口并牟田際、南限小山 并護道坂口、西限山際、北限田畔

久美 際限

牟木 一所四至 (粟栖山) 東限牟多際、南限尾上、北限田畔、西限小山并牟多、

平礼 居園 一所南限牟多、 国領島一所

大平園一所東限田畔、北限田畔、

右、件田島等者、平忠友先祖相傳之所領也、然於依為子息平忠 讓 畢、但於水田者、矢藏河之南仁大山口橋上下五反・悪坂口二反放者平次之所領无也、仍至于子々孫々、无他妨可令領掌之状如件、

寛喜三季二月十九日

平忠友(花押)

嫡男平忠茂(花押)

僧湛西(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」三三三号文書ト同文ナリ)

〇三 關東御教書案

(端裏書)

「わかまつ四郎か給るあんとのあん」

薩摩國薩摩郡内本若松名主職事 除湛西以下 親類等分 并羽嶋浦一曲

除湛西、花牟礼村中嶋園壹所・沓崎園壹所・名田貳町

参拾代・屋敷壹所事

右件所々、任亡父忠茂寛元々々 (マコ) 元九月廿三日并母堂惟宗氏

讓状 去年 六月一日當知行云々、其上者、不可及子細者、依鎌倉

殿仰執達如件、

寛元四年十月廿九日

左近将監在御判

薩摩夜叉殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」四三三六号文書ト同文ナリ)

○四 関東御教書

薩摩國薩摩郡々司職成枝名内田員數載山野本若松名内
水田貳町等事

右、任母伴氏嘉祿四年正月十五日讓狀并(父)平忠友寛喜三
年二月十九日貳通讓狀、當知行無相違云々者、不及子細、
守先例可被致沙汰之狀、依鎌倉殿仰執達如件、

寛元四年十二月十一日 左近將監(花押)

薩摩平三殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」四三七号文書ト同文ナリ)

○五 をくまの太子讓狀

(端裏書)

「□ゆつり狀」

(を)くまのみちひさにゆつりわたす、くんあみたふかせ
んそさうてんの所りやう、さつまこをりなりえたのみや
うのうちかミこしき さこのミなみにつ
けてそのいか所□事

四しひうかしハかきるみち、ミなみハかきるはため、
にしハかきるかきね、きたハかきるかきね、

みきくたんのてんハくは、くんあミたふかせんそさうて
んのそりやうなり、しかるをしそくたるによて、なかき
よをかきりて、をくまのみちひさにゆつりわたしをは
ぬ、たしあにたしものてつきをあひそうへしといへ
とん、るいちあるによて、ちやくによをくまのうち
のよにゆつりあたふるによて、はなちゆつるにあたはす、
よてしよそんくニいたるまで、たのさまたけなく、り
やうちせしむへきしやうくたんのことし、

ほうち三ねん二月十四日をくまのをよいこ

くんあミたふつ(花押)

為證人 湛西 (花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」四六六号文書ト同文ナリ)

○六 をくまのみちひさ讓狀

(端裏書)

「たいへいし入道殿のねうほうにゆつらるゝ狀」

むとへのをいこにゆつりわたす

をくまのみちひさかせんそさうてんのそりやう、さ

つまこほりなりえたの内のてんはくの事

合

かミこしきつ五反 やしきもうりうさこのミなみニツ

けてそのいかそ、四し、ほんけんのをもてニみへたり、

みきくたんのてんはくは、みちひさかせんそさうてんの

そりやうなり、しかるを、としころのふさいのおもひい

てニ、はくのいつり上をあひそへて、むとへのをいこ

に、ゆつりわたしをはぬ、たしめいのうちには、あさ

なをといぬニゑいたをかきりて、ゆつりあたへらるへ

きなり、よてこにちのためにゆつり上くたんのことし、

けんちやう五ねん十一月廿六日

をくまのみちみさ(花押)

可被存其旨之状如件、

弘長二年八月十一日

沙弥(島津忠時花押)

薩摩郡平三郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一六四二号文書ト同文ナリ)

○八 島津道仏忠覆勘状

京都大番役事、六箇月勤仕事終早、於歸國者、可任意之

状如件、

弘長四年 正月十三日

道仏(花押)

成岡二郎殿

(端裏書)

「自弘治四年至元禄十四年百四十四年也、即永録元年也」

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一六七三号文書ト同文ナリ)

○七 島津忠時書下

京都大番勤仕事、御教書案文遣之、早任被仰下之旨、可

被参勤候、但寄事於老耄出家、被立代官事、御誠候也、

○九 沙弥見仏讓状案

(端裏書)

「忠種所進」

ゆつりわたすけんふつかしそく三らうおくらたねたゝ
か所

一所 さつまごおりのうちのふとぎのミやうてん（ハ）かわら

たのむら（田）

一所 いしかみのむら（石）

一所 しらさかのむら（白）

一所 しらハのむら（白）

みきくたんのミやうてんはくハ、けんふつかせんそさう
てんのしよりやうなり、よて三らうたねたゝ、ちやくし
として、くたんのミやうてんはくのてうとのそうもんお
あいそへて、やうたいをかきりて、ゆつりわたしをはぬ、
たのさまたけなくりやうちせしむへし、たゝしはくちの
しゝ、すいてんのつほつけにをいてハ、ほんけんのおも
てにめいはくなり、よてこにちのためにゆつりしやうく
たんのことし、

ふんえいくわんねん十月十日 しやミけんふつ在判
（本文書ハ「日記雑録前編一」六七六号文書ト同文ナリ）

〇一〇 沙弥見仏讓状

たす見佛（ゆつりせ）かしそく三郎（たね）忠かところに、のふ
ときの名て瓦田（ん）むらの事

合

右件名てんハくわ、見仏（ん）かせそさうてぬの諸りやうなり、
よて三郎たね忠をちやくしとして、文永元年十月のころ、
ゑいたいをかきて、三郎たねたゝにゆつりをわぬ、よて
たのさまたけなくおもひあてをくところに、てき人のみ
としてわかまつ四郎の見仏よりして、延時の名ゆつられ
たりとひろうするに、見佛かそしやうの間、後日為
かきをく、若松四郎に延時の名（）またくゆつ
らす、もし見仏このきをもいつわり申候ハ、日本のち
ぬす八まぬたいほさつも伍ちけん候へ、又かへすくも
見仏かをもいあてたるに、延時名田のさまたけなく、
三郎たねたゝかところ御ちきやうすへし、こ日為三そう
文如件、

文永八年五月廿日 沙見佛（花押）
かのとのひつしのとし

〇一一 平忠恒・同忠俊連署讓状

〔端裏書〕

「▽⑩□かおかにし大郎とのゝくますにゆつ□〔花押〕△」

たゝしか□^(の)なりをかのミやうてんのうちのたそのら
しよ□くらにゆつりあたふるふんにをいてハ、か
くへつの□^(なり)たいするあいた、これをのそ
くところ□^(平忠恒)〔花押〕

ゆつりあたふる□^(あ)さなくますまろかところに、

平たゝとしか□^(せん)そさうてんのそりやうなりおかの名
のてんはく・菌ならひにさんやかりくらの事

たのつほくはくちの四至そのゝさかい、しんふ平忠
恒ゆつりしやうたゝとしか所帯のしやうにめいはく也、

右、くたんのてんはく・その・さんやのかりくらにをい
てハ、忠俊をちやくしとしてゆつりあたへられおはぬ、

こゝに吳國の人襲来せしむへきあいた、関東の御けうし

よのむねにまかせて、親父たゝつねのたいくわんととして、
上府して、やく所をうけとりて、きんしせしむへきによ
りて、参府するところなり、これによて、かつハ海路の
ならいなり、かつハ軍庭におもむくあいた、若たゝとし
しせんの事もあらハ、件ミやうのてんはく・さんやかり
くらにをいてハ、たゝつねのゆつりをあいそへて、くま
すまろをちやくしとして、しゝそんくにいたるまで、
たのさまたけなく、ちぎやうせしむへきなり、後日のみ
らんをとゝめむかために、しよはんを給へるところ也、
よてゆつりしやうくたんのことし、

文永九年歲次卯月三日

平忠俊〔花押〕

平忠恒〔花押〕

「為證人

平忠重〔花押〕

湛西〔花押〕

〔本文書ハ「旧記雑録前編」一七三五号文書ト同文ナリ〕

〇一二 島津久時書状案

薩摩國御家人延時三郎種忠申、為同國御家人若松四郎忠重、令殺害舎兄并甥、令押領所領田事、種忠帯訴状令参上候、可有申御沙汰給候覧、恐惶謹言、

文永十年二月廿日

修理亮久時

在判

進上 備後民部大夫殿

(端裏書)

「自文永十年至元禄十四年四百二十五年」

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」七四五号文書ト同文ナリ)

〇一三 れんしやう讓状

(端裏書)

「たいへいし入道とのゆつり状」

あさなくますにゆつりわたす

しやミれんしやうかそりやうさつまこほりのうちうり

うさこのみなみのそのいかそか事四しほんけんニつふさなり

みきくたんのそのハ、れんしやうかせんそさうてんのし

よりやうなり、しかるをまこあまたありといへとん、そ

んするむねあるにて、れんしやうかはよのてつきをあ

ひそへて、まこくますになかきよをかきてゆつりあたへ

をはぬ、のこるをハ、いとことんみはなたす、ふひんに

あたるへし、よてしゝそんくゝにいたるまで、たのさま

たけなく、りやうちせしむへきしやうくたんのことし、

ふん多い十ねん十一月十三日

しやミれんしやう

しやうにんのためニ
ひくニれんあミたふつ(花押)

〇一四 六波羅御教書

薩摩國御家人見佛後家尼持性代乗心中、同御家人種忠率多勢帯弓箭兵杖、乱入住宅、擬押領瓦田村并田島等、致狼藉由事、訴状具書如此、事实者不穩便、早相尋子細、可致注申候、仍執達如件、

文永十一年六月三日

(北条義宗)
左近將監(花押)

大宰少貳入道殿

(本文書へ「旧記雑録前編」二七四八号文書ト同文ナリ)

〇一五 正八幡宮使尊長安堵状

正八幡宮御領薩摩郡万得内河原田村

栗野殿所

右、枝名女子分蘭者、任親父讓之旨、無違乱可被領知、而於万雑公事并蘭地利物者、如傍例之讓状、尤可為本名沙汰也、至于神領内畠地者、自今以後不可背之状如件、

弘安五年九月日

正宮御使僧尊長(花押)

(本文書へ「旧記雑録前編」二八四二号文書ト同文ナリ)

〇一六 おくらのさいあみたふつ讓状

ゆつりわたすてんはくのこと

おくらのうちののによかせんそさうてんののそうりや

のうち たかわら六反卅つは、

にしへつけてかきのき三反、そのひんかしのなかそ

のいそ、

みき、くたのてんはくハうちののによかせんそさうてんのそうりやうなり、しかるおのによかあ□ニよほうしそニゆつりおはぬ、たくしく事わら六反卅ニおいてハつほくのそうたう、まんさうくし、りんしのくやくニいたるまでめんしおは□、かきのき三反ハそうたうといひ、くしと申、ふんニしたかうてつとんへきなり、そのか□はかりもちといひ、くしといひ、おなしくめんしおはん、しかれハゆつりしやうのむねにまかせてさうあなくなりやうちすへきしやうくたのことし、

こうあん八ねん八月十日

おくらのさいあみたふつ(花押)

(本文書へ「旧記雑録前編」二八六六号文書ト同文ナリ)

〇一七 大蔵種忠着到状

薩摩國御家人延時三郎大蔵種忠、去月三日就関東早馬下着、令騒動候之由、於在國承及候之間、令馳参候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

正應六年六月六日

大藏種忠上

「承了(花押)」

(本文書へ「旧記雜錄前編」二九八〇号文書ト同文ナリ)

〇一八 鎮西御教書

薩摩國御家人在國司道嗣代道(聖カ)申、公事新田事、訴状具

書如此、早可被参決也、仍執達如件、

正安元年十二月十七日

(北条実政)
前上総介(花押)

延時三郎殿

(本文書へ「旧記雜錄前編」二〇四三号文書ト同文ナリ)

〇一九 在國司道雄代道弘和与状

(端裏書)
「□□ごくしのわよのしょう」
(カ)

和与

薩摩國在國司入道々雄与延時三郎入道成佛相論同國薩

摩郡延時名内 真弓町 御靈田 上山本 中山本 以

上肆町公事等事

右、及上訴、雖番訴陳、相互以和与之儀、於自今以後者

可令勤仕延時本名肆拾分壹公事所役也、此儀向後不可有

相違、若致違乱變改者可有其咎也、仍和与之状如件、

正安四年八月四日

沙弥道雄代道弘(花押)

(本文書へ「旧記雜錄前編」二〇六六号文書ト同文ナリ)

〇二〇 守護代本性覆勘状

石築地修理事、三丈貳尺延時名分被勤仕候了、恐々謹言、

正安四
八月廿八日

本性

(花押)

延時三郎入道殿

(本文書へ「旧記雜錄前編」二〇六七号文書ト同文ナリ)

〇二一 ますとみのそめう置文

(端裏書)
「ますとみのそめうの御状」

そうまの入たうと御けいやくともの候なるわけたの事

ミちゆきて候はん時ハ、あをぎにわけたのそうたうくらしをうり候うへハ、なりえたのわけたまさわきうなかのく。いちやうハ、はるわらうれいのようとうをわきまへ候て、ますとミにちぎやうし候へく候、あをぎにつけ候て、わけたのそうたうくうし遣申候はんもの、そめうかことにもあるましく候、仍くたんのことし、

かけん三ねん二月十五日

ますとミのそめう
(花押)
(花押)

(本文書ノ二ツノ花押ハ相似タリ)

〇三三 沙弥道雄書下

薩摩國新田宮雜掌阿源申、抑留當宮御神拜御供米由事、八月廿九日御教書并重訴状具書如此、早任仰下之旨、賜分明御請文、可令注進候、仍執達如件、

延慶三年九月四日 沙弥道雄(花押)

謹上 延時三郎入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一一一三四号文書ト同文ナリ)

(端裏書)

〇三三 延時成仏代忠種陳状

「延時三郎入道」

薩摩國御家人延時三郎種忠法師(成仏)代忠種謹弁云々、(申之)

同国若松彦太郎忠兼訴申、田并瓦田村事

副進

一通 見佛讓狀 文永元年十月十日

右如訴狀者、彼名田島等者、見佛讓与妻女平氏之間、讓与養子千与壽之處、成佛以義絶身致押領云云、此條先義絶證據何事哉、於亡父見佛所領者、以文永元年十月十日讓与成佛于時種忠之條、證文炳焉也、閣子息成佛、争可讓与氏女之哉、号讓令備進之狀、尤非無不審之上、文永以後成佛當知行經四十余年、無相違之上者、非御沙汰限、随而云氏女、云千与壽、令死去、送年序之後、忠兼始而及謀訴之條、奸謀次第也、所詮云相傳證文、當知行年記、旁分明之上者、早被弃捐忠兼濫訴、為蒙御成敗、仍披陳言上如件、

正和三年五月 日

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一一六九号文書ト同文ナリ)

〇二四 鎮西御教書案

(端裏書)

「のふとぎとの」

(端裏ハリ紙)

「財部延時九郎兵衛殿」

薩摩國延時三郎入道成仏代忠□申、延時名并瓦田村事、
訴狀如此、為訴人不終沙汰之篇下國云々、太無謂、所詮
来月五日以前可被参对、仍執達如件、

正和三年八月四日

前上総介在御判

若松彦太郎殿

〇二五 平忠兼一門連署証狀

(端裏ハリ紙)

「財部延時九郎兵衛」

さつまのくにさつまごをりのふとぎのミヤウのすいて
んはくちらの事

右、ふんゑい九年けんふつのこけゆつり狀をさよけて、
そせうをいたすといゑとも、のふとぎ三郎入道成佛しきまへ
ふんゑいくわねん・同八年二通ゆつり狀をたいして、四
十よねんをへおはん、このうゑハねんきといふ、そせう
といふ、いこせしむるあいた、きやうこうのわつらいを
たゝぬかために、ふんゑい九年のこけゆつり狀を、成佛
しそん延時又三郎忠種つけわたしをはぬ、し□こんいこ延
時のミヤウのものしよありとかう□して、しそんの中ニも
そせうをいたさハ、ほうしよたるへく候、かつハこうせ
うのために、一もんせうはんをくわへらるゝところなり、
□よ狀如件、

正和四年十月廿日

平忠兼(花押)

沙弥貞知(花押)

平為忠(花押)

沙弥道一(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一一八七号文書ト同文ナリ)

〇二六 信忠沽券

ての のふたゝ ぎやの下の
く 五たんハたゝつ のミそより井 のふと
きとのゝ御かたにえひたひにしろのようとうにくわんも
んにうりわたしまいらせ候事しちなり、ふんけんのくう
し事ハのふときとのゝ御さはくにてあるへく候、たゝし
のかへるとくせい候ともかへされまいらするまし
く候、よてこのためニしやうくたんのことし、

けんかう二ねん五月十六日

のふたゝ(花押)

(本文書ハ「旧記雑録前編」二一四〇八号文書ト同文ナリ)

〇二八 平忠治和与状

端裏書
「若松彦三郎和与状」

延時又三郎入道殿引付字佐御造管役、於忠治母堂宿所、
依令抑取所持物等、於守護方雖訴申之、以和談儀被出錢
貨之間、永所止訴訟也、仍為後日證文如件、

嘉曆元年十二月五日

平忠治(花押)

〇二七 延時忠種着到状

依京都御事、去五日^亥関東御早打下着之間、薩摩國御家
人延時又三郎忠種馳参候、以此旨可有御披露候、恐惶謹
言、

元享四年十月廿一日

平忠種(裏花押)

進上 御奉行所

「承了(花押)」
(北条英時)

(裏書)

「為後證所令加判也、

▽同六日 本性(花押)△」

(本文書ハ「旧記雑録前編」二一四七五号文書ト同文ナリ)

〇二九 道巖請取状

さつまの國さつまごほりのうち、のふとき名のわきまゑ

られ候にたのミヤの御神拜四石の御く米事、未進ありと

かうしてしやうそくおいたし候へといゑとも、その□

の御く米うち執印ふんはかりハすき候之ふん無未進うけ

とり候了、但今年きられて候かやくせんハ、としあけ候

てわきまゑられ候へく候、よて状如件、但そうりやうの

御弁也、

嘉曆參年十二月五日

道巖(花押)

〇三〇 新田宮雜掌道海重申状

(端裏書)

〔新田宮雜掌〕

八幡薩摩國新田宮雜掌道海重言上

同国延時又三郎入道不知法名背而度々御下知、令抑留當宮

御神拜内肆石御供米間、仰于使節澁谷又次郎入道覺禪、

雖尋問違背實否、恐于自專答、不及是非散状、難澁至

極上者、任定法被經御沙汰、欲蒙御成敗子細事

副進

一通 御教書案 数通先進早

右子細先々言上事舊訖、然早任定法被經御沙汰、為預申

御裁許、言上如件、

元徳二年九月 日

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一五六一号文書ト同文ナリ)

〇三一 澁谷覚禪施行状

薩摩國 八幡新田宮雜掌申、御神拜内神馬并供米等事、

御教書并重訴状如此、早任被仰下候之旨、可被明申候、

仍執達如件、

元徳二年十月廿六日

沙弥覚禪(花押)

延時又三郎入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一五六号文書ト同文ナリ)

〇三二 沙弥覚念讓状

ゆつりわたす□(こ)そく又三郎入道ほうふつか所ニ

さつまのくにさつま□(こほり)なりえた名内なりをかのて

んはく・さんや・むら／＼の事

しよつほつけ

(ほんもんに)えたり、

右、たうみやうてんはく・(さんか)やかりくら・むら／＼に

をいてハ、沙弥かくねんかち(うたいさうてんたうち)きや

うさをいなき地也、しかるにしそくあまたあり(といへ)と

ともんぎしふかきにて、又三郎入道ほうふつをち(や)く

としして、したいうとのせうもんならひニ、くわんとう

あんとの御(下文以下)天番けいこしゆこの状をあいそへて、

ゑいたいをかきて、かくねんかしひつをもて、ゆつりわ

たすところ也、くわんとう御くうしといふ、さんやかり

くらといふ、ほんせうもんをまほて、へんきんせしめ、

あいかゝしむへきなり、しよそん／＼にいたるまで、た

のさまたけなくちきやうさがあるへからす、仍為後日

ゆつりしやう如件、

為證人

沙弥道法(花押)

平忠藤(花押)

僧良種(花押)

沙弥光祐(花押)

(本文書へ「旧記雑録前編」一六三号文書ト同文ナリ)

〇三三 延時法仏軍忠状

薩摩國延時又三郎入道法佛謹言上

欲早依數ケ度軍忠預御注進浴恩賞、大隅國加瀬田城合

戦事

右、肝付八郎兼重・同兼高与黨凶徒等為誅伐之、去月六

日大将繪州御發向件城郷之間、法佛可馳參之處、依為當

病、差進代官聳平田小次郎真宗、押寄水手、令合戦、自

翌日迄于今月十日、連々致合戦忠勤之条、軍奉行人中條

左左衛門入道祐心所被見知也、而同十日被責落城郷、凶

徒等令静謐之上者、早預御注進為浴恩賞、恐々言上如件、

建武三年六月 日

(本文書へ「旧記雑録前編」一八五七号文書ト同文ナリ)

○ 延時法仏軍忠状

(本文書ハ三三号文書ト同文ニツキ省略ス)

○三四 延時信忠軍忠状

薩摩國延時又三郎入道法佛代信忠謹言上

欲早預御注進浴恩賞、越前國敦賀城合戰軍忠事

右、就御教書馳參、致軍忠候早、然早為預御注進、恐々

言上如件、

建武四年三月六日

「承了(花押)」

(端裏書)

「自建武四年至元祿十四年三百六十五年、即延元二年」

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一九〇三号文書ト同文ナリ)

○三五 延時法仏軍忠状

目安

延時又三郎入道法佛申薩摩國市來院所々合戰軍忠事

一法佛當病之間、今月十日差遣捨弟彦五郎忠義於代官之

處、市來太郎左衛門入道以下凶徒等於當院石走待請之、

致合戰之刻、射臥數輩凶徒等、令追還之条、同所合戰

之輩、宮里九郎入道并石塚平太郎等所令見知也、

一同十四日夜、當院内赤崎合戰之時、捨身命令致教尅合

戰之条、在國司又次郎并甕嶋小河小太郎等令見知之訖、

右合戰次第、賜承判、預御注進、浴恩賞、為施弓箭面目、

言上如件、

建武四年八月日

「承了(花押)」

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一九五五号文書ト同文ナリ)

○三六 平忠村讓状

(端裏書)

「^(せうか)く^(せうか)にかゆつりしやう

(端裏ハリ紙)
「財部延時九郎兵衛」

延時

ゆつりわたすさつまのくにさつまのこをりなりえたミヤ

うのう(ちな)りをかミヤ(う)すいてんはくちのそのゝ事

右、件たそのハひられいしのほりのうち、ひかしについ

てその□ハた□た□わたゝむらかゝきねきわ、

ミなみわやま(わき)とのゝかきのきわ(き)たハく□すい

てんハなかのまのみなくち三反□やうてんいたんあハせ

て四反たゝむらかせんそさうてんのそりやうなり、くし

にをいてハほんくやくといゝ、りんしやくといゝ、ほん

せうもんにまかせて十ふんいちをつとむへし、かりの時

ハかりうとをいたしていらんなく、いとりのあいかりな

るへし、しゝそんくくにいたるまでたのさまたけなく

やうちすへきえいたいのしやうくたんのことし、

けんむ四年十一月廿一日 たゝむら(花押)

のちのた ろうりやうほんふつ(花押)

めに

(異筆)

「ほうく」

(反古)

(本文書ハ斜線ニテ抹消ノ墨引アリ)

〇三七 延時法仏軍忠状

(編裏書)

「延時又三郎入道事」

目安

延時又三郎入道法佛申薩摩国市來院城郡合戦軍忠事

一今年建武七月廿八日、大将下野發向件城郡之時、法佛

重病之間、差遣舍弟彦五郎忠能於代官、押寄彼城郡野

頸之手、迄于八月三日致合戦忠節之条、軍奉行人大隅

五郎兵衛尉・上野四郎太郎等見知訖、

一同九月十七日、重大將發向彼城郡之間、忠能自同十七

日迄于廿七日、或押寄水之手、或於大手連々抽軍忠之

条、軍奉行人大隅五郎兵衛尉并酒匂兵衛次郎見知早、

一同廿八九日晦日兩三ヶ日者、向于後卷之手、捨身命致

合戦早、此等次第、同五郎兵衛尉并上野三郎四郎等所

令見知也、

右軍忠之次第、賜御承判、預御注進、為浴恩賞、言上

如件、

建武四年十一月日

〔承了(花押)〕
(川上頼久)

〔本文書ハ「旧記雜錄前編一」一九七九号文書ト同文ナリ〕

〇三八 新田宮執印友雄申状

薩摩國一宮八幡新田宮執印左衛門大夫友雄

欲早任先例蒙御成敗同国薩摩郡延時又三郎入道法名當

宮肆石御供米令抑留自去元弘元〔 〕曆應肆年條難遁其

咎事

副進

一通 鎮西御教書

一通 御供米抑留物注文

右、御供米者嚴重之神用物也、被召上彼又三郎入道、被

經急速御沙汰、被糺返年、抑留御供米、且被遂清目節、

於其身者為被處所當罪科、恐、言上如件、

曆應四年二月 日

〔奏書〕

〔財部延時九郎兵衛〕

〇三九 高重茂奉書案

〔端裏書〕

〔御奉書〕

薩摩國一宮八幡新田宮執印友雄申、神領下地押領神役對

捍以〔 〕(下)事、訴狀七通副具如此、為有其沙汰、各可召進代

官之由、可被相觸東郷三郎左衛門入道、弘・野田又太

郎・山門院郡司弥次郎入道、慮・延時又三郎入道・宮里

郷郡司九郎入道跡輩并武光掃部左衛門入道日妙・同大學

入道忍性等之状、依仰執達如件、

曆應四年三月廿四日

大和權守 在御判

澁谷又次郎入道殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編一」二二〇四号文書ト同文ナリ〕

〇四〇 宮内大輔今川三雄安堵状

薩摩國薩摩郡内延時名地頭職并庶子山野、本若松名串木

野・若松・橋間・寄田・火田丸・同成岡名地頭職成枝等

事、知行不可有相違之状如件、
々同

至徳四年壬五月四日

(今川三雄)
宮内大輔(花押)

延時筑前守殿

(本文書ハ「旧記雑録前編二」四五四号文書ト同文ナリ)

八田文書

(卷子表紙)

八田家文書 一

〇一 關東御教書案

(端裏書)
「到正應五・五・廿一
道教所進也、」

(裏書、異筆)
「限之城」

關東御教書神社・佛寺本所一円御領等致異國警固由之事
并守護所催促等案文

条々被仰下内

一本所一円地事

警固無對捍可令勤仕之處、無沙汰由有其聞、早可令注
進也、

正應元年七月十六日

武藏守在判

相模守在判

大宰小貳入道殿

〇二 島津忠宗警固催促状案

吳國警固事、正應元年七月十六日付關東御教書、急可被
向役所由、雖令催促、于今不被參勤候云々、何様事候哉、
所詮今月廿日以前不被致警固候者、任被仰下候旨、可令
注進關東候、仍執達如件、

正應二年二月三日

左衛門尉忠宗在判

薩摩國地頭・御家人并本所一円地及収納使
御中

〇三 關東御教書案

鎮西警固事、蒙古異賊明年春可襲来云々、早向役所嚴密
可致用心、且守護・御家人等依所務論、無一同之儀欵、

甚不可然、御家人以下軍兵等者、隨守護所命、可致防戰忠、守護人亦不論親疎、注進忠否、可申行賞罰也、於背此仰輩者、永可被處重科、次本所一円地間事、可催促之由先日被成御教書早、早存此旨、可令相觸薩摩國中之狀、依仰執達如件、

弘安六年十二月廿一日

駿守在判

相模守在判

○四 島津忠宗書下案

鎮西警固事、所下給之去年十二月廿一日關東御教書案如此、子細見狀、所詮任被仰下之旨、近日中向役所、可被致警固也、此上猶以有緩怠之儀者、不忠由可令注進關東候、仍執達如件、

弘安七年正月廿三日

前下野守在判

薩摩國地頭・御家人并本所一円地及取納使御中

○五 式目追加案

条々内

□本所一円地事

不差下代官、不從守護之催、不致合戰者、可被補地頭旨、可経奏聞之間、被仰六波羅了、且可注申之由可相觸守護人、

一鎮西所領知行輩事

關東要須仁者可下遣子息・親類、其外者自身可下向由被定了、而未不下向之輩有之云々、可注進由、可相觸守護人也、

弘安九年閏十二月廿八日

○六 式目追加案

条々内

一本所一円地事

築地以下警固役等事、若有被致緩怠之所々者、可補地頭之由、先度^(仰下也)候了、□沙汰何様候哉、分明可被注申也、

弘安十年三月十一日

(六ツ紙)
一萬延元申年まで
凡五百九拾四年

○七 關東御教書案

散位惟宗重兼

異國警固事、可為平均役之条、公家・武家之御沙汰嚴重也、而本所進止之社寺・庄公并地頭補任之關東御領等、各募權威、背守護催促、對捍課役之由、普有其聞、所存之企招罪科欵、薩摩國中有如然所々者、早可令注進交名状如件、

建治三年九月十九日

相模守在御判

右、重兼或可違背本所内成一味、相語惡黨、或致御造營不法之旨、有其聞之間、申下院宣、申副武家施行、雖被改替、不實之条依被聞食披、所被還補也、委子細被載前、下文了、然者守彼状、無相違可令相傳領掌者、所可・神官等宜承知、勿違失、故以下、

弘安七年七月八日

○八 某袖判下文案

(端裏書)

「道教所進具書、道教初度陳狀具書
正應五・五・廿一所司到來、」

(端書)

「^(本力)家御教書案 造營不法被聞食披由候、」

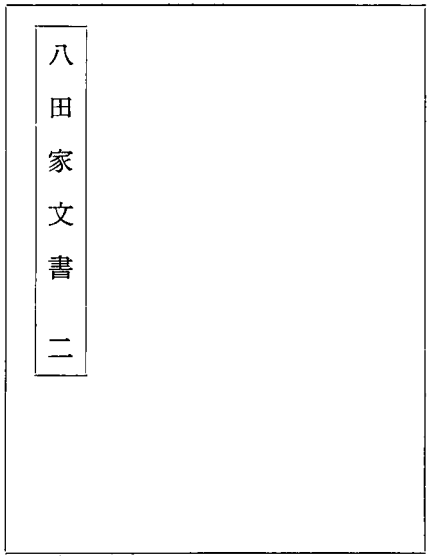
在御判

下 薩摩國新田宮

定補 執印并五大院々主職

綾小路女子分等事

〔卷子表紙〕



八田家文書 二

〇九 関東御教書案

〔(コノ)行、前文書、断簡ナリ〕
「散位藤原▽(◎)朝臣在御判△」

逐仰

若背先例、對稱蠶出来者、可令注申交名給候、

明年内裏大番事、自五月至于七月上旬十五日、(マヤ)以薩摩國

御家人等可令勤仕之、兼又日向・大隅并壹岐嶋
(可寄合也)
給之状、依鎌倉殿仰執達如件、
可令此旨下知

建保三年十月四日 圖書允清原(備定)在判

謹上 嶋津左衛門尉殿
(忠念)

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二四〇号文書ト同文ナリ〕

〇一〇 島津忠久書状案

ふんことのよさいそくのしやう

明年の五月より七月の十五日ニいたるまで、たいりの大番、薩摩國御家人をもて、つとむへきよし、おほせくた

さるゝところ也、いそきしやうらくして、明年の四月の

廿日より、(うちに、京にてけんさ)んニいらるへき也、か

つゝたいかんのともからあらむニをきてへ、けうミやう

をしるし申すへきよし、おほせくたさるゝところ也、み

けうそくたしつかハす、一けんのうちにハ、かへしつか

はすへきなり、(大番やくのおくたし)ミおなしくくたし

つかハす、ほうをまいらせらるへきなり、いそきけんさ

んニいれむかためなり、あなかしこく、

十一月廿一日

在判

みやさとの八郎殿

(本文書ハ「旧記雑録前編」二二四号文書ト同文ナリ)

〇一一 島津忠時請取状案

をすみとのうけとり

大番已被勤仕候早、其上者被帰國之条、不及子細候状、仍執達如件、

建長六年四月八日

在判

宮里郡司殿

(本文書ハ「旧記雑録前編」五一九号文書ト同文ナリ)

〇一二 関東御教書案

京都大番事、催具薩摩國御家人等、自明年七月一日到同十二月晦日、可令勤仕之状、依仰執達如件、

弘長二年

七月十日

武蔵守在御判
相模守在御判

嶋津大隅前司入道殿

(本文書ハ「旧記雑録前編」二六三九号文書ト同文ナリ)

〇一三 島津忠時書下案

大隅殿さいそくの状

京都大番勤仕事、御教書案文遣之、早任被仰下之旨、可被参勤候、但寄事於老老・出家被立代官事、御誠候也、可被存知其旨之状如件、

弘長二年

八月十一日

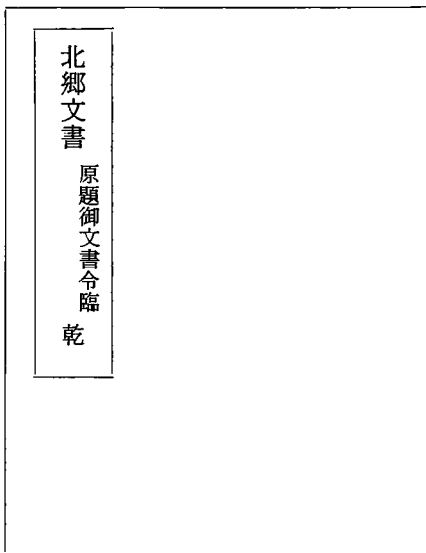
沙弥在判

宮里郷郡司・名主御中

(本文書ハ「旧記雑録前編」二六四四号文書ト同文ナリ)

北
鄉
文
書

(表紙)



(中表紙)

「御文書令臨 乾」

〇一 足利尊氏御教書写

『防門殿御感 奉行中澤掃部尤有寫』

去十月廿二日、薩州知色城合戦之時被疵之由、嶋津判

官師久所注申也、尤以神妙、弥可抽戦功之状如件、

文和四年十二月廿八日 「義詮將軍」繪巻 御判

嶋津尾張守殿 (資忠)

(本文書ハ「旧記雜録前編」一「二六一〇号文書ト同文ナリ」)

〇二 討死人交名注文写

討死之人々

酒匂兵衛四郎跡 酒匂左衛門四郎跡

土田五郎跡 愛甲弥四郎跡

堀源五跡 阿曾谷三郎左衛門跡

討死之御感御教書文章同前、

(本文書ハ「旧記雜録前編」一「二六一一号文書ト同文ナリ」)

〇三 島津道鑑貞讓状写

『有寫』

讓与 舍弟資忠分

大隅國本庄内財部院事

右所者、限永代所讓与也、於有限御公事者、守惣領師久

支配先例、可令敷仕之状如件、

延文三年卯月五日

〔島津貞久〕
道鑒

〔續目裡判
師久公〕

〔花押〕

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二二三〇号文書ト同文ナリ〕

此分被遣候、

卯月十五日

〔赤松〕
播磨守滿政

謹上 嶋津陸奥守殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二五四五号文書ト同文ナリ〕

〇四 赤松滿政書状写

五人面々今度粉骨之由、令披露之間、即被下 御書候、并御劔被遣候、御面目之至目出候、定而御祝着候哉、

尚々今度御忠節異于他候、如何様於向後連々可申入候、每事不可存疎略候、御同心候者可為恐悦候、併期後信候、恐々謹言、

御太刀

新納 長光 『新納近江守忠實』

北郷 國行 『北郷讃岐守持久』

肝付 同銘 『肝付三郎兼忠』

本田 正恒 『本田信濃守重恒』

樺山 國宗 『樺山美濃守孝久』

〇五 島津勝久宛行状写

大隅國財部院之事、依軍忠宛行所也、早任先例可有領知之状如件、

大永八年六月廿日

▽◎勝久〔花押〕△

北郷左衛門尉殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二二二四号文書ト同文ナリ〕

〇六 島津貴久起請文写

〔有正文〕

一世上雖如何様轉變候、無相違隱密可申合之事、

一對肝付隔心御同前可申之事、

一和讒凶害之時者、互ニ可申開候事、

右此條、偽申候者、

『牛王』 起請文

奉始上者梵天帝尺四大天王、下者堅牢地神、惣而日本國中大小神祇、殊者開門正一位・金峯山藏王權現・大隅之鎮守・霧嶋六所權現・正八幡三所大菩薩・戸神大明神、別而諸軍神等之可蒙神罰冥罰者也、

仍起請文 如件、

天文十七年六月十一日 貴久(花押)

北郷讚岐守殿

(忠虎)
(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二五八号文書ト同文ナリ)

〇七 肝付兼盛起請文写

『牛王』
有正文』

起請文條々之事

一此度就和平御媒介守護之御分別、於已後相違之時者、此方可為御同前之由蒙仰候、忝候、自是茂偏仁忠相様可奉頼之事、

一和平其外何様之儀付而茂、和議以雜説之時者、互申披

不可有信用之事、

右条々於偽申者

奉始上梵天帝尺四大天王、下堅牢地神、惣者日本國中大小神祇、別者當國鎮守霧嶋六所權現・正八幡三所大菩薩、殊者當所春日大明神・高倉八幡・天滿大自在天神等御部類拳屬、各神罰冥罰可蒙罷也、

仍起請文如件、

天文十八年己酉十二月廿九日

肝付 三郎五郎兼盛(花押)

小杉殿

『裏ニ在』

肝付三郎五郎

兼盛

『上包』
小杉殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二六四〇号文書ト同文ナリ)

〇八 島津貴久外五名連署起請文写

『牛王』
有正文』

起請文

一雖不新候、於于茲弥以一味同心之儀、不可有相違之事、

一如此一家契諾之處、定國衆不可為所好、為妨甚深之間、

和讒謀略之義必定歟、不可入其案之事、

一自然以下之者等慮外之所行出來之時者、至上々不可為

隔心、則互ニ申分可決是非之事、

右三ヶ條之旨於虛言者、

奉始梵天帝尺四大天王、下者堅牢地神、殊者日本第一

熊野三山大權現・九劬彦三所權現・薩摩新田八幡大菩薩・開門正一位并諏訪大明神・當國正八幡大菩薩・止

上白山并北辰大明神・守公神・日劬鷯戸大權現并霧嶋

六所權現・飢肥院八幡大菩薩・三俣院春日大明神・惣

者六十余劬大小神祇、同九万八千軍神摩利支天部類等

之可蒙神罰冥罰各者也、仍起請文如件、

天文廿一年十二月四日

貴久(花押)

『嶋津右馬頭』

忠將(花押)

『嶋津豊後守』

忠親(花押)

『喜入攝津介』

忠俊(花押)

『北郷左衛門殿』

忠豊(花押)

『樺山』

幸久(花押)

『本郷讚岐守』

忠相(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二六九九号文書ト同文ナリ)

○九 祁答院良重起請文寫

『牛王
有正文』

起請文條々事

一此度就和融御媒介守護御分別、於已後御相違之時者、

無余義可為御同前義蒙仰候、御貴家弥々可奉頼事、

一就和平御取持、自然以和讒雖雜說儀候、相互申分不可

有信用事、

右此旨於偽者、

奉始上梵天帝釈四大天王、惣者日本國中六十余州大小

神祇、別者當國鎮守仁田八幡大菩薩・興樂寺・天満天

神、當所擁護紫尾三所大權現・諏訪上下大明神御部類

春屬、各神罰冥罰可罷蒙者也、

依起請文如件、

天文十八年十二月七日 祁答院又次郎良重(花押)

嶋津尾張守殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二六三六号文書ト同文ナリ)

入来院又五郎

『上包』

嶋津尾張守殿

平重嗣

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二六四号文書ト同文ナリ)

〇一〇 入来院重嗣起請文写

『牛王
有正文』

起請文

一蒙仰旨、此方以所希足信用、守護猶被廻秘計及干戈者、

一味同心之事、

一依自然謳歌之說、与中雖雜說之儀候、互以使書可糺決

実否事、

右約諾条々相違者、

奉始上梵天帝釋四大天王、惣者日本國中六十餘州大小

神祇、別者當國鎮守新田八幡大菩薩・大宮・若宮部類

眷屬等可蒙御野也、

仍起請文如件、

天文十九季二月廿日

平重嗣(花押)

嶋津尾張守殿

『裏ニ在』

〇一一 伊集院孤舟忠外五名連署起請文写

『牛王有正文』

敬白

再拜々々天爵起請文事

一於後代無相違可申承事、

一雖世上轉變候、無御心元被存間敷事、

一和讒雜說之時互可申開事、

右此条々於違犯者、上ハ梵天帝釈四大天王・下ハ(卷)慳罕

地神炎魔法王・日本鎮守熊野三所大權現・八幡三所大

菩薩・稻荷・祇園等、殊者九州鎮守彦山三所大權現・

薩劔新田八幡大菩薩・開門正一位・大隅國正八幡大菩

薩・霧嶋六所大權現・求麻惣社等、當院鎮守白鳥・狗

留孫一二三之宮等、神爵冥爵一々可罷蒙狀如件、

『鹿兒嶋御家老』

伊集院入道

孤舟 (花押)

『時久家老』

北郷紀伊守

忠徳 (花押)

永祿五年 壬戌六月廿一日

肝付彈正忠

兼盛 (花押)

北原

兼親 (花押)

『求麻家老』

深水右馬助

頼金 (花押)

『右同』

東彈正忠

長兄 (花押)

『上包』

求麻老中

一筆

(本文書ハ「旧記雜錄後編」二二二九号文書ト同文ナリ)

〇一二 相良頼房起請文写

『有正文牛王』

敬白

起請文事

夫神依人敬增威光

人依神徳添運命

一於後代無相違可申承事、

一雖世上轉變候、無心元有間敷事、

一和讒雜説之時互可申開事、

右此条々於違犯者、奉始上者梵天帝釈四大天王、下者

堅牢地神炎魔法王、別者熊野三所大權現・八幡三所大

菩薩・王城鎮守諸大明神、殊者九州鎮守彦三所大權

現・鶺鴒霧嶋兩所權現・阿蘇大明神・藤崎八幡大菩

薩・妙見市房青井大明神、惣者六十余州大小神祇神罰

冥罰一一可能蒙之狀如件、

相良

永祿五年南呂吉日

頼房 (花押)

北郷殿

御返報

『上包』

相良

北郷殿 御返報

頼房

(本文書ハ「旧記雜錄後編」一三三三号文書ト同文ナリ)

〇一三 近衛前久書状写

『正文在大館九右衛門』

雖未申通候、令啓候、仍修理大夫受領并又三郎官途之事

申調候、珍重候、自然之義取成肝要候、尚進藤左衛門大

夫可申候也、かしく、

(永祿七年) 三月十三日 『近衛殿』 (花押)

北郷左衛門尉とのへ

(本文書ハ「旧記雜錄後編」一三八二号文書ト同文ナリ)

〇一四 島津義久起請文写

『有正文』 起請文

一 於弥永代無別儀可申合事、

一 此度一ヶ條承趣之事、

一 一飫肥於難儀者、三之山口可出手事、

若此旨有違犯者、

『牛王』

奉始梵天帝釋四大天王、六拾餘州大小神祇、別而當國

鎮守霧嶋六所大権現・正八幡大菩薩・止上大明神・開

門正一位・九所大明神・新田八幡大菩薩・諏訪上下大

明神・天滿天神等部類眷屬等、各御爵可蒙者也、

仍誓文如件、

永祿七年甲子拾一月十九日 義久 (花押)

北郷左衛門尉殿

『上包』

起請文

義久

(本文書ハ「旧記雜錄後編」一三〇五号文書ト同文ナリ)

〇一五 島津義久起請文写

『有正文』

起請文

一 如承候世上何様之雖為轉變、向後聊疎儀有間敷事、

一 就善惡讒者、讒言每々有之習候歟、決美否可為一味之

心緒、最頼母敷候、此旨同意之事、

一雜説之時者互可被披合事、

若此趣有違犯者、

『牛王』

奉始上梵天帝尺四大天王、下堅牢地神、大日本國六十
余州三千余社、殊者當國鎮守等、開門正一位諏訪大明
神、別者隅州惣社正八幡宮・霧嶋六所権現・稻荷大明
神・天滿大自在天神部類眷屬等、可蒙神罰冥罰者也、

仍起請文如件、

永祿十一年六月十五日

義久（花押）

北郷左衛門入道殿

（本文書ハ「旧記雜錄後編」二四四号文書ト同文ナリ）

〇一六 島津義久書状写

『有正文』

其境与肝付和融之企有之由示給候、尤肝要候、然者對
此方可有鬱憤之由、彼方被存候欵、至當家向後於真実
之入魂者、聊以確執之儀有間敷候、此旨為御納得候、

恐々謹言、

（永祿十一年）
十月二日

北郷左衛門尉殿

『上包』

北郷左衛門尉殿

義久

（本文書ハ「旧記雜錄後編」二三八号文書ト同文ナリ）

〇一七 相良頼房書状写

『有正文』

菱刈方依取乱、一兩年不慮之防戰無是非候、然者嶋
津殿以御入魂、菱刈家可被相殘之由承候、大慶之至
候、向後如代々可申談外、不可有別儀候、就夫、至
其表御出頭之由候間、為祝儀用使書候、猶期来信候、

恐々謹言、

『永祿十二年欵』

九月七日

頼房（花押）

（時久）
北郷殿

御宿所

『上包ノ裏ニ在』

『上包』

相良

北郷殿

頼房

御宿所

(本文書ハ「旧記雜錄後編一」五二九号文書ト同文ナリ)

〇一八 島津義久起請文写

『有正文』

起請文

一對伊東弓箭雖不新候、別而御入魂可為一味事、并此方庄

内肝付之間、讒言之時者、則左右方江可申理、又無腹

臆可承事、

右於違犯者、

『牛王』

奉始上者梵天帝尺四大天王、下者堅牢地神、惣日本朝

中大小權實神祇、別者當國鎮守新田八幡・開門正一位、

殊者當所諏訪上下兩大明神、并天滿大自在天神部類属

衆現當兩罰可蒙者也、

仍起請文如件、

天正貳年甲戌

九月拾日

北郷左衛門入道殿

義久(花押)

『上包』

從鹿兒嶋

(本文書ハ「旧記雜錄後編一」七五六号文書ト同文ナリ)

〇一九 島津忠平 弘書状写

『有正文』

起請文

一對伊東弓箭雖不新候、弥御一張被仰合、可為御入魂事、

一今度御談合之行隱密之事、

一庄内真幸之間、從何方茂讒言之時者、承付次第左右方

江無腹臆申披、可被仰披事、

右条々於違犯者、

『牛王』

奉始上者梵天帝釋四大天王、下者堅牢地神、惣日本朝

中大小權實神祇、別者當國擁護新田八幡大菩薩・開門正一位、殊者當所諏訪上下兩大明神、天滿大自在天神部類眷屬御對可罷蒙者也、

仍起請文如件、

天正二年^{甲戌}九月十一日

^(島津義弘)
忠平(花押)

北郷左衛門入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編一」七五八号文書ト同文ナリ)

〇二〇 川上意釣^忠外三名連署起請文写

『有正文』

起請文

一對伊東弓箭雖不新候、弥御一張被仰合、可為御入魂事、

一今度御談合之行隱密之事、

一此方庄内肝付之間讒言之時者、承付次第左右方へ無腹

臆申披、可被仰披事、

右條々於違犯者、

『牛王』

奉始上者梵天帝釋四大天王、下者堅牢地神、惣日本朝中大小權實神祇、別者當國擁護新田八幡大菩薩・開門正一位、殊者當所諏訪上下兩大明神、天滿大自在天神部類眷屬御對可罷蒙者也、

仍起請文如件、

天正貳年^{甲戌}九月拾日

『伊集院右衛門』

忠金(花押)

『平田美濃守』

昌宗(花押)

『村田越前守』

經定(花押)

『川上』

意釣^(忠)(花押)

北郷^(時久)一雲齋
人々御中

(本文書ハ「旧記雜錄後編一」七五七号文書ト同文ナリ)

〇二一 近衛前久書状写

『有正文』

遙久不能書信遣恨候、仍日州之儀、義久如存分成行候

之由、千萬珍重候、則可差下使者候処、拙者事者右府

へ一味申、別而入魂被申ニ付、敵地擇一圓不成合期候

間、無其儀候、更非疎意候、自然可然之様取成可為祝
着候、將又愚身事、信長一段馳走、無疎意様躰、施面
目事候、於時宜者貞知可申越候、可心安候、次内々約
束候大鷹、如何様ニも此節所望候、以馳走義虎迄於被
越候者、可為喜悅候、偏才覺此時候、先年之鷄于今令
所持候、逸物無比類候、大鷹共ハ悉右府へ進之、一居
も無之候、猶期後音候也、

近衛前久

(天正五年)
卯月七日 (花押)

北郷左衛門入道(時久)とのへ

北郷左衛門入道殿 (花押)

(本文書ハ「旧記雜錄後編一」九二〇号文書ト同文ナリ)

替者也、

若令違犯者、

『牛王』

奉始上梵天帝釋四大天王、下堅牢地神、惣日本國中大小
神祇冥道、別當國惣社新田八幡大菩薩、開門正一位・天
滿天神、殊者魔嶋鎮守諸大明神等部類眷屬神討冥討可罷
蒙者也、

仍起請如件、

天正六年七月廿日

義久 (花押)

北郷左衛門入道殿(時久)

『上包』

起請文

(本文書ハ「旧記雜錄後編一」九八六号文書ト同文ナリ)

〇三二 島津義久起請文写

『有正文』

起請文

今度大友家邪路之防戦企故、依諸口雜説、以御誓紙條々
被頭心肝、承悦尤不少、於永代弥可致同懷事、不可有改

替者也、

若令違犯者、

『牛王』

奉始上梵天帝釋四大天王、下堅牢地神、惣日本國中大小
神祇冥道、別當國惣社新田八幡大菩薩、開門正一位・天
滿天神、殊者魔嶋鎮守諸大明神等部類眷屬神討冥討可罷
蒙者也、

仍起請如件、

天正六年七月廿日

義久 (花押)

北郷左衛門入道殿(時久)

『上包』

起請文

(本文書ハ「旧記雜錄後編一」九八六号文書ト同文ナリ)

〇三三 島津義久書状写

『有正文』

今度依其境雜説已下等騒動之由、風聞如何候哉、無
心元候、縱對此方雖有被疑儀、於度々向後不可有隔

心之旨、互神文之上聊非別義候、猶諸神茂御照覽、

從是弥不可存疎鬱候、可為御納得事肝要候、委細南

林寺へ申含候、恐々謹言、

(天正六年)
拾月十五日

義久(花押)

北郷左衛門入道殿

『上包』

北郷左衛門入道殿

義久

(本文書へ「旧記雜錄後編」二一〇七号文書ト同文ナリ)

〇二四 飛鳥井雅繼書状写

『有正文』 追而令申、扇子二本進候、哥ハ梶井門跡御

筆にて候、御音信迄候、

雖未申通候、令啓候、去年不慮ニ右兵衛督相果候、

然者爰元之儀モ不相替從信長殿被仰付候間、可御心

易候、仍今度於向州表被尺粉骨、御存分ニ成候儀、

御一身之御手柄之由、京都無其隠候、寔奇特存候、

使者差下申度乍心中、信長殿御上洛切候之間、執粉

無其儀候、於爰元相似候御用候ハ、可被仰上候、猶

志水入道可申候、恐々謹言、

(天正七年頃カ)
六月十八日

『飛鳥井殿』
雅繼

北郷一雲入道殿

『上包』

北郷一雲入道殿

雅繼

(本文書へ「旧記雜錄後編」二一〇九四号文書ト同文ナリ)

〇二五 島津義久宛行状写

『有正文』

今度以神載、永々可為無二之忠、勸旨趣尤肝心、就夫當

知行證文之事、雖不改御懇望之条、数ヶ所之城所領、

無異儀令宛行之状如件、

天正七年拾二月廿三日

義久(花押)

北郷左衛門入道殿

『上包』

北郷左衛門入道殿

義久

(本文書へ「旧記雜錄後編」二一一二号文書ト同文ナリ)

〇二六 近衛前久書状写

『有正文』 猶々去年錯乱之刻、則令法鉢ニ付、判形如此

改候、何様爰元如本意成行、以後者隠遁与云、

至其方ニ及下国候間、万事ノ可頼入候、

好便之条令啓候、抑去年夏以來者、下々成下無是

非次第候、内々申下度折節、從醍醐安養房・持明

院令下国候由候条、具様子可申候、直ニ被相尋、

自然馳走肝要候、此沙門衆去年已來對拙者忠節共

候、委曲雖可申候、可有口状候条不能詳候也、状

如件、

(天正十一年)
二月廿日

『近衛殿』

(花押)

北郷左衛門入道とのへ
(時久)

(本文書ハ「旧記雜錄後編」二二三六号文書ト同文ナリ)

〇二七 島津義久書状写

尚々大隅之事、重疊侘可申心底候、事成間敷段、

必定存候、

防戦之成立依不算是非、頓川内江差出相順迄候、然者

厥表之儀等色々雖致侘候、隅州事者國分ニ而長宗閑部

被遣由、堅被仰候、猶々可申理覚悟候へ共、逆可難成

様子候、扱者當時之身持成之分別候而、向後者可廻合

地鉢肝要候、春日・八幡御照覽、隔心之儀無之候、仍

為後日染筆候、恐々謹言、

『天正十五年』

五月十六日

義久(花押)

北郷入道殿
(時久)

(本文書ハ「旧記雜錄後編」二二九〇号文書ト同文ナリ)

〇二八 豊臣秀吉朱印状写

覚

一義久・義珍御赦免之儀忝存付而、不残心底人質致進上、

并兵庫頭居城日向内にて候とて、御理不申明可申之由、

被及聞食候、左様候へハ、兵庫頭可在之所不相定、可

迷惑候之間、右之飯野城ニ付、真幸郡又一郎ニ可取之

候事、

一大隅之儀、物主可被作付ニ雖相定候、右兩人始伊集院
(仰之)

無親疎躰被見及候之間、兵庫頭ニ大隅之儀可被遣と思召候事、

一此上者兵庫頭質物別ニ一人可出候、又一郎儀者御そはニ被召仕、自分之為部屋栖、真幸郡被下候、其上御扶持方等上かたにて可被仰付候、左候へハ兵庫頭覚悟相ちかひ候共、又一郎儀者不便被思召候条、人質ニ成間敷事、

一大隅之内伊集院右衛門太夫居城ニ付一郡之儀者、最前より右衛門大夫ニ被仰付候条、可得其意候事、

一嶋津中務小輔儀、人質を出、居城を明、中納言ニ相つき上かたへ罷上、似合之扶持をうけ可有奉公由、神妙被思召候間、日向之内佐土原城并城付之知行以下あげ候とて、可被召上儀ニあらず候間、是又中務少輔可被返下事、

一嶋津右馬頭儀者、義久次第ニ致覚悟、人質を召連、御本陳へ相越候間、向後まで彼城相立、本知無相違様兵庫頭可申付事、

一本郷儀、人質を出候へ、大隅之本知不相違様可申付

之事、

一日向之内ニ北郷當知行千町計在之由候、これハ國切之事候之間、人質之外ニ子を一人、又一郎同前ニ相つめさせ奉公於在之者、右之千町其身ニ可被下事、

一両条ニ一ヶ條於相背者、彼北郷可被成御成敗候間、得其意、彼城可取巻人数之事、

一中納言・毛利右馬頭・備前少將・大友左兵衛督・小早河左衛門佐・吉川治部少輔・宮部中務卿法印・蜂須賀阿波守・長宗我部宮内少輔・尾藤左衛門尉・黒田勘解由・嶋津修理大夫・同兵庫頭、兩國之人数を召具、取巻討果可申候、左様候者、其跡職大隅之内之儀者、兵庫頭ニ可被仰付候事、

一右北郷於相背御下知者、其面在陳之衆へ悉不殘兵糧可被下候之間、可得其意候、猶安國寺・石田治部少輔可申候也、

(天正十五年)
五月廿六日

(豊臣秀吉)
御朱印

嶋津兵庫頭とのへ

(本文書ハ「旧記雑録後編」二三四号文書ト同文ナリ)

〇二九 豊臣秀長書状写

『有正文』 以上

先日申渡國々法度書付進之候、猶於様子者、福智三河守可申越候、諸事有相談、儘可被申付事簡要候、

向後聊不可有疎略候、謹言、

(天正十五年) 六月十五日

秀長(花押)

北郷左衛門入道殿(時久)

(本文書ハ、「旧記雜錄後編二」三五一号文書ト同文ナリ)

〇三〇 豊臣秀長書状写

『有正文』

尚以先度申越候法度之旨、聊無由断被申付之由尤

候、御用事如何様共可承候、旁三河守申聞候、以

上、

帰陳以來不申越候、未豊前國小倉城普請申付在之事

候、仍日州之儀、秋月・高橋被仰付相越候、堅固可

申付旨候間、諸事有入魂、自然境目以下申事於在之

者、聞届速可申付候条、可被得其意候、京都御用い

か様共可被申越候、聊不可有疎意候、尚福智三河守

可申越候、謹言、

(天正十五年) 七月五日

秀長(花押)

北郷左衛門入道殿(時久)

(本文書ハ、「旧記雜錄後編二」三六二号文書ト同文ナリ)

〇三一 豊臣秀吉朱印状写

『有正文』

於肥後國陸奥守不相届所行ニ付而被仰出条々

一先年柴田對天下企逆心、至江北罷出候処、被遂御一戦

悉被討果候、陸奥守茂柴田令一味之条、同事ニ可被加

御退治与思食、既賀劬金澤迄被寄御馬候之處、走入種

々御佗言申上ニ付而被助置、剩越中一國被仰付候、雖

然無幾程忘御恩賞、尾劬与御鉾楯之剋、陸奥守構別心、

能州・賀劬へ妨を成候ニ付而、重而為御誅罰被成御動

座、越中久利賀良峠ニ被立御馬、彼國富山を被取卷、

既陸奥守可被刎首之處、かしらをそり御先手へ走入候

条、不便ニ思食被助一命、其上於越中一郡被宛行候、

然者妻子召連在大坂仕付て、於上方撰劬能勢郡被下、
外聞可然様被仰付候事、

一右之分にて猶以不便ニ思召、又者御用ニも可立かと
被思食、今度於九州肥後一國被仰付、彼國肝心之城々
をハ陸奥守居城ニ被仰付、鉄炮・同玉薬・兵糧以下丈
夫被下置候、其外城々有破却、城主共妻子以下まで天
下へ被召上、悉静謐之御國被預ケ置候處、無程陸奥守
背 御下知、彼國侍ニ以御朱印被仰付候少知をも不相
渡及迷惑之由候事、

一彼國百姓以下も有付候様ニ候者、分別可申付候間、重
疊被仰出候處、檢地を仕、其上百姓ニ對し下々非分等
申懸ニ付而、及迷惑一揆起之由候事、

一今まで諸事被仰出儀、上下共ニ相背族無之候處、陸奥
守相背御朱印旨、被仰出之趣相違之様可存候段、如何
ニ被思食候事、

一唐南蛮國迄も可被仰付候与思食候条、九州之儀者五畿
内同前ニ被仰付候へて不叶儀候間、早速可被遣御人数
候へ共、國々者共所行可被御覽分、毛利右馬頭九劬へ

相越、堅可申付之由被仰出候、其ニしたかひ御人数可
被差遣候事、

一毛利右馬頭相動候ても、一廉無之候付てハ、大和之大
納言・江州之中納言・備前之宰相、其外四國之者共を
初、不残出陳之儀可被仰付候、然者各存分之通為可被
聞召、又者彼面々様子為可被見及、伊集院右衛門大夫
被差下之条、能々示合可申越候事、

一猶以彼國行等之儀、伊集院右衛門大夫ニ被仰合之条、
成其意兵庫頭申次第、不存緩可相動候也、

〔天正十六年（朱印）〕
十月廿一日〇

北郷讀岐守とのへ
（忠虎）

北郷一雲軒
（時久）

〔本文書ハ「旧記雜錄後編二」三九三号文書ト同文ナリ〕

〇三二 豊臣秀吉朱印状写

〔有正文〕

言上之趣被聞食候、至肥後堺目在陳之由候、辛勞令
察候、彼國静謐之上者、令帰陳尤候、猶石田治部少

輔可申候也、

(天正十六年(朱印))
二月十一日○

北郷一雲軒(時久)

北郷讚岐守とのへ(忠虎)

『上包』

本郷一雲とのへ

(本文書ハ「旧記雜錄後編二四二〇号文書ト同文ナリ」)

〇三三 島津義弘起請文写

『有正文』

敬白 起請文之事

一 當家中為何轉變雖在之、對一雲并讚岐守殿、向後無二可申承事、

一 自他國之諸侍雖逆心企候、一味有間敷之旨、委細承置候之事、

一 讒者讒言并雜說等之儀、承付之由申通、又可示賜、依時宜実否可有糺明之事、

一 雖為伊東家庄内近邊居住、到鹿兒嶋・飯野、無相談為

私被仰談間敷之由、尤肝要存候之事、

一 右條々、其家中衆於子々孫々茂相違有間敷段、誠頼母敷存候事付、拙者家中之者共江茂神文之儀可申付之事、

右条々若於有偽者、

奉始上者梵天帝釋四大天王、下者堅牢地神、惣日本國中六十余劔大小神祇、別而日劔擁護妻万五社大明神・八幡大菩薩・霧嶋六所大權現・白鳥六所大權現・拘留孫三所大權現・一二三之宮・天滿大自在天神御部類眷屬、神罰冥罰可罷蒙身上者也、

仍起請如件、

天正十六年

二月三日

義弘(花押)

北郷讚岐守殿(忠虎)

北郷左衛門入道殿(時久)

(本文書ハ「旧記雜錄後編二四一九号文書ト同文ナリ」)

〇三四 島津義久書状写

『有正文』

今春之御吉兆千祥万賀、多幸不易々々、抑不慮致上

洛、于今滯在之躰候、然者宗次郎兄弟堅固候之条、

定而可為満足候、仍義弘・右衛門大夫上國之由、以

御朱印被仰出候之間、可應其儀候、備者留守中領國

之儀心遣候、乍去貴所、幸日州口へ在宅候之儘、万

端能様才覚頼入候、此方格護之諸城茂庄内同前ニ可

被添御心事所希候、隨而任見來、鞅ニ懸進之候、寔

補嘉礼計候、恐々謹言、

(天正十七年)
二月十一日

義久(花押)

北郷左衛門入道殿

(本文書へ「旧記雜錄後編二二四二四号文書ト同文ナリ」)

(天正十七年)
十二月十二日

北郷左衛門入道殿

(島津義久)
龍伯(花押)

(本文書へ「旧記雜錄後編二二五三三号文書ト同文ナリ」)

〇三六 豊臣秀吉朱印状写

就唐船相着、如目錄到來、種々取揃之段、別而悅思食候、

猶石田木工頭可申也、

(天正十七年)(朱印)
十一月六日

本郷一雲軒

(本文書へ「旧記雜錄後編二二六一八号文書ト同文ナリ」)

〇三七 豊臣秀吉朱印状写

『有正文』

到來之目錄

一砂唐(糖) 五百斤

一大つほ 壹ツ

一花入 貳ツ

一かろう 三ツ

〇三五 島津龍伯義久書状写

厥后可申通之處、萬取紛無音罷過、非本懷候、仍先刻御

逗留中、以 神裁別而真実之儀共候、依為度々返翰無益

之段承候之条、于今遲怠候、然處此度息讚同被成 神文

候、尤肝要之至、不單是非候、倍於向後互不可有違易候

事候、期來喜候、恐々謹言、

一茶碗大小 三ツ

一からかねのはち 壱ツ

一糸さしなへ 壱ツ

一きんはん 貳拾枚

一きんはく 五十枚

已上

(天正十七年)(朱印)
十一月六日〇

北郷(時久)
一雲軒

(本文書へ「旧記雑録後編」二六一九号文書ト同文ナリ)

〇三八 島津竜伯義久書状写

『有正文』

雖新申事候、今度致上洛、安宅殿口柄承得候間、

不殘愚意申下候、然者貴所之事、近年 御朱印被

作頂戴、諸公役之儀不被混當家候キ、此中意分雖

有之、公儀之恐ニ候条令用捨候、然者承得儀共候

之間、自今以後者、如先年何篇純熟候之様ニ御分

別肝要ニ候、猶委曲ハ白濱次郎左衛門尉可申間、

令省略候、恐々謹言、

(天正十八年)
七月拾九日

北郷(時久)
入道殿

同讚岐守殿
(忠鹿)

竜伯(花押)

(本文書へ「旧記雑録後編」二六七四号文書ト同文ナリ)

〇三九 豊臣秀吉朱印状写

『有正文』

為見舞味噌百桶到来、悦思食候、猶石田木工頭可申

候也、

(文禄二年頃カ)(朱印)
卯月朔日〇

本郷(時久)
一雲斎

『上包』

本郷一雲とのへ

(本文書へ「旧記雑録後編」二一九一号文書ト同文ナリ)

〇四〇 豊臣秀次朱印状写

『有正文』

近衛事、嶋津分領之内へ被遣候、然者日向之内あやより人足百人・乗懸馬拾三疋、則奉行已下申付、嶋津修理入道居城迄可送届候、嶋津又四郎かたへも被仰遣候、可成其意候、猶幽齋可申候也、

(文祿年間)
(朱印)
卯月十三日〇

北郷左衛門入道
(時心)
北郷左衛門入道
『上包』

〔本文書ハ「旧記雜錄後編二」二二九七号文書ト同文ナリ〕

○四一 近衛菟山前久書状写

『有正文』 猶々以前者一裹懇志之至、喜悅候、其以来何かと打過、書状にてさへ不申、所存外候、先年拙者其國下向申候刻、懇意候義殊更帰洛之節、泉郡迄被送候事共難忘候、拙身事吳々無疎意故、如此書中申候、次此色帛二枚・屏風之分一双、雖憚多候、染禿筆進之候、旁重而可申候、龍伯在京節々參會申候、

其以後遙久不申通、疎遠之至候、仍今度京都不慮之儀、無是非、乍去無別義先靜謐候、將又去年已來不思寄俵人依申成、信輔至坊津雖及滞留、大闊無咎趣、以得心早々至鹿兒嶋、先被出、可述窮屈之由候而、領知迄於薩州被遣候間、可心安候、定帰洛之義も不可有程之様ニ各申候、其間之儀如此上者、馳走可為祝着候、何様期後音候也、

(文祿年間)
八月十六日

(近衛前久)
〔花押〕

〔墨引〕

(北郷時久)
一雲斎

(近衛前久)
菟山

〔本文書ハ「旧記雜錄附錄二」二二六七号文書ト同文ナリ〕

○四二 鳥居小路経孝書状写

『有正文』 猶々御届物上裹以判形封之、下進之候、以上、就今度入木道御許之儀、色紙二枚被懸御目候、誠御執心之段、感恩食候、就其七箇条御免之届物令申沙汰、下進之候、御書又如此候、當時之眉目後代之龜

鏡不可過之候處、來春御上洛之砌、弥於被受御相傳者可為珍重之旨、

八月廿日

(墨引)

(花押)

青蓮院宮御氣色候、猶兩人江申渡候間、不能一二候、

鳥居小路との

恐々謹言、

(本文書ハ「旧記雜錄附録二」一三六九号文書ト同文ナリ)

八月廿日

經孝 (花押)

北郷左衛門入道殿

〇四四 鳥津義久起請文写

『上包裏ニ有之』

『有正文』

鳥居小路大藏卿

起請文

『上包』

北郷左衛門入道殿

經孝

萬一世上轉變之刻、雖為親類之好、捨逆黨、無二可被抽忠勤之由、尤以神妙、并讒倭之儀互可申披、殊此節大友家諸口依彼廻謀略、心遣之謂以御誓紙条々承早、懇懃之至、弥於向後無愀易可致一味事、

若令違犯者、

『牛王』

〇四三 青蓮院尊朝法親王書状写

『有正文』

今度日州庄内住北郷左衛門尉入道一雲、色帟二枚觸眼候、寔如此之段奇特感入候、執心之由候間、七ヶ条免除之卷物染筆候、猶來春上洛之事候者、筆法等可令相傳之旨可申下候也、

奉始上者梵天帝釋四大天王、下者堅牢地神、惣而六十餘勢刃大小神祇、別者當國鎮守新田八幡、殊者鹿兒嶋諏防大明神・天滿大自在天神部類眷屬等、神罰冥罰可蒙者也、

仍起請如件、

天正六年八月三日

義久（花押）

北郷彈正忠殿 〔忠虎〕

〔本文書ハ「旧記雜錄後編一」九八八号文書ト同文ナリ〕

天正六年 戌霜月十三日

義久（花押）

北郷彈正忠殿 〔忠虎〕

〔本文書ハ「旧記雜錄後編一」一〇三〇号文書ト同文ナリ〕

○四五 島津義久起請文写

『有正文』

起請文

到永代無二可被致奉公之由、尤以神妙、殊雜說之刻者、
不廻時日互可申披、并縱雖為親類年来之好、於逆黨者
不可有御同懷之段、条々被願誓紙感入候、弥疎遠可致
一味事、

若令違犯者、

『牛王』

奉始 上梵天帝釋四大王、下堅牢地神、惣而日本國中六
十余劔大小神祇、別而開門正一位・新田八幡大菩薩・諏
訪上下大明神・稻荷大明神・天滿大自在天神部類眷屬、
神野冥野可蒙罷者也、

仍起請如件、

○四六 島津龍伯義久起請文写

『有正文』

起請文之事

一世上縱雖為轉變、被對當家無二可被抽忠懇段肝心候、
從是聊不可有疎懷事、
一讒者讒言之時者、互可致糺明、并逆心之輩可申來刻、
可有披露旨珍重候、此方以同心之事、
一秋月・高橋・伊東江入魂有間敷趣、尤肝要之事、

右條々於有偽言者、

『牛王』

奉始上梵天帝釋四大天王、下堅牢地神冥官冥、殊當國惣
廟新田八幡三所大菩薩、并大隅國正八幡大菩薩・日劔霧
嶋六所大權現・別當所鎮守諏防上下大明神・惣六十餘劔
大小神祇・天滿大自在天神御野可罷蒙者也、

仍起請文如件、

天正拾六年拾二月十二日

龍伯（花押）

北郷讚岐守殿

『上包』

起請文

（本文書ハ「旧記雜錄後編」二五四九号文書ト同文ナリ）

〇四七 豊臣秀吉朱印状写

『有正文』

為年頭之祝儀、太刀一腰・馬代銀子三枚到来、悦思

食候、猶石田治部少輔可申也、

（天正十八年）（朱印）

正月十四日〇

北郷讚岐守とのへ

『上包』

北郷讚岐守とのへ

（本文書ハ「旧記雜錄後編」二六三六号文書ト同文ナリ）

〇四八 豊臣秀吉朱印状写

『有正文』

鷹一連到来、遠路悦思召候、猶石田木工頭可申也、

（天正十八年）（朱印）

十一月八日〇

本郷讚岐守とのへ

（本文書ハ「旧記雜錄後編」二七〇二号文書ト同文ナリ）

〇四九 豊臣秀吉朱印状写

『有正文』

為音信紅糸三十斤到来候、遠路之志悦思召候、猶石田

治部少輔可申也、

（天正十八年）（朱印）

十二月十八日〇

本郷讚岐守とのへ

『上包』

本郷讚岐守

（本文書ハ「旧記雜錄後編」二七〇四号文書ト同文ナリ）

○五〇 島津竜伯久・同義弘連署証状写

『有正文』

北郷讚岐守直子雖在之、依為若年、宗次郎為名代諸職可被相勤候、彼息拾七之年無吳儀付屬肝要ニ候、聊無相違分別尤ニ候、仍為後證染筆訖、恐々謹言、
文祿四年七月五日

義弘(花押)

竜伯(花押)

北郷左衛門入道殿(時久)

同宗次郎殿(三久)

『上包』

北郷左衛門入道殿

竜伯

同宗次郎殿

義弘

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」一五五七号文書ト同文ナリ)

○五一 安宅秀安書状写

『有正文』

態令啓候、高麗於唐嶋番船數多被切捕、御國衆別而御手柄之由相聞得、珍重ニ存候、又今度赤國北原之城、

大明國衆在城候之処、則被捕卷、嶋津殿御手へ數多被追捕之由、御注進候、度々御仕合能大慶此事ニ候事、

一弓次郎殿、此度高麗へ御出陳有度由、種々雖被仰候、御質人之替も無之候条申留候、乍去弓次郎殿御年比之儀候間、長千代殿御上洛被成、弓次郎殿御事へ御軍役候而可然由候間、内々其御心得尤ニ候事、

一弓次郎殿御在京料御知行千石にて、伏見御逗留之儀ニ候、然者御供衆上下、次ニ人足式人、共ニ拾六人在之由候、然間此まかない、折々公儀之御役儀・宿ちん以下、殊ニ御乘馬不斷被召置ニ付、彼是御調不相續由候、千石之物成と申候ても、漸三百石之内外有之由候、彼米京着候へハ、右之分にてハ難成由被仰儀も尤ニ存候、長千代殿より外ニ被成御合力候坎、千石之外在京料被相加、先弓次郎殿御在京候様ニ、各御馳走可然候、長千代殿御在伏見候者、思外御造作可參候間、不可過御分別候事、

一年頭之御礼も毎年御延引候、相定御礼ニ候間、被差急可然候条、不可有御油断候、年頭之外ニも端午・八朔・

重陽如此之御祝礼、上様へ之儀者不及申、三成方へも一切御無沙汰之儀ニ候、以来者御分別候て、幸弓次郎殿御在京之儀候間、御家より之御祝礼をも弓次郎殿被仰候様ニ、兼而被調上、御閉尤ニ存候、讚州御代ニ毎年御祝礼勿論、折々之御音信も無之候故、讚州御跡目可為不續候哉と、氣遣千万ニ三成も被相心得、各如御存知候、種々三成被入情を、無別長千代殿へ御名跡被仰付候、向後者可有其御分別由、各へ折々申候つる、御忘却候之哉、無御心元存候、於上邊も久敷御奉公被申、大名衆死去之跡、実子雖在之、若年之儀ハ勿論、年比にても名跡則無相違被 仰付事雖在之候、御家之儀、先年至御國ニ御動座之刻、嶋津殿御出頭候て後、▽◎上様御馬不△被納、諸人数在陳候事も、讚州無御出仕故候、然間則嶋津殿為先手御人数被遣、可被打果旨被 仰出候処ニ、治部少隅州至宮内ニ罷越、一雲申談、御本知無別申調候、如此三成事、度々御家之儀令續達候事、各御存知之前ニ候、雖然、其次第一雲ハ無御出、長千代殿御年少、宗次郎殿御事も未若御座候条、

右之御心得難在之候、各御家老衆折々被申聞、惣別公儀連々忝通、并三成御馳走申候儀をも、不可有御忘却事專一候、三成事勿論、拙者式先度所替之刻、随分心を添申候へキ、其段小杉丹後殿御測底ニ候、當分不出相長事申候様ニ可思召候哉、併折々互昔を不申出候へハ、諸事忘却ニ成過候間申事ニ候、何篇 上様被相守御法度、御家中狼敷無之様ニ御奉公、尤專一ニ存候、恐々謹言、

（文禄四年）
九月十五日

秀安（花押）

より

『上包』

小杉丹後守殿
（重頼）

土持雲也老

御宿所

安三河

（本文書ハ「旧記雜録後編二」一六〇一号文書ト同文ナリ）

〇五二

島津龍伯 義久書状写

『有正文』

貴所為名代久二郎事、當分在伏見候、然者彼かたの

事、給分之地二千石格護候、左様ニ候て、其方之名

代如何之由出合候、さて者若年大儀候へ共、爰より

ハ自身可為上洛候、其用意肝心候、久二郎事者、高

麗ニ而も、又當地にても、自分二千石之役儀相勤候

て可然由、安宅殿へ令談合候、任右之旨、其分別專

用候、定而安三州よりも可被仰下候、恐々謹言、

(慶長三年) 二月四日

龍伯(花押)

北郷長千代殿

(忠能)

(本文書へ、「旧記雜錄後編三二六五四号文書ト同文ナリ」)

北郷長千代殿

(忠能)

(本文書へ、「旧記雜錄後編三二六五五号文書ト同文ナリ」)

〇五四

島津忠恒家書状写

『有正文』

去十日、於野々三谷其方手之衆致合戦、得勝利、首數

討捕注文到来、珍重候、各令粉骨、或討死、或被疵由、

尤神妙、感悅無極候、弥可抽軍節候、恐々謹言、

忠恒(花押)

慶長四年九月十三日

北郷長千代殿

(忠能)

〇五三

島津龍伯義久書状写

『有正文』

貴所上洛之儀、安宅殿へ至相談申下候キ、然者高麗

之就役儀取紛候間、初秋之比可罷上由候哉、乍去當

家之事も軍役之外ニ令在京候、左候時者貴所上洛之

儀不混軍役事候条、早々打立肝心候、不可有延引候、

猶年寄可申候、恐々謹言、

(慶長三年) 四月廿八日

龍伯(花押)

北郷長千代殿

忠恒

(本文書へ、「旧記雜錄後編三二八七八号文書ト同文ナリ」)

〇五五

島津忠恒家宛行状写

『有正文』

庄内之儀、雖為譜代之地、依天下之例被成檢地、分國

中就改易、幸侃被成下 御朱印、近年令居住候處、無道之驕有之間加成敗、即始都城所々返遣、老万石令加増候、然者各依粉骨之地、志和池・山田・野々見谷雖殘置候、北郷家之儀、其方相續迄及十三代候坎、於當家代々一日片時無不忠之旨證文候由、承知候、且銘其感、且為今度之弓箭、右之三ヶ所宛行候、全被領地、弥可被抽忠勲候、別而家老之衆へ、以右知行之内令配分候、其方幼稚候条、入念諸式可相勤由申聞如此候、猶平田太郎左衛門尉・鎌田出雲守可申候也、

忠恒(花押)

慶長五年十一月廿三日

北郷次郎殿(忠能)

『上包』
北郷次郎殿

忠恒

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」一三〇〇号文書ト同文ナリ)

内府様被任御存分ニ付、豊後守對 殿下、一稜可致忠儀、内證ニて宮崎表へ行仕候、然者嶋津殿御事、内府様御遺恨不淺之由相聞之候、貴家之御事、彼御方へ無別儀御座候事、連々為存前ニ候へ共、乍去ヶ様ニ大錯亂之砌者、自他致才覚共、家々之ためニ成事、世上在之儀候間、自然 殿下ニ被企御忠儀候者、諸事申承度候、近比何敷申儀ニ候へ共、隣方之儀ニ候間令啓候、恐惶謹言、

長倉三郎兵衛尉

『慶長五年』

十月十九日

兵國(花押)

小杉丹後守殿(重能)

御宿所

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」一二四七号文書ト同文ナリ)

〇五六 長倉兵國書状写

其許御本復之後、依無題目不申通候、仍上方御弓箭、

〇五七 島津忠恒家書状写

『有正文』

為見廻早々一人被差上、殊我等上洛ニ付而祈念被相

企候哉、大慶之至此事候、仍爰元仕合之儀、弥無別

儀候間、不可有心遣候、内府様も必年内御上國之

由候条、御目見得相濟次第、追々吉左右可申下候、

将又卷物耆端為音信到来、是又令祝着候、恐々謹言、

(慶長五年)
十二月四日

北郷次郎殿

忠恒(花押)

(本文書へ、旧記雜錄後編三二一四一四号文書ト同文ナリ)

○五八 島津家久感状写

『有正文』

今度就犬追物、佐多又太郎・新納近江守互之申分共

候而、既及當日兩人共ニ相廻、手組之刻其方之働故、

二之角之手組を被退、以分別三之角ニ被立候事、神

妙之至、深感入候、勿論於自今以後者、可為如先例

者也、仍如件、

慶長十一年

十一月晦日

家久(花押)

北郷次郎殿

『上包』

北郷次郎殿 家久

(本文書へ、旧記雜錄後編四一三〇三号文書ト同文ナリ)

○五九 島津家久書状写

『有正文』

輒致上着、爰元大方仕廻候之間、近日江戸へ下向之

用意取紛、可有推量候、次弓之事、無断絶被仕候哉、

弥嗜候て可被相勤候、余者期下國之節候、恐々謹言、

(慶長十五年)
七月五日

北郷二郎殿

家久(花押)

(本文書へ、旧記雜錄後編四一七〇四号文書ト同文ナリ)

○六〇 島津家久書状写

『有正文』

其以来絶音信候、仍其許長々逗留難堪令推量候、乍去

國之覺為家々候へく候間、行儀法度みたりニ無之様ニ

可為簡要候、世上之風説にハ方々遊山耳にて、屋形内へも然々無逗留由、無心元候、殊年寄たる者共をハ不被近付、わかき者計被召仕由、於必定者不可然候、構ニおとなしく可被有之儀可為満足、猶重而可申候、謹言、

(慶長十三年) 六月二日

北郷次郎殿

家久 (花押)

(本文書ハ、「旧記雜錄附録二」一三七四号文書ト同文ナリ)

〇六一 島津惟新義弘書状写

尚々山口駿河守殿より陸奥守殿ニ注進状頂、福崎新兵衛尉前差下候、何も上方之儀、御無事ハ事されニ罷成、御弓箭ニ相定之由候、然者陸奥守殿御上洛、一刻も御急候ハてハ可為笑止由相聞候条、各以其心得、早々可被成打立儀肝要候、旁為御存候、

先書ニも申入候、乍重筆又々令啓候、自京泊只今上

井神三郎罷帰候、今朝十五日陸奥守殿御出船之由申候、就夫貴所上洛無油断様ニ御急候へと、從京泊被仰越候、必何日ニ庄内可被成打立候哉、髓承度存候、

先書ニも其方打立之日限、返札ニ委敷可示給由申候

〔共、無其儀候、猶以為可承用一輪候、恐々謹言、

(元和元年) 五月十五日

北郷讚岐守殿

惟新 (花押)

(本文書ハ、「旧記雜錄後編四」二四九号文書ト同文ナリ)

〇六二 酒井忠利外三名連署達書写

嶋津陸奥守殿家中北郷讚岐殿證人長千代殿ニ、先年御親父讚岐守殿へ被下候御扶持方之員教程、百五拾人分被下候へハ、長千代殿内衆手形を以逗留中、辰ノ五月廿日ヨリ毎月可被相渡者也、

已上

元和貳年

辰ノ七月三日

(伊丹康勝) 伊喜之介

(土井利勝) 土井利勝
(土井大炊助) 土井大炊助

〔本文書ハ「旧記雜錄後編四」一三六五号文書ト同文ナリ〕

松下善一殿
参

(安藤重信)
安對馬
(酒井忠利)
酒備後

右御手形之写

(元和三年カ)
五月四日

忠利(花押)

酒井備後守

(墨引) 北郷長千世様
(忠能)

忠利

〔本文書ハ「旧記雜錄附録二」一三七八号文書ト同文ナリ〕

○六三 土井利勝書状写

為歳暮之御祝儀御小袖式・綾嶋被懸御意候、誠被入御念
之段辱存候、猶期面上之時候、恐々謹言、
(元和二年)
十二月廿一日

利勝(花押)

土井大炊助

(墨引) 北郷長千世様
(忠能)

人々御中

利勝

〔本文書ハ「旧記雜錄附録二」一三七七号文書ト同文ナリ〕

○六四 酒井忠利書状

一昨日者、為端午之御祝儀、御帷子三ツ之内単物一御持
参忝存候、令登城候故、不懸御目、御残多存候、何も期
面之時候、恐惶謹言、

○六五 土井利勝書状写

為端午之御祝儀、御帷子三之内単物一・龜屋嶋被懸御意
候、誠御懇志之至忝存候、恐惶謹言、
(元和三年カ)
五月四日

利勝(花押)

土井大炊助

(墨引) 北郷長千世様
(忠能)

利勝

〔本文書ハ「旧記雜錄附録二」一三七九号文書ト同文ナリ〕

○六六 朝倉宣正書状写

為端午之御祝儀、御帷子一重之内単物令進覽候、幾久可
得御意候、祝詞之給候、
(元和三年カ)
五月四日

宣正(花押)

朝倉筑後守

(墨引) 北郷長千代様

人々御中

宣正

(本文書へ「旧記雜錄附録二」一三八〇号文書ト同文ナリ)

此文書、黄紙之能の無之候故、此紙ニ相書置候、黄紙在
之候時へ、右御文書書直し、御記録へ入筈也、
此五通之文書、林三右衛門殿より相遣候也、

〇六七 島津家久書状写

『有正文』

此方為見廻使者被差越、殊為音信南都諸白一荷令祝
着候、仍其方為替又四郎雖上洛候、從大炊頭殿之引
付状未出候故、其地下向遅引候、大炊殿へ可申達候
間、定臆ニ可相調候、猶使者可申達候間、不能詳候、
謹言、

八月八日

北郷長千代殿

家久(花押)

(本文書へ「旧記雜錄後編四」一六九五号文書ト同文ナリ)

〇六八 島津光久書状写

『有正文』

去月廿九日之書状、今月廿四日到来候、然者今月十
日此方打立候、早打其許通候刻、今度火事之儀、於
船中為承由申候ニ付、則飛脚被差上候、被入念候段、
中納言様別而被成御祝着候、我等居候近邊より火起
り候故、皆々漸々出候躰ニて候間、何ニても少も不
出候、手前之儀者不及是非候、正宗之父子其外御馬
廻之衆類火候、何共令迷惑候、乍去火急ニ候つるニ、
上下無何事候間、令満足候、委細定野州・兵部少輔
より可被申問、不能詳候、恐々謹言、

薩摩守

八月廿六日

光久(花押)

北郷式部太輔殿

(本文書へ「旧記雜錄後編五」八五一号文書ト同文ナリ)

〇六九 島津家久書状写

『有正文』

其後者無音相過候、弥以其方可為無事と存候、此比者漸又八郎事其地へ可為參着候、於其義者、貴所事ハ定而被相替、可有帰國と存候、吾等氣色之儀も、于今同篇之牀候、從腫物毎日膿なかれ、未致平愈候之条、弥養生之義無油断候、久志本殿被指下候、為御礼今度北郷佐渡守差上せ候間、一書令啓候、尚用口上不能委候、謹言、

四月十二日

家久(印影)

北郷(久直)式部太輔殿

『上包』

北郷式部太輔殿

家久

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」一〇三三号文書ト同文ナリ)

〇七〇 島津家久書状写

『有正文』

帰國已後為見廻、高田橋甚左衛門尉被指遣、令祝着

候、氣色無ルミニ付、居所一節相替、養生申度候、

其方之假屋家新敷候之条、少々普請申付、近日可移覚悟候、庄内へも弾正下野より申遣、北郷次右衛門指越、此方之衆と普請之相談共候間、可相調候、可心安候、猶期後喜候、謹言、

九月十五日

家久(花押)

北郷(久直)式部太輔殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」一〇八七号文書ト同文ナリ)

〇七一 島津光久書状写

『有正文』

尚々大風ニ成候ハ、船共うちかへし可申と存候、緩々被存候而悪敷候間、まづ早奉行衆へ申付候而尤候と、式部(大脱カ)夫より庄内衆へ精入可有候、以上、

鹿兒嶋之海へ琉球之こく船罷居申候、此船(荷)之に今日をろさすに御座候間、此風稠吹申候て、に費可申候と存候、早々(座)かへをろし可申候間、可然存事ニ候、

此等之趣從式部大輔殿老中衆へ被申候而尤候、則調候様ニ可然候、

八月三日

身(花押)

北郷式部大輔殿

さつまのかみより

(墨引) 北郷式部大輔殿 老

まいる

(本文書へ「旧記雜録後編五」一三三〇号文書ト同文ナリ)

〇七二 島津忠恒家書状写

『有正文』

其以來不通候、仍石漕舟何程出来候哉、彼是為見廻

用使書候、猶相含口状、恐々謹言、

十一月十一日

忠恒(花押)

北郷次郎殿

(本文書へ「旧記雜録後編四」一二六号文書ト同文ナリ)

(表紙)

北郷文書

原題御文書令臨

坤

(中表紙)

「御文書令臨 坤」

〇七三 進上物注文写

『有正文野部治右衛門』

將軍御成之時獻上物并拜領物寫

嶋津陸奥守元久之御在京

鳴津殿御上洛

應永十七年六月三日御参著、

同十一日御参會候、

進上物 御太刀一腰 鳥目二千貫

從御所様(足利義持) 御太刀一振金作

御舍弟(足利義嗣) 新御所様江

進上物 御太刀一腰 鳥目三百貫

從御所様 御太刀一振

官領江太刀一 鳥目百貫(管)

裏松殿江太刀一 鳥目五十貫

武衛玉堂江太刀一 鳥目五十貫

山名金吾江太刀一 鳥目五十貫

一色殿江太刀一 鳥目五十貫

土岐殿江太刀一 鳥目五十貫(マ)

京極殿江太刀一 鳥目五十貫

畠山大夫殿江太刀一 鳥目五十貫

赤松殿江太刀一 鳥目三百貫色、唐物

畠山少輔殿江太刀一 鳥目五十貫

伊勢殿江太刀一 鳥目五十貫

飯尾殿江太刀一 鳥目五十貫

同廿九日御室形江御成候時引物

御所様江進上物之分

一御鏡一兩白糸 一御太刀金作 一鳥目千貫

一御弓征矢 一御馬二疋、一疋ハ鞍置 一小袖十重

一御太刀自作 一御太刀黒作 一段子廿端 一盆三

一金紫堆紅(麝丸) 麝香 一毛氈十枚 一虎皮十枚

一海梅花三十枚 一面革卅枚 一壺十 一絹百疋

御所様懸御目之人數

御一家

北郷(知久)中務少輔 御太刀一 鳥目百貫

椀山(教志)安藝守 御太刀一 鳥目百貫

國方

加治木能登守 御太刀一 鳥目百貫

野邊右衛門太夫 御太刀一 鳥目百貫

北原右馬助(久兼) 御太刀一 鳥目百貫

蒲生美濃入道(清寬) 御太刀一 鳥目百貫

飢肥伊豆入道 御太刀一 鳥目百貫

肝付河内守(兼元) 御太刀一 鳥目百貫

御内方

阿多加賀入道 御太刀一 鳥目百貫

平田右馬助(重宗) 御太刀一 鳥目百貫

新御所様江 御引物

一御鎧白糸 一御長刀 一御弓征矢

一鞍置御馬 一御太刀 一小袖十重

一盆二 一金紫堆紅 麝香五十

一鳥目百貫 一染付鉢一對 一繪十幅

一毛氈五枚 一虎皮五枚 一面革廿枚

官領江

太刀一 小袖三重 壺五 面革五枚 弓十張

征矢百 麝膾十

細川殿江

太刀一 小袖三重 壺五 面革五枚 弓十張

征矢百 麝香膾十

赤松殿江

太刀一 小袖三重 壺三 面革五枚 弓十張

征矢百 麝香膾十

御近習人數

伊勢殿江

太刀一 小袖三重 壺三 面革三枚 弓 征矢

麝香膾五

畠山相模守殿江

太刀一 小袖三重 壺三 面革三枚 弓 征矢

麝香膾五

同中務少輔殿江

太刀一 小袖三重 壺三 面革三枚 弓 征矢

麝香膾五

同七郎殿

同出羽守殿

同少輔殿

新田殿

福賢殿

朝日殿

侍人大名騎馬衆太刀一 小袖三重

南禅寺江壺三 鳥目十貫

相國寺江絹百疋

東福寺江鳥目十貫

即宗庵江點心料鳥目十貫

南禅寺都分鳥目三十貫 壺

瓶三 具足一鉞 馬一疋

四条道場江壺三 茶碗皿三百 (密瓶カ) 密研一 人參十斤

香炉十 花瓶一對

一条正規道場江壺五 茶碗皿六百 人參十斤

赤松殿老名數人江鳥目三十貫 虎皮五枚 壺五

依藤殿江壺三 弓十張 征矢百

赤松殿右馬助江弓廿張 征矢百 面革三枚

清阿江鳥目五十貫 壺三 虎皮

直阿江鳥目五十貫 壺三 繪十幅

侍・雜仕・小舍人・力者 御厩七間五間 童子松法

師・輿舁・諸職人 鳥目五百貫

御成屋形候時鳥目千貫

從御所樣御太刀二振・御鎧・御馬各諸大名(物カ)具

酒肴數々、此外鳥目色々不知數、

伊集院殿御所ニ上洛候而、在京之時儀被取成候、

包丁人春山

(本文番ハ「旧記雜錄前編二」八〇〇号文番ト同文ナリ)

〇七四

相良頼房義陽書状写

『有正文』

其以後可申通候處、遠方故無音之至、聊非疎放候、

仍而六月之時分以御同名紀伊介方、近比之預乘馬候、

秘藏之躰過御察候、然者筒糸毛漆笠黒毛任好嘉例進

入候、祝義一段候、倍可申談外無別儀候、御同前所

仰候、旁青蓮寺可為演說候、恐々謹言、

八月八日 頼房(花押)

北郷殿

御宿所

相良

【上包】

北郷殿

頼房

御宿所

【上包】

北郷殿

為廣

御返報

相良

〇七五 相良為廣書狀写

【有正文】

就不慮之篇目出来、先日用使書候処、御丁寧之至、
今又預御使僧候、祝着不少候、仍以前被申候伊東人
衆乱入候之間、種々成武略候条、去十三敵陣落去候、
殘黨以下加誅伐、一郡悉屬靜謐候、外聞実儀本望候、
其表弓箭堅固之御才覚、為此方專一存候哉、代々益
々可申談事無余儀候、旁御使僧之可為演說候、恐々
謹言、

九月廿二日

為廣（花押）

北郷殿

御返報

【裏二在】

〇七六 北郷忠相起請文写

【牛王
有正文肝付半兵衛】

一此度就和融之媒介守護之御分別、於已後相違之時者、
無餘義可為御同前事、

一就和平取持、自然以和議雖雜說義候、相互申分不可

有信用事、

右條々偽申候者、

奉始上者梵天帝尺四大天王、下者堅牢地神、惣者日本
國中大小神祇、殊者當社鎮守霧嶋の野八幡、春日諏
訪部類眷屬等可蒙御罰也、

仍起請文如件、

天文拾八年己十二月九日 讚岐守忠相（花押）

肝付三郎五郎殿

『裏ニ在』

北郷

『上包』

肝付三郎二郎殿

讚岐守忠相

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二二六三七号文書ト同文ナリ〕

〇七七 尊朝法親王書状写

『有正文』

去比者一札披見悦入候、殊唐墨種々糙到来候、懇意之儀難謝候、随而此三社親王御方被染御筆候間遣之候、今春者必上洛可然、猶鳥居小路可申候也、

二月廿八日

北郷左衛門入道とのへ

〔尊朝法親王〕
〔近衛殿〕
(花押)

『上包』

北郷左衛門入道とのへ

〔尊朝法親王〕
(花押)

〇七八 近衛植家書状写

『有正文』

好便之條令啓候、抑國中無事之由候、尤珍重、

由緒異于他子細候條、連々可申通之処、無音無心元

候、将亦此一冊卅六人歌合、惡筆雖其憚多候、書進之

候、仍以九澤軒申候儀、馳走頼入候、巨細猶長英朝

臣可申候也、状如件、

四月廿七日

嶋津次郎殿

〔近衛殿〕
(花押)

『上包』

嶋津次郎殿

(花押)

〔本文書ハ「旧記雜錄附録」二二八五号文書ト同文ナリ〕

〇七九 近衛植家書状写

『有正文』

好便之條馳筆候、細々可及短札之処、依遠路無其儀候、遺恨候、仍連々申候儀、別而可被馳走事、一段可為祝者候、併頼入計候、猶進藤筑後守可申候也、

状如件、

二月十九日

〔近衛殿〕
(花押)

北郷二郎殿

『上包』

北郷二郎殿

(花押)

○八〇 近衛尚通書狀写

『有正文』

雖此興候、短尺書進之候、

連々可申通処、自然懈怠背本意候、抑一乱以来不辨之儀、九澤軒可有演說候、以馳走預合力候者、可為祝着候、併芳情頼入候事候、期後信候也、狀如件、

卯月廿七日

『近衛殿』

(花押)

嶋津次郎殿

『上包』

嶋津次郎殿

(花押)

○八一 飛鳥井雅教書狀写

『有正文』

珍章披見本望之至候、去年七月九日芳翰、二月廿七

日不断光院・小山寺為同道到来候、拙者儀、就上意、

御用子細在之、若劾下向之条、子ニ而候少將ニ申置、

八境鴨沓之免狀申付下進之候、然者沈香如一札上給

之候、懇切之至、尤祝着難謝候、雅敦對豊劬筆下申

候間、為我等御報申候、并葛袴之免狀進之候、恐々

謹言、

二月廿八日

『飛鳥井殿』

雅教

北郷左衛門尉殿

(忠徳)

『上包』

北郷左衛門尉殿

雅教

○八二 近衛植家書狀写

『有正文』

以風便令啓候、抑國中無為之由候、尤珍重之旧好異于

他子細候條、別而可申通候処、疎遠之至遺恨千萬候、

仍此色紙雖有其憚、染筆進之候、將亦以九澤軒申候儀、

馳走併頼入候、猶長英朝臣可申候也、狀如件、

四月廿七日

『近衛殿』

(花押)

嶋津左衛門佐殿

『上包』

嶋津左衛門佐殿

(花押)

喜悅候、偏芳助頼入候、猶九澤軒可有演說候、每事期後信候也、状如件、

『近衛信伊』

卯月廿七日

(近衛尚通)
(花押)

嶋津左衛門佐殿

○八三 飛鳥井某書状写

『有正文』

嶋津左衛門佐殿

(近衛尚通)
(花押)

蹴鞠為門弟鴨沓之事懇望候条候、雖有子細之儀候、別

而執心候間、免之申候、尤規模不可過之候也、謹言、

十一月二日

『飛鳥井殿』
(花押)

北郷左衛門尉殿

『上包』

北郷左衛門尉殿

(花押)

○八五 島津貴久書状写

『有正文』

歳暮之御慶重疊雖事舊候、猶更不可有盡期候、珍重

々、抑就此等之祝儀、任先例用慶書候、年内者如此、

明春者如意自他之満足、倍可申承候、恐々謹言、

十二月十五日

修理大夫貴久 (花押)

謹上北郷左衛門尉殿

『上包』

謹上北郷左衛門尉殿

修理大夫貴久

『有正文』

雖此與候、短尺書進之候、

雖未申通候、旧好之儀、異于他子細候間令啓候、抑一

乱以来不辨事、過賢察候、此時一段預合力候者、可為

(本文書ハ「旧記雜錄附錄二」八五五号文書ト同文ナリ)

○八六 近衛前久書状写

『有正文』

昨日者来臨懇意段令祝着候、爰許逗留中節々可有出頭候、将又鷹之事申候之處、可有馳走之旨本望之至、一

入喜悅候、猶以憑候、委曲申合伊勢(貞知)因幡守候也、

卯月三日
『近衛前久』(花押)

『上包』

北郷左衛門入道とのへ (花押)

○八七 島津義久書状写

『有正文』

歳末之御慶重疊雖申事舊候、猶更不可有休期候、抑爲

此等之儀、如例年用佳札候、尚自他之祝詞、明春早々

可申承候、慶事、恐々謹言、

十二月十七日 修理大夫義久 (花押)

謹上 北郷左衛門尉入道殿

『上包』 修理大夫義久

謹上北郷左衛門尉入道殿

○八八 飛鳥井雅敦書状写

『有正文』

不断光院迄之芳札令披見候、仍先年蹴鞠門弟之契約申候付而、重而葛袴免状進之候、相届候由、尤令祝着候、

弥以向後之儀、不混自余可申通愚意候、将又段金一端

送給候、御懇切之至難申謝候、何様不計可令下國候之

条、入魂可為喜悅候、猶期来便存候、恐々謹言、

八月十四日 雅敦

北郷左衛門入道殿

『上包』

北郷左衛門入道殿 『飛鳥井殿』 雅敦

○八九 飛鳥井雅敦書状写

『有正文』

尚々切々鞠御興行之由、右衛門大夫殿御物語候、

誠御執心感入存候、何ニ而も御懇望之儀候者、可

被申上候、別儀有間敷候、將又五明五本棍井殿被

染御筆候間、乍些少進之候、併表音信計候、

伊集院下向付而染愚毫候、抑一兩年者絶音問御床敷候、

細々雖可申通候、遠路不任心相似疎略候、貴國弥安寧

之由珍重候、何様不圖可令下國候之条、其刻以向顔連

々積鬱可申談候、自然於爰許相應之儀、不可有等閑候、

猶期後信存候、恐々謹言、

六月廿八日

〔飛鳥井殿〕

雅敦

本郷一雲入道殿

〔時久〕

〔上包〕

本郷一雲入道殿

雅敦

〔上包〕

謹上北郷左衛門入道殿

修理大夫義久

〇九一 近衛信尹書狀写

〔有正文〕

態染筆候、抑去秋、

禁裏御近所江堂上衆被遷殿候、家門之儀同前候、然

者諸式不如意之儀候条、匠作江差下古川主膳入道候、

此節各以馳走助成可為祝着候、随而扇子三本進之候、

猶進藤筑後守可申越候也、状如件、

十二月十三日

〔近衛殿〕

〔花押〕

北郷左衛門入道殿

〇九〇 島津義久書狀写

歳暮之御吉祥千喜萬悦、猶更多幸々々、抑為此等之祝

儀用慶書候、何様明春者自他之諸賀益可申承候、嘉事、

恐々謹言、

拾貳月十七日

修理大夫義久〔花押〕

謹上北郷左衛門入道殿

〔時久〕

正月十一日

修理大夫入道龍伯（花押）

謹上北郷左衛門入道殿

『有正文』

○九四 島津義久書状写

『上包』

修理大夫入道龍伯

謹上北郷左衛門入道殿

誠改年之御佳祥千喜萬悅、雖申事旧候、猶更不可有休期候、幸甚々々、抑為此等之祝言、恒例之慶書尤珍重、何様永日中諸吉倍益可申承候、仍五明二本表嘉瑞計候、慶事、恐々謹言、

○九三 島津義久書状写

正月十一日 修理大夫義久（花押）

『有正文』

謹上北郷左衛門入道殿

寔改年之御吉祥重疊、雖事旧候、猶以多幸不易々々、

『上包』

修理大夫義久

抑就如此之儀、恒例之慶書珍重候、益永日中諸賀可申承候、仍五明二本表祝儀計候、佳事、恐々謹言、

正月十一日

修理大夫義久（花押）

謹上北郷左衛門入道殿

『有正文』

○九五 島津竜伯書状写

『上包』

修理大夫義久

謹上北郷左衛門入道殿

尚以御舟作之儀、弥手間入へき由聞得候間、肝煎尤ニ候、乍重言於致遅々者、拙老迷惑可為此時候、入魂頼存候、以上、

今度公儀御船作付而、石治少老より川東善左衛門尉

被指下候条、則彼者其地へ差越候、巨細之通可被聞

置事肝要ニ候、然者此度十そり之船、皆以正月中ニ

可相調之才覚専用之段被仰下候、自然各手前之船致

遅々候て不可然、京儀之時者、畢竟此方迷惑可相究

哉と存候間、笑止ニ候、能々可被入念事此節候、尤

重疊雖可令啓候、可致口達之間、不及細筆候、恐々

謹言、

霜月廿六日

北郷左衛門入道殿

竜伯 (花押)

(本文書へ「旧記雜録後編三」一四〇号文書ト同文ナリ)

十二月十三日

北郷(忠虎)正忠殿

『近衛殿』(花押)

〇九七

島津龍伯義久書状写

『有正文』

誠年首之吉兆千喜万幸々々、抑為此等之祝詞、慶札并

五明二本到来、珍重之至候、從是書同進之候、倍永日

中諸嘉可申加候、恐々謹言、

修理大夫入道龍伯 (花押)

正月十一日

謹上北郷長千代殿

(忠能)

〇九六

近衛信尹書状写

『有正文』

態染筆候、抑去秋、

禁裏御近所江堂上衆被遷殿候、家門之儀同前候、然

者諸式不如意之儀候条、匠作江差下古川主膳入道候、

此節各以馳走助成可為祝着候、隨而扇子三本進之候、

猶進藤筑後守可申越候也、状如件、

『上包』

謹上北郷長千代殿

修理大夫入道龍伯

〇九八

島津龍伯義久書状写

『有正文』

誠年首之吉兆千喜万幸々々、抑為此等之祝言、慶書并

五明二本珍重候、仍自是同進之候、倍永春中諸賀可申談候、恐々謹言、

正月拾一日

修理大夫入道龍伯(花押)

謹上

北郷長千代殿(忠能)

『上包』

謹上 北郷長千代殿

修理大夫入道龍伯

○九九

島津龍伯久書状写

『有正文』

誠當春之賀祥重疊、不可有休期候、為此等之祝儀、慶札并五明到来祝着候、自是茂任舊例扇子式本進之候、

猶永日中万慶可申加候、恐々謹言、

正月十二日

修理大夫入道龍伯(花押)

謹上北郷長千代殿(忠能)

『上包』

謹上北郷長千代殿

修理入道龍伯

『有正文』

○一〇〇

島津忠恒久書状写

為新春之祝儀、如旧例佳章并五明二本到来珍重候、猶

永日中嘉祥可申加候、恐々謹言、

正月十一日

忠恒(花押)

謹上

北郷長千代殿(忠能)

『上包』

謹上北郷長千代殿

忠恒

○一〇一

島津義弘書状写

『有正文』

誠當春之御慶幸甚々、

不可有盡期候、抑為此等之祝儀、御札并五明式本到来

目出候、則自是も五明進之候、猶永日中自他以御悅倍

可申加候、恐々謹言、

兵庫頭義弘(花押)

北郷長千代殿(忠能)

『上包』

北郷長千代殿

兵庫頭義弘

謹上

北郷長千世殿(忠能)

『上包』

謹上 北郷長千世殿

忠恒

〇一〇二 島津龍伯義久書状写

『有正文』

歳暮之為祝儀、任旧例賀札令進之候、猶明春者諸古重

疊可申加候、佳事、恐々謹言、

拾二月廿八日

龍伯 (花押)

〇一〇四 島津氏老臣連署書状写

『有正文』

御知行御公役分高四万千石之由、兩度御給候、目錄髓

一覽仕候、向後可得其意候、右高之内、久次郎殿御自

分御分地相籠候由、是又承置候、若入組之儀共於有之

者、不寄何時可申入候、恐々謹言、

『上包』

謹上 北郷長千代殿

竜伯

鎌田出雲守

二月廿一日

政近 (花押)

椋山権左衛門尉

〇一〇三 島津忠恒家久書状写

『有正文』

歳暮之慶事珍重々、不可有盡期候、猶明春早々嘉祥可

申加候、恐々謹言、

十二月廿九日

忠恒 (花押)

北郷次郎殿

御宿所

久高 (花押)

〇一〇五 島津忠恒家久書状写

『有正文』

為陽春之祝詞、如旧例、佳札并五明二本到来珍重候、

慶賀遂日不可有休期候、恐々謹言、

正月十一日
(慶長十二年カ)

忠恒 (花押)

北郷次郎殿

『上包』

北郷次郎殿

忠恒

(本文書へ「旧記雜録後編四」一五八号文書ト同文ナリ)

〇一〇六 細川忠興書状写

『有正文』

指儀無之候へ共、久無音之条、御三人江以使を申候間、

令啓候、上方珍布儀も無之由候、當年九州衆江者御普

請不被仰付、其後も可為御甘与存候、猶口上ニ申含候

間、書中不具候、恐々謹言、

(細川忠興)
羽越中

五月十七日

(花押)

北郷次郎殿

御宿所

『上包』

北郷次郎殿

まいる

羽越中

〇一〇七 島津忠恒家久書状写

『有正文』

誠當春之吉慶珍重々々、抑為此等之祝詞、佳札并五明

二本令祝着候、倍永日中可加万慶(候脱カ)、恐々謹言、

正月十二日

忠恒 (花押)

北郷次郎殿

『上包』

北郷次郎殿

忠恒

〇一〇八 島津家久書状写

『有正文』

これより先御帰候へん哉、残多候、仍此伽羅袋はやりも

のにて候間進之候、然者学文手習ゆたん有ましく候、余

儀ハなりよきものにて候、学文ハわかき時分之事候、や
かて思ひあハせ候へく候、かしく、

三月廿三日

『上包』

(墨引) 北郷次郎殿

忠恒

謹上 北郷次郎殿

『上包』

謹上北郷次郎殿

家久

(本文書ハ「旧記雜錄附録二」八九〇号文書ト同文ナリ)

〇一〇九 島津家久書状写

『有正文』

為新年之慶事、如旧例、佳書并五明二本到来珍重候、
嘉祥倍可申加候、恐々謹言、

家久(花押)

正月十一日

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」三一七号文書ト同文ナリ)

〇一一〇 島津惟新義弘書状写

『有正文』

誠改年之吉慶千喜萬悅、猶以幸甚々々、抑為此等之儀、
使札并五明二本送預候、祝着之至候、従是茂五明二本
令進覽候、誠表祝儀計候、猶永春中慶賀重々可申加候、
佳事、恐々謹言、

正月十二日

惟新(花押)

北郷次郎殿

北郷次郎殿

惟新

〇一一一 島津龍伯義久書状写

『有正文』

誠年頭之吉兆 喜万幸々々、抑為此等之祝言、慶書并
五明二本珍重候、自是同二本進之候、倍永春中諸賀可
申加候、恐々謹言、

正月十一日

修理入道龍伯(花押)

謹上 北郷次郎殿

『上包』

謹上北郷次郎殿

修理入道龍伯

可申加候、恐々謹言、

正月十一日

忠恒(花押)

謹上 北郷次郎殿

少将忠恒

〇一一二 島津忠恒家久書状写

『有正文』

誠年初之慶事幸甚々、不可有盡期候、為此等之御祝儀
五明二本并佳札到来、珍重候、從是茂如旧例五明進之
候、猶嘉祥重疊可申加候、恐々謹言、

正月十一日

忠恒(花押)

謹上北郷次郎殿

『上包』

謹上 北郷次郎殿

忠恒

『上包』

謹上 北郷次郎殿

〇一一四 島津忠恒家久書状写

『有正文』

為見廻早々被差上使者、令祝着候、

大御所様以御誂、當年者關東下向相延候、萬辱被 仰
出、外聞可然候間可心安候、仍為音信銀子三千兩到来、
懇切之段喜悅候、委相含使者候、恐々謹言、

四月廿一日

忠恒(花押)

北郷次郎殿

〇一一三 島津忠恒家久書状写

『有正文』

改年之慶賀珍重候、逐日不可有際限候、為此等之祝儀、
任旧例、佳札并扇子二本到来、令祝着候、猶永春中嘉祥

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」四六号文書ト同文ナリ)

〇一一五 島津家久書状写

『有正文』

當春之嘉幸千萬々々、猶更不可有際限候、抑為此等之祝儀、旧例之佳札并五明二本到来、怡悅不少候、何様永日中諸慶可申談候、恐々謹言、

正月十一日

家久（花押）

謹上

北郷讚岐守殿

謹上 北郷讚岐守殿

家久

（本文書へ「旧記雜錄後編四」一三三三号文書ト同文ナリ）

五月七日

北郷讚岐守殿

家久（花押）

（本文書へ「旧記雜錄後編四」一〇九八号文書ト同文ナリ）

〇一一七 島津家久書状写

『有正文』

讚岐守被相果之由、從鹿兒嶋早打到来候、此中遮而被相煩由、其沙汰無之候処、不慮之仕合驚入候、力落之段察入存候、恐々謹言、

三月十七日

家久（花押）

北郷出雲守殿

『上包』

北郷出雲守殿

家久

（本文書へ「旧記雜錄後編五」三六二号文書ト同文ナリ）

『有正文』

〇一一六 島津家久書状写

猶々判形相替候条、是又可被見置候、

自是可申通与存候處、幸使者被差越、祝着之至候、仍煩出合候哉、涯分可被加養生事肝要候、何共用所共在之事候間、重而從鹿兒嶋可申越候、然者無然々候へ共、馬進候処、遮而御礼候由、慇懃之儀候、恐々謹言、

〇一一八 島津光久書状写

『有正文』

至遠境使被差越、一儀之祝言并年始・歳暮之儀、慇懃

之至令祝着候、將又此方珍布野鷹羽一箱到来候、別而

懇志之至候、尚可相達口上候間、不能詳候、恐々謹言、

正月十日

光久(花押)

北郷出雲守殿

北郷出雲守殿

〇一二〇 島津光久書状写

『有正文』

北郷之家就相續、庄内へ被相越、祝儀調之由候者、使者殊太刀一腰・馬一疋令祝着候、猶使へ口上申渡候間、

不詳候、謹言、

薩摩守

十二月九日

光久(花押)

北郷(久惠)式部太輔殿

(本文書へ「旧記雜錄後編五」七九九号文書ト同文ナリ)

『有正文』

〇一一九 島津家久判物写

去夏之時分、其方身躰之儀ニ付、細々以条書川上左近

將監・仁礼藏人ニ而申理候、雖然其作法にて不相易、

弥先規之躰候間、前々之役人曲事甚重候、勿論北郷家

無恙連續候之様ニと添心候儀、諸神茂御照覽、聊以無

偽候、若ケ様之存分をも請はつされ、悪心之心持共候

者、畢竟北郷家可為自滅候間、為後證、仍状如件、

寛永八年

八月五日

中納言家久(花押)

芳札令披見候、如示給海陸無恙昨日致着船、令大慶候、左様之為祝儀、遠路被差越使札候、入念之段致祝着候、恐々謹言、

薩摩守

六月十七日

綱久(花押)

北郷次郎左衛門殿

返報

『上包』

北郷次郎左衛門殿

綱久

返報

(墨引)

薩摩守

〇一二三 島津光久書状写

『有正文』

其方所勞之儀、別而無心許存候、無申迄候へとも、能
々被入念、保養專要候、為見舞如此候、恐々謹言、

大隅守

九月八日

光久(花押)

嶋津外記殿

進之

〇一二三 藩達書写

嶋津筑後殿事、病氣有之、数年登城を茂不仕候、同氏權

十郎事、最早成人候之間、月次之御禮日登 城可仕候、

於其儀者、當時者筑後殿為名代独禮可被 仰付候、尤以

後家督仕候節茂不相替独禮可被 仰付候、嶋津彦岐殿・

嶋津頼母殿・阿多淡路殿者、權十郎伯父之儀ニ候得者、

取持不仕候而不叶儀ニ候間、右三人御禮相濟候以後、權

十郎儀者御禮可申上候、北郷家之儀、分限ニ有之、且又

日州他領之境目領知仕来、境目番所をも被預置儀候故、

独禮被 仰付之候、右式付而、家之御取持相替儀ニ者無

之候、家筋之儀者分限無足之無差別段、古来領知仕来候、

一所之地茂今更無之人ニ而茂不相替、年始之御座配等ニ

罷出候様ニ被 仰付来候儀、 御家之御作法ニ候得者、

年始之御座配等者、北郷家筋目之通不被 仰付候而不叶

儀ニ候、分限之威を以、當時小身之家を越候儀者不罷成

事候条、年始之儀者御座配賦付之通、御太刀進上可仕候、

此旨可申渡由 御意候間、被奉得其意、明朝日より可被
致登 城候、以上、

申

十一月廿九日

〇一二四 島津家久書状写

『有正文』

返く御使まんそく申候事候、かしくなから御
もしへも御心得候へく候、

此ほとハこれよりこそ申候すると思ひ候、この中の
と氣をはつらい、さんくの事にて候、やうく三
日ちとよく御さ候、いろくこゝかしこと然くな
く候て、おもひなから音ひん申候、上かたのたうら
いもしつかなる事、七月廿日のたうらい御さ候、め
つらしき一色をくり給候、まんそく申候、よすかに
まかせ一ふて申しり候、めてかしく、
八月六日

(庄内)
しやうない
おふくろ

まいる

中納言

いゑ久

『上包』

おふくろ

まいる

いゑ久

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」九三四号文書ト同文ナリ)

〇一二五 島津家久書状写

返くこのちやハん然くなく候へとも、めにか
申候、く、かしく、

わざとこれまで見まいとして御使、ことに一色めつらし
く思ひまいらせ候、はつらいもちとよく候まゝ、御心や
すくをほし候へく候、この比庭の菊もさかりにて候する
と詠め申度候、めつらしき花も御座候ハ、ミせ候へく
候、式部との内へも御心得候へく候、又々かしく、

長月廿九日

中納言

おふくろ

まいる

いゑ久

しやうない

にてまいる

いゑ久

(本文書ハ「旧記雜錄附録二」七二八号文書ト同文ナリ)

〇一二六 島津家久書状写

『有正文』

返く御もしへも文して申候、御こゝろへ候へ
く候、く、かしく、

そのうちあまり御ことく敷おもひまいらせ候間、

一ふてとりむかい候、我等ものと氣然くともなく
候て、いまにゐ候事候、おりく御見まい候てまん
そく申候、其元何等之事共御入候哉、此方ハあやつ
りしけくおはし候てこそ、なくさミ申候事候、□^(は)
やく御めにかへ申度候、よろつこの人可申候、又
まかしく、

八月廿二日

中納言

おふくろ

まいる

いゑ久

『上包』

おふくろ

まいる

いゑ久

(本文書ハ「旧記雑録後編五二一〇七九号文書ト同文ナリ」)

〇一二七 島津家久書状写

『有正文』

返々、いつも守いけんの事、ゆたん有ましく候、
かしく、

このはう見まいとして、つかいさしこされ候、ことに
さかな・たる祝ちやくいたし候、遠路までねんころの
儀ともにて候、こゝもといつれもなに事なく候、さた
めて當はるハ御いとま出候するとそんし候、やかて帰
國候ハんと申候、出雲守若はいにて候まゝ、なにへん
いけんとも候て、諸事たしなミ有へき事かんようニ候、
よくく其心得あるへく候、かしく、

さぬき

こうしつ

いゑ久

(本文書ハ「旧記雑録附録二二八二三号文書ト同文ナリ」)

〇一二八 島津家久書状写

『有正文』

返々くめつらしくも候ハね共、くこんしんし候、
一つまいり候へく候、く、かしく、

此春の祝言申候するためとりむかい候、としあらた
まり、ますくめて度候、其元いよくはんしやう
たるへく候、さしかへり哉、ことの外さむくこそ御

入候、やかて御こし候ハ、あやつりをもよほし候
へく候、なを長日申候へく候、めて度く、かしく、

正月廿一日

中納言

おふくろ
まいる

いゑ久

『上包』

尚々たき物をくりしんし、我等あハせ候間、御たき

候へく候、かしく、

おふくろ

いゑ久

(本文書ハ「旧記雜錄附録」二七二〇号文書ト同文ナリ)

〇二二九 島津家久書状写

『有正文』

返く其方へ給候女はう衆、いつれへも申度候、
く、かしく、

あら玉の御ことふき申いり候、式部とのするとなく
こゝ元へまいりにて候、ことに御め見えのしあハせ
よく、めて度思ひ候へく候、其元ふしのよし、こゝ

元同前の事にて候、式部との御内儀へも文して申候
へく候、やかて夏のはしめにハくたり可申候間、よ
ろつ又々申いり候へく候、かしく、

正月十八日

中納言

おふくろ
御返事

いゑ久

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」八九九号文書ト同文ナリ)

〇二三〇 島津家久書状写

『有正文』

返く一たんのとしの暮候、其元同前たるへく候、
く、かしく、

せいほのゆわひとして小袖しんし候、たうねんハめ
つらしきとしをこし申候て、まんそく申候、春ハや
かて御こし候へ、あやつりを申度候、此たき物おり
ふしあハせ申候まゝしんし候、たひくの御使とも
まんそく申候、猶又々めて度く、かしく、

十二月廿八日

中納言

おふくろ

まいる

『上包』

おふくろ

まいる

いゑ久

(本文書ハ「旧記雑録後編五」九八一号文書ト同文ナリ)

〇一三二 島津家久書状写

『有正文』

わざと申候、なつの時分、いつもの守身上之儀ニ付、こまかに条かきにて、川上左こん将監・仁れいくらんとをもて申ことハリ候へとも、いまにあひかハる事もなく、いよ／＼前／＼のていに候間、此中之やく人くせ事しん中候、もちろん北郷之家なかくれんそく候やうにと、我ら心を添候儀、諸神も御せうらん、すこしも／＼いつハリなく候、もしかやうの存ふんをもうけはつされ、あしき心もちとも候ハ、ひつきやう北郷家しめつたるへく候ま、よく／＼

きゝをかれ候而、折／＼いけん候、やかてかんよう

に候、ゆくすゑのためをせんし、いつもとのへもは

んきやうを候て申遣候、かしく、

(墨引)

八月

五日

ほん郷出雲守殿

(忠亮)

ふくろ

まいる

いゑ久

より

ほん郷出雲守殿

ふくろ

まいる

いゑ久

〇一三三 島津家久書状写

『有正文』

返／＼式部殿もいつもしもなく御め見え候へてハにて候、いかゝと思ひ候、とても今ほとにてハ有ましく候、かハリ事候ハ、申候へく候、かしく、

おりくのみつきあさからす詠めに入候、仰のやうにわか身こゝちもちとハよく候へとも、然くともなくやうこそ申候、この比ハあつきおりふしにて候哉、心ならず御入候事候、五もしへも御心得まいらせ候、庭の花もちり、草花はかりにて候へとも、それも残らずさひしくこそ御入候へ、よろつ又々かしく、

十六日

中納言

おふくろ

いゑ久

御返事

〔本文書ハ「旧記雜録後編五」一〇四一号文書ト同文ナリ〕

〇一三三 島津家久書状写

『有正文』

返く御めしへも同前申候、く、かしく、

あまりく音みん不申候間、一筆とりむかい候、たひくむすめ御みんしんとも、れい不申よし候、わか身心ちの事もかへる事なく候、ゑとよりもたうら

い、夕へ御入候、式部とのへ御いとまの事共きこえ不申候、御め見え御さなく候、いづれもうちつめゐられ候よし候、いとまやかて又きこえ可申候、まつく又々かしく、

六月八日

中納言

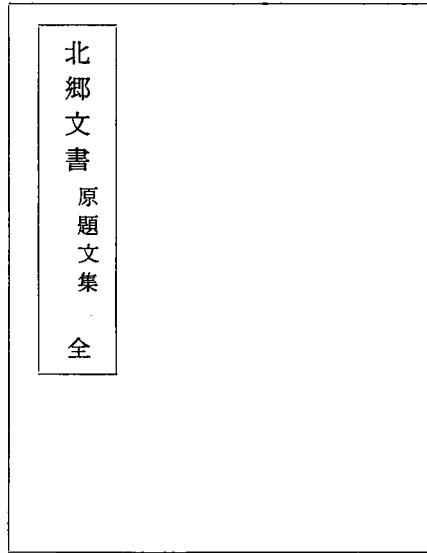
おふくろ

まいる

いゑ久

〔本文書ハ「旧記雜録後編五」一〇五四号文書ト同文ナリ〕

(表紙)



(中表紙)
「文集 全」

〇一三四 北郷時久置文写

末吉中之城一跡之事、為土持之次男、祢寢孫九郎契約、
万一夫妻相違之時者、所領之事女子可為進退之状如件、

永禄十三年庚午三月吉日

(北郷時久)
一雲(花押)

〇一三五 南之郷中藺門坪付写

一 南之郷
中藺門

四段廿口

一反十

二反卅口

一段口

一反卅

口

卅口

二反十口

二反十

三段
へはの木ノ替

三反

三反

一反

一町

赤坂

同所

青木ノ前

年神田あかさか

名頭用かり屋

くゑ抄せとの口

堀町 同所

桑原田

同所

道場前

帯田

むかふ田

せと田

下十五

以上二町

永禄五^壬三月二日

○一三六 北郷時久知行宛行目録写

一法樂寺門

一反

一反卅

一反卅

一反

十

二反

三反卅

二反十

一反廿

一反十

一反十^口

二反

一反卅

ミヤ乃前

観音免
橋の口

堀町

かつらめくり

野村

宮の前

名頭用

堤乃うへ

山の下

上の川

七かすミ

きつねか迫

同所

一反廿

一反

一反

一反

一反卅

卅

一反

一反十^口

二反卅^口

十^口

二反

二反

卍

三反十

一反

二反

已上

四町三段廿^口

野中田

同所

上田

おほ迫

松乃木田

同所

風呂乃下

堀町

屋敷ノ下

ふく田

はき崎

堤の下

同所

はき崎

大すミ田

二また

一西中野門
松河ノうへ

一反冊

名頭用
からす山

一反

水なし

二反冊

やつえ田

三反冊

六つえ田

二反廿冊

柳乃本

十冊

同所

三反

くえ渡

三反十冊

同所

冊

同所

四反冊

堀きり

此内ほりまちアリ

冊

ひら田

一反

下たかす

冊

野村

二反

同所

冊

同所

已上

二町七段冊

惣以上七町一反冊

時久(花押)

土持攝津介殿

永祿五年壬戌二月十九日

右三通之正文、土持萬兵衛ニ有之、

〇一三七

北郷文右衛門尉・林六郎兵衛尉

連署銀子請取状写

請取申銀子之事

銀子貳貫目者、海道駄賃御恠申上ニ付、慥ニ請取申、返

弁之儀者、於京都御談合之上を以相渡可申者也、以上、

林六郎兵衛尉(花押)

北郷文右衛門尉(花押)

元和三年六月八日

隈岡与兵衛尉殿

東郷長門守殿

土持平右衛門尉殿

参

〇一三八 林六郎兵衛米借用状写

借用申米之事

合米貳拾貳石五才者、戌ノ弍月御扶持米として如此候、
以上、

元和七年酉十二月廿三日 林六郎兵衛〔印形アリ〕
〔花押〕

八木次郎右衛門様

松下善一様

右二通之正文、林三右衛門ニ在之、

〇一三九 酒井忠世書状写

昨日者御尋之由、殊為歳暮之御祝儀、御小袖老重内綾 鶴

御持參、誠忝次第、書中不得申候、御城ニ罷有不遂御

目、所存之外候、猶期面謁之節候間、不能一二候、恐惶

謹言、

〔元和二年〕
十二月廿一日

忠世〔花押〕

酒井雅楽頭

〔墨引〕 北郷長千世様〔忠能〕

人々御中

忠世

〔本文書ハ「旧記雜錄附録二」一三七六号文書ト同文ナリ〕

〇 土井利勝書状写

〔本文書ハ六三号文書ト同文ニツキ省略ス〕

〇 酒井忠利書状写

〔本文書ハ六四号文書ト同文ニツキ省略ス〕

〇 土井利勝書状写

〔本文書ハ六五号文書ト同文ニツキ省略ス〕

〇 朝倉宣正書状写

〔本文書ハ六六号文書ト同文ニツキ省略ス〕

〇 酒井忠利外三名連署達書写

〔本文書ハ六一号文書ト同文ニツキ省略ス〕

○一四〇 諸寺家定法写

諸寺家定法之事

一 寺家之跡續檀那之可爲定事、

付於其寺家遂學問、於有仁儀者、先師之一跡可定事、

一 構新地傍結庵有間敷事、

一 亂行之輩合有間敷事、

付從本寺可有成敗事、

右条々、爲向後記置所也、

弘治二年九月吉日

右、朝頼御筆、

○一四一 林六郎兵衛上洛御供日帳抄写

一元和二年四月十日、駿州様より爲御奏者中村半兵衛尉

殿被參候、追付被成御指出候、車寄まで駿劔さま御出

合被成候、其より清水平左衛門尉殿御もり被成候、其

刻加藤肥後殿質人五人前より祇候にて候、其座敷より

一間上之座ニ御伺公候、長千代様御目見得之時分、是

ハ質之替かと 御尋被成候、いや重質にて候と、上州

様御申候得者、さてハ陸奥守念比之儀にて候と、御意にて候由候、肥後殿衆ハ其後差出被申候、

一 將軍様御進物、御太刀・御馬・馬代錢ハ鳥目三百疋・

しゆちん十たん、

一 上州様、御馬・太刀馬代銀十枚、

^{酒井}一 雅楽助様、しゆちん五たん、

^{土井}一 大炊助様、しゆちん五たん、

一 清水平左衛門尉殿へ御もりとも被成候而、別而御懇切

ニ候間、其段被仰候而、銀子弍枚、

一 蔭田殿へ御樽代百疋、

一 翌年丁巳六月十二日被成御目見得、一段之御仕合にて

候、御進物、御太刀・馬代銀弍枚、御拜領、単物五ツ・

御帷子五ツ・羽織一ツ・御太刀・馬代銀、右も御給候、

永井弥右衛門尉殿・松平良越中様御懇にて候事、御暇

之時、上劔江分右衛門尉殿某事御拜領請取ニ相殘申候

而、御太刀・馬代銀・呉服請取申候事、又四郎殿より

公方江段金・金段合五ツ御進上候事、

一同十三日朝、分右衛門尉殿御馬之儀ニ付、上州へ參候、

晩ニ相渡候する間、其心得候へと將監殿被仰候事、

右御馬、上州様御引付を以御拜領候、御中間相渡候間、

此方より茂五郎兵衛御請取申候間、即上州御使ニ百疋、

くつわ錢として銀子老枚被遣候事、

右兩度 將軍様江御目見得之次第、林六郎兵衛御供

ニて上洛候、其時之日帳、林三右衛門尉より被出写

置候、委細ハ右日帳ニ相見得候、右正文、林三右衛

門尉ニ在之、

○一四三 北郷一雲時久判物写

一五位之塚之村

一大沢津之村

合五十斛

以上

文祿四

正月八日 一雲(花押)

羈田市右衛門尉様

○一四二 北郷一雲時久判物写

今度讚州於高麗國俄然被浸病床之刻、彼羈田市右衛門尉

抽忠勲難奉公仕候、既逝去矣、然者後世迄之御供無二可

相閉目之由、寔對御家前代未聞、無比類事徹心肝候、就

中於子孫者、可加厚愍事不可有違儀候、依其感、兩村五

十石以來為無役、被成下御判候者也、

文祿四

正月八日

一雲(花押)

羈田市右衛門とのへ

右二通之正文、羈田六之允ニ有之、

○一四四 伊勢貞昌書状写

今度為御使鎌田殿御上被成候、先々無吳儀御下着、尤

目出度候、

一從長千世様に拙者、御樽代貳百疋被懸御意候、遠路へ

如此候儀忝候、可然候様御取合頼存候、

一從貴老迦羅老兩送給候、御志之儀者不及申、無比類木

忝共、書中ニ不得申候、

一又八様近日被成御下向候、御供可申候而、遂面上可申承候、

一幸侃事、数年之曲事相續候故、被成御成敗候、若庄内於楯籠者、可被向御人数候条、各別而可被入御精儀此節候、猶期後音候、恐惶謹言、

閏三月廿五日

(花押)

(墨引)

伊勢兵部少輔

小杉丹後守殿

御返報

貞昌

○一四五 伊勢貞昌書状写

急度申入候、昨日酉刻従毛利殿御注進候、京都之様子此中ニ相替、内府様御手前あしく罷成由候、毛利殿ハ奉行達より御上候へと被仰、早々上國被成由候、然時者毛利殿此中 内府様へやう□秀頼様御代官たるへく候哉、とかくく無程みたれニ罷成候間、國境く其用心にて候、庄内之儀も近日迄敵所にて候つる間、おび境下々

ゆるかせなきやうに可被仰付候、定従老中可被仰候へ共、連々別而申談儀候而、御手前之無御越度やうにと存、そさうなから先如此候、恐々謹言、

七月廿八日

伊兵

(花押)

北郷喜左衛門尉殿

小丹後守殿

土持雲也 御宿所

○一四六 伊勢貞昌書状写

従次郎様為御見廻御使者并露一・御樽一荷御進上、別而被成御感候、能々御礼可申入由候条、御使へ申達候、到拙者も一種兩樽被下、遠路へ御心付之段恐悅無極候、可然様ニ御禮被仰入候て可給候、従御両所も當年之初鶉并兩樽被懸御意候、賞翫無比類候、御船廻次第可為御出船候条、従上方吉左右可申入候、恐惶謹言、

伊勢兵部少輔

九月十一日

貞昌 (花押)

小杉丹後守殿

北郷喜左衛門尉殿人々御中

○一四七 伊勢貞昌書状写

頼成度候、財部又左入無如何候哉、一傳申度候、

近年者終不能書信、積鬱如此、仍息大隅守為御使罷越候
つる、令啓入候、連々以書状成共可申入處、可被聞召及
候、毎年関東へ相越候故、東飄西泊無閑暇候而、乍存推
移以前々無音、非忘旧知候、向日相對伸心事耳、將又輕
薄之謂御座入候、漸秋風起可及吟袖候つる小袖一・扇子
一握進入候、扇ニ染墨筆申候、御慰ニ可有御覽候、猶期
後音候、恐惶不宣、

伊勢兵部少輔

七月六日

貞(花押)

宗文老
参

○一四八 町田久幸・伊勢貞昌連署書状写

貴札拜見本望候、先日者高岡御城戸之儀ニ付而、久次郎

殿へ被仰理通委承届候處、以御肝煎御手前にて被仰付由、

奇特成御心懸尤之御事候、拙者共も御普請大形相調候間、

先々罷帰候、富隈へ為御談合、惟新様・少将様被成御越、

我々も堪忍申候故、於此地御状拜見申候、

少将様被成御出船候而、御精入候段、於鹿細々可申上候、

猶期後音入候、恐惶謹言、

伊勢兵部少輔

八月十二日

貞(花押)

町田勝兵衛尉

久幸(花押)

次郎様

貴報人々御中

右五通之状正文、和田覚左衛門尉ニ在之、

○一四九 島津氏略系図写

光久

初忠元 大隅守 中將

綱久

初久平 薩摩守 修理大夫

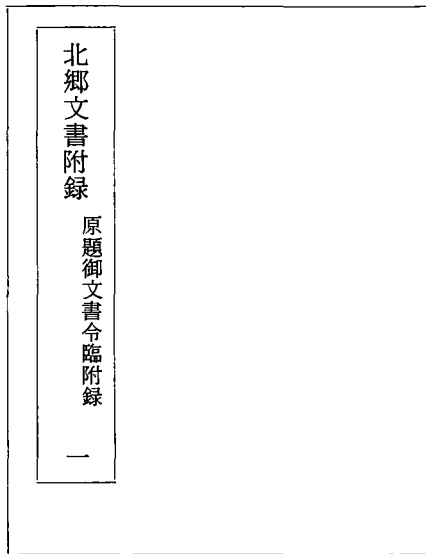
綱貴

初延久 少將 薩摩守

吉貴

初忠竹 又三郎 修理大夫

(表紙)



(中表紙)

「御文書令臨附録 一」

御文書写黄紙二冊之外、不殘此卷冊ニ令書写者也、
享保廿年六月 御記録所

○ 足利尊氏御教書写

(本文書へ一号文書ト同文ニツキ省略)

○ 討死人交名注文写

(本文書ハ二号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 一五〇 相良為清晴書状写

〔御時代不知〕

連々雖可申承候、依遠方每事乍存候、非疎意候、仍去月以來一家之者共少々如真幸院罷退候、然者伊東方以馳走、頃彼衆當郡乱入候、無是非候、北原方事、伊東指南之外無別義候之間、祐兼分別難計候、此節可被添念書頼存候、猶彼使僧可達候、恐々謹言、

七月廿六日

為清判

北郷殿

御宿所

○ 一五一 島津貴久書状写

尚々今程何條事共候哉、且夕御床敷候、此方之儀替篇候、

態用一行候、仍當時者世上不依自他之上、雜說而已、定

而對當家、和讒之族構謀計者候欵、雖事新子細之樣候、

縱御隔心之處、雖被出色候、無二申組候辻、自是者不可

有違篇候、(祝カ)呪不分明於雜說等者、聊以可信用無覺悟候、

爰元者定而御用意候哉、殊先年尾芴御越之砌、其以後亦

以使者申承候、此前伊東方別而被申子細共候々、是併甚

深就申合候間、可作妨計略迄候欵、隨而近日風聞之趣、

伊東之家内必定可為錯亂之由候、其界如何之聞説候哉、

近比雖楚忽之儀候、於事實ニ者所招候欵、別而可入御談

合時節候、御取置之趣細々示給、何様重而使者精可申

合候、恐々謹言、

六月廿日

貴久

北郷讀岐殿

(本文書ハ「旧記雜錄附録二」一三三二号文書ト同文ナリ)

○ 一五二 伊東義祐書状写

前日以一通申承候處、重而御懇書満足候、今度於為弓箭一味者、連續可申談事不可有余儀候、巨細年行可申候、恐々謹言、

(天文年間)
卯月十九日

義祐判

北郷殿

○一五三 伊東義祐書狀写

追而都城左衛門佐殿へ未申通候、如何様可慶書進
之候、萬事御同前本望候、

米良紀伊頭進之候之處、(學カ)丁亭之儀誠快然之至候、然者長

倉能登守連々構惡之謀心候、就中當時北原又八申合候由、

其聞候之条、兄上総守へ成敗之由申付候、於自然同意者、

堅可致其校量候、就其者真幸弓箭之儀弥申合、涯分可抽

粉骨候、大小御同前可為満足候、恐々謹言、

(天文年間)
七月廿五日

義祐判

北郷殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一三三九七号文書ト同文ナリ)

○一五四 本田久兼軍忠狀写

写

本田左衛門尉久兼軍忠事

右、属于嶋津上総前司入道々鑑之手、去正月廿七日賀茂
河原合戦之時致先懸、被切敵乘馬、同廿八日於神楽岡之
下及散々之合戦、打取御敵三人早、同卅日二条大宮并西
七条合戦之時、致軍忠之次第、下野六郎・同七郎被見知
之間、有御尋之時不可有其隱、然早浴恩賞、弥向後欲抽
軍忠、仍恐々言上如件、

建武三年三月十一日

(島津貞久)
承了判

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一七九〇号文書ト同文ナリ)

○一五五 伊東祐脩書狀写

尚々御納得專一候、爰元之義長隼物語可申候哉、

但然々義なく候間、延引可申候、かしく、

急度一書令啓候、仍當秋其境就弓箭之儀、八代長門守・

長倉隼人正以

金吾細々承候、得其心候、雖然拙者若輩之事候、其上諸

軍衆誠人馬勞御推察之前候、先以此刻而茂豊州何と哉覽、

和融之中媒被仰候様其聞候、可然時節候間、被任意見新

文字与御和与可然存候、三俣三四ヶ所之事者、各うつろの者共定而可致其校量候哉、如此之申事近来御はつかしく候へ共、とても重々眼前之儀候間、聊於心底前後共等

入候、委細知覽申合候、恐々謹言、
(大永六年)
九月四日
勝久判

北郷信濃守殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二〇四一号文書ト同文ナリ)

閑不存候間申入候、題目吉松之御校量専一候、右委細如申候、彼和与之儀者、其方眼前之御事候、弥文字之為も可然候する哉、彼程ニハ乍申向後堅固之義、豊文字と被相談可然存候、乍重言此当秋之弓箭止休之事、心底口惜存計候、雖然焚噲・張良も一騎之合戦者不傳承候、爰元委悉八長・々々隼定而今明日ニ罷帰へく候間、時宜可申候哉、就中計則御平諭之通承候、大慶此事候、万端期来悦之時候、慶事、恐々謹言、

○一五七 相良頼房書状写
今春之御佳祥珍重幸甚、尚更不可有休期候、万歳不易々、抑此等之為御祝儀用慶書候、倍其表無吳儀候哉、尤肝要候、諸佳永日中可申加候、恐々謹言、
正月廿五日
頼房判

七月日

祐脩判

北郷次郎殿

参

(本文書ハ「旧記雜錄附録二」一三五六号文書ト同文ナリ)

北郷殿
御宿所

○一五八 近衛前久書状写

近衛前久公ヨリ一雲公へ之御状

○一五六 島津勝久書状写
就今度弓箭之儀、對此方毎々被副心候由候、祝着之至候、如存知金吾祐脩無二申合候始末、弥無余儀様連々入魂憑

昨日者来臨懇意段令祝着候、爰許逗留中節々可有出頭候、将又鷹之事申候之處、可有馳走之旨本望之至、一入喜悅候、猶以憑候、委曲申合伊勢因幡守候也、

卯月三日

判

○一五九 高麗渡海人數書写

自那答院高麗罷渡人數

去年霜月二日之打立

一人數 五十仁 主とり 北郷又五良(郎)

同名四良右衛門(郎)

去十貳月廿八日

一人數 十八人いづれも道具の者

一先詰人數五十三仁主とり北郷吉右衛門

合百廿七人

宗次郎供ニ而罷立衆
一人數 貳百九十式仁

惣合四百十三人

宗次郎分ハ直可被申上候、同久次郎三千斛コレヨリキレテ見ヘズ、

○一六〇 北郷一雲時書狀写

尚々宗次郎逗留中別而被添御心候之由申来候、誠忝

畏入候、於向後茂巨細偏憑存候計候、安三兵へ申達

候、可得御意候、

節々可申入之處、遠國之故押遷候、仍惣次良長(郎)在大坂

候、餘長旅之事候之間、爲代弟宮寿上洛仕候、以御調儀

御暇被下候様御取合奉頼候、随而義久就御上洛、讚岐守

茂可致御供之由被仰下候、爰許俄每事不成之躰過御察候、

併何々様ニ候ても支度成次第、急度可致上洛候、萬端

御入魂憑入之外無別儀候、恐惶謹言、

六月廿二日

(北郷時久)
一雲判

石田治部少輔殿(三感)

人々御中

○一六一 石田三成書狀写

御札令拜見候、如仰今度関白殿御逆意頭頭ニ付而、御腹

召候、御一味之面々悉相果、無吳義相濟候、可御心安候、

猶期後音、書面不能詳候、恐々謹言、

石治少

八月六日

三成判

北郷一雲(時久)

御返報

〇一六二 島津家久書状写

為見廻到遠境使者、殊為音信繻珍五端、并又八郎へ緋さ
や三端到来、喜悅之至候、仍 公方様被成御上洛、度々
致御目見得、一段 御機嫌能候間、可心易候、就中又八
郎誠幼少候間、御前方之儀氣遣候つれ共、懸御目候処、
奇特ニ仕合能候而令満足候、猶此方之様子使ニ申合候間、
可為演說候、恐々謹言、

六月廿五日

家久判

北郷讚岐守殿

〇一六三 北郷忠能書状写

御感状之御請草案也、

從 御上様被成下 貴翰候、謹而致頂戴候、 抑今度於
野々深谷致軍勞候通被仰下候、外聞実忝奉存候、到向後
茂可抽忠勤事不可有疎意候、此等之趣宜預御披露候、誠
恐誠惶敬白、

九月拾五日

長千代丸忠能

進上 圖書頭殿

〇一六四 北郷忠能願文写

御願文

敬白

- 一 愛染明王供一千座
- 一 清水觀音大士普門品三百卷
- 一 長谷觀音同經百卷
- 一 長谷寺觀音大士普門品三百卷
- 一 石山觀音同經百卷
- 一 山之口觀世音普門品一百卷
- 一 御分領在々所々觀音同經百卷
- 一 伊勢太神宮小御供 一愛宕山權現中百味
- 一 彦山大權現御代參詣 一飯繩大明神御代參詣
- 一 熊野山大權現小神樂
- 一 正八幡宮新寄進劔之村
- 一 鵜戸權現御代參詣、一廿二社神舞大宝廿二本
- 一 庄内在々所々大小神祇並那答院在々所々大小神祇大宝
- 一 三本
- 一 三輪大明神心經一万卷 一八幡大菩薩心經一千卷
- 一 庄内在々所々諸仏諸菩薩ニ心經七千卷

一 那答院在々所々諸佛諸菩薩心經三千卷

一 鞍馬毘沙門天王心經一千卷

一 稻荷大明神心經一千卷

一 賀茂下上大明神心經一千卷

一 住吉大明神心經一千卷

一 春日大明神心經一千卷

一 祇園大明神心經一千卷

一 太郎房心經一千卷 一 豐國大明神心經一千卷

一 梵天帝釈四大大天王心經一千卷

一 北野天神連歌一折

一 日光神心經法一百座 財部 一 沢田大明神心經法百座

一 深河權現心經法一百座 末吉 一 住吉大明神心經法百座 同

一 諏訪大明神心經法一百座 同

一 五位並一女躰各ニ心經法百座 同

謹敬白三宝境界神祇冥道等、言右求願皈依趣者信心大施

主 藤原忠能公爰承於

君命、預粧還郷錦矣、抑先規之所領雖偏少、撰于日隅

芴路之兩域矣、其十餘城之内不闕於尺地、為一々所願

皆令滿足、抽丹悃矣、冀航于諸佛救世者、住於大神通

之願、海甚深、擁護於主人、愛敬剩梯于怡悅衆生故現

無量神力之惠、城弥高、令受与諸人快樂焉、情惟當君

者誠為孤身從嬰兒、以來及鞭竹馬、聊不受父娘之愛憐、

豈非神助為御立身焉、故仰為天神於父、為地祇於母、

而汝諸人等皆是吾子之文宜乎、是以有天之賜將作本領

安堵之思、從斯同性會盟永不寒君臣之礼節者、准擬成

王与康叔交加敢不違於梧圭之約速、希入部于采邑耳、

仍祈願如件、

皆慶長五曆龍集庚子三月吉祥日

北郷長千代丸

藤原忠能判

○一六五 伊勢貞昌書状写

急度令啓入候、仍のほりの内ニ十文字之御もん被成候

間、早々被仰付候而尤候、少も御油断有間敷候、於様

子者誰そ一人被成御進上、可被聞召合候、恐惶謹言、

伊勢兵部少輔

(慶長十九年)
十二月十六日

貞昌判

北郷讚州様
(忠能)

人々御中

(本文書へ「旧記雜録後編四」一二二〇号文書ト同文ナリ)

〇一六七 某覚書写

覚

元和六年二月廿六日より同八年之十二月迄御賦

高三万貳百三拾壹石

北郷長千代

主従七拾人 乗馬壹疋

元和九年ニ上洛

高卷万貳千四百四拾六石

又四郎

主従六拾人 乗馬壹疋

高卷万六千六百九拾三石

兵庫頭殿

主従六拾人 乗馬壹疋

- 一三寶荒神供三ヶ度
- 一深河権現 末吉
- 一諏訪大明神 同処
- 一住吉大明神
- 一五位大明神
- 一岩河八幡大菩薩
- 一女躰宮
- 右六社神舞大宝六本
- 一愛宕山大権現勝軍地藏法五千座 (石)
- 右祈願旨者山田被成返進、速遂訴訟、為令於末吉拜領
- 抽丹誠者也、仍所願如件、
- 慶長五季庚子三月吉日

北郷長千代丸

藤原 忠能判

右者、今度御借銀返弁方御談合ニ付、諸事御入目可有御省略由、談合衆一同ニ被申候、就其又四郎・北郷長千代度々為證人、在江戸被申候、如右之賦ニ而候由申上候処ニ、如先例之可申渡候、兵庫頭殿も如此人数可相定由、町田勘解由次官・猿渡新介を以被 仰出者也、

寛永十八年辛巳

五月五日

○一六八 本田正純書狀写

以上

一書令啓上候、仍貴殿御事御暇被下様ニと、從陸奥守殿御内意之通兩 御所様へ佐渡守被申上候処、即御暇被進(進)只今御帰國之由、目出度存候、就其佐渡守より之書狀御届、即披見申候、誠久々ニ而御上御満足之段令察存候、於駿府懸御目候へ、御馳走可申處ニ、途中故不能面上、御残多存候、然而(者カ) 大御所様駿府へ還御可被成旨ニ御座候つれ共、此中之雨故、箱根山ハ雪降、路次悪く御座候付、於江戸御越年(被脱カ)可成旨ニ御座候間、昨日稻毛と申所まで御座被成候、此等之通陸奥守様へも可被仰上候、猶期後音之節不能具候、恐々謹言、

本多上野介

(慶長十九年)
十二月十四日

正純判

北郷讀岐守殿(忠能)

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」一一〇七号文書ト同文ナリ)

○一六九 島津久元・伊勢貞昌連署条書写

江戸へ申上候條々

- 一 垂水銀子入組段々之事、式部太輔殿御在江戸之内ニ御成御座候、其時從 兩上様銀子五百枚御拜領候、其内百枚ハ 黄門様へ御進上候、残る四百枚ハ一圓ニ式部太輔殿へ可參候、其子細者、御成之時、式部太輔殿より之御進上物、少も垂水之御知行にて不相調候、然者右四百枚之銀子唐へ度々ニ為參由候、左様ニ候ハ、過分ニ銀子出来候へん間、其算用を以渡可被遣之由、鹿兒嶋へ申遣候事、
- 一 爰元御遣方御不如意、誠咲止之躰ニ御座候、御上洛ニ取合、御大儀之餘此旨細々申達、此方前々之様子如此有来候、段々被申入、然時者御家中之作法、一途御改之儀共可有之候哉、就夫(ト)
- 一 去年之遣方拂日記被指出、細々申候事、
- 一 右躰御不如意ニ付、衆中知行三分一可指上哉、如何之事、

上地先々可為無用事、

一去春表之納衆中より一色指上申候事、

各寄特成儀不淺候間、 黃門様、達 上聞候、一段

被成 御感候事、

一竿御引足地衆中知行不被下置、御藏方へ差上申候事、

今度返地被遣候事、

一衆中知行之高一萬六千石之内、三千四百石御不如意ニ

付、酉之年之秋之毛より指上、相殘地ニハ毎年有目ニ

出銀仕御奉公申候事、

此知行も今度被相返候事、

一家中諸侍到下々、勞、終誠迷惑之躰ニ成立候、前々より

之疲此涯ニ相究候事、

右被上置候知行共返給候間、何とぞ堪忍相つゞけ、可

被致御奉公事肝要ニ候事、

一惣而此方御知行惡地故、諸万事御不如意、出銀等難成

候段々之申分之事、

今度被成御檢地、惣御國平等ニ被仰付候間、此上を

以可有分別事、

一當分御高不足候、少分之儀ニ候、然者諸出銀等被閉目

來候、此足地可有御給詔之事、

右四十石之不足地、於福山可被遣之事、

一御軍役馬數、已來之儀御内證之事、

自然天下之儀ニ付御陳立など可有之時者、日本物や

う之如軍役、一萬石ニ付廿騎ツ、たるへく候条、内

々鞍・具足等其用意被仰付、式百石取迄ハ不断馬を

持候様ニ被仰付、御陳など可有之時者、馬之才覚い

かやうにも有へく候、又式部太輔殿廐へハ不断五疋

之外ハ被召置ましき事、

一代官所付知行御定之事、

是者別帑ニ相驗候事、

一後室分知行之事、付従前代之代官付様子之事、

是も右同前之事、

一竹藤殿身躰之儀并御上洛御供之事、

是も相定、別紙ニ驗候、御上洛供之儀者、先此節ハ

可為御無用事、

一御上洛萬事御賦之儀勿論、御供衆等員數彼是御尋之事、

右、別格ニ有之事、

一江戸へ御着之時御進物如何、御尋之事、

呉服十ヲニ御太刀たるへき事、

以上

寛永十二年七月十八日

伊勢兵部少輔判
(貞忠)
(島津久元)

下野守判

〇一七〇 島津家久書状写

庄内知行候ニ付、為祝儀早々使被指上、太刀一腰・馬代

銀子三十枚到来、令祝着候、猶使者可申達候間不詳候、

恐々謹言、

七月十三日

家久判

北郷式部太輔殿
(久直)

〇一七一 鎌田左京亮送状写

送状

北郷式部太輔殿御上下百七人、乗馬五疋、上海道無出入、

丑六月廿一日御上京、同廿二日より廿九日迄之御賦飯米、

海道大豆之代銀、京都御滞留中宿賃、下川船賃之内御物

船ニ被為乗衆引除、余分之船賃相渡、京都ニて之何も無

出入候、丑七月朔日より御賦飯米其地ニて御役人衆へ可

被相渡候、以上、

丑七月朔日

鎌田左京亮判
印

大坂
(重栄カ)

菱刈半右衛門尉殿

〇一七二 菱刈半右衛門尉届書写

右表之次口丑ノ七月朔日より同五日迄下御船中、東目廿

日合日数廿五日分萬御賦飯米、大坂御屋敷中より外ニ借

宿之人数宿賃、御役人衆へ相渡、諸事無出入候、已上、

丑ノ七月六日

菱刈半右衛門尉判
(重栄カ)
印

高崎惣右衛門尉殿
(能栄カ)

吉田次郎兵衛尉殿
(康清カ)

平田狩野介殿
(宗弘カ)

まいる

〇一七三 島津久慶書状写

昨日土井大炊頭殿へ薩州様可被成御出候、家老之者共
 も可致御供之旨被 仰渡ニ付而、昨晚被成御出候處、讚
 岐守殿・豊後守殿御寄候而、御目付衆へ秋山修理殿・井
 上筑後殿兩人御奏者ニ而、大炊頭殿御意趣 薩州様へ如
 此中御國之御仕置無吳儀被仰付候、上様より被 仰出
 迄も無御座候へ共、不相替被 仰付候而、可為肝要之旨
 被 仰出、家中之面々も承候へと 上意之由被 仰渡候、
 誠乍案中目出度御仕合御満足拝察候、我等儀者 黃門様
 御存生之内より此儀ニ付而被遣置候得へ、一入大慶ニ奉
 存事ニ候、讚岐守殿も大國ヲ兩國半吳國迄不輕儀ニ候處、
 早速ニ加様ニ被 仰出儀目出度御仕合ニ候由、御挨拶ニ而
 御座候つる、無残所御仕合、此上者 御目見得相濟候へ
 、近日御暇も出可申かと申候間、追々御吉左右可申上
 候、其御地 御留主居ニ被成御座候由、乍御大儀一段御
 尤ニ奉存候、かやうの御透と申、就中御不し出なと被成
 候へ、左様之内ニ大龍寺被召寄、尊公様御發題ニ而
 四書などの講尺可被 聞召上候、近來乍推忝申上事ニ候、

是非々々被成御嗜可目出候、次ニ者我子事、旧冬之煩已
 來乍每正儀無御座候、不顧憚如斯ニ御座候、猶奉期後喜
 之時候、恐懼敬白、

五月九日

(島津久慶)
彈正大弼

(久慶之)
久本判

(北郷久直)
式部太輔様

参人々御中

〇一七四 島津家久条書写

條々

一諸事仲左衛門尉并嘉左衛門尉などへ無談合、そこつ成
 儀共直ニ被申付由聞及候、氣任之至与存候事付、重而
 公儀立たる所へ何事にても使など可被遣時者、河上將
 監・伊勢兵部少輔へ被相尋、以其上如何様ニも可有分
 別候事、
 一於國許何篇心之儘ニ候つるにハ可相替候間、物毎無堪
 忍、心之儘ニ可有之儀不可然候事、
 一諸藝嗜方之儀なと一興ニ候て少取付候てハ、又別事ニ

うつり候様ニ聞及候、左様ニ候てハ、何之稽古も成ましく候、畢竟是も心中之不正故と存候事、

一 學文を第一ニ被懸心、以其道脩身、齊家、君臣之道を正、向後薩州へ忠節之志可為肝要之處、學文之道にも不入、任所私情之欲被行候ハ、一茂善事無之、ゆく／＼御身を可被亡与笑止ニ存候事、

一 餘力之時哥道をも被懸心尤候、風流之心なき人ハ非待之類、萬いやしく候間、能々可被相嗜事、

一 家中之侍至下々迄、能々被加憐愍候て、行儀法度之儀者、いかにも稠可被申付事、

一 従何方欵大犬為来由聞得候、於爰許者連々心易為被相馴人有之間敷候、大犬ハ小身之人へハ無之者ニ候間、(而脱カ)定御歴々より所望候欵、左様之儀何と被申談候哉、笑止千萬ニ存候、惣別犬ハ何之役ニ立候哉之事、

一 先日従加治木之使ニ參會之時、無面目様被仕懸、為失外聞由、其使之者かけ／＼為申由聞及候事、

一 上屋敷芝之輕衆被近付之由聞及候、是又不入事欵と存候、惣而輕衆などの申事ハ一も後學ニ可成儀者無之、

道ニいたらぬ事迄ニ候間、左様成衆とこハれ候ハ、畢竟其方之心ニ為似故欵と存候事、

一 薩州之舍弟与申北郷家之事も、従本々おもく為有之由聞及候處、小姓奉公人などの様ニかる／＼敷身をもちなし候様ニ聞及候、無念之至候事、

一 先年大龍寺喜入久右衛門尉を以申渡条目之趣、曾而無承引与見及候間、以卯打石様成吳見不入儀候へ共、為薩劬候間、萬一可立用儀も哉と存、如此候事、

一 横目を付置候間、如斯加吳見候儀、少ハ用ニも立候哉、又曾而左様ニも無之候哉、後日委敷聞届、用ニ不立様ニ候者、重而者少茂吳見かましき儀申間敷候事、

以上

子(寛永十三年)
五月十五日

伊勢兵部少輔殿(貞昌)

川上左近将監殿(久國)

下野守殿(島津久元)

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」九一九号文書ト同文ナリ)

〇一七五 某覚書写

覚

一 於江戸ニ 將軍様より 式部太輔様へ銀子御拜領ニ而候、其節 御公儀方へ被召仕候、就夫御返済方として 知行四百石程被遣候、右之名寄帳并當毛納方、可被相渡様ニ被仰渡候而被下度候事、

一 右御知行之外ニ、御返シ被遣銀子相殘候間、是ハ當出物ニ御引候而可被遣様ニ有度候事、

一 式部太輔様御物銀四十貫目餘、無利ニ去年御公儀へ被成御借用候、是も當出物ニ被成御引候而可被遣様ニ有度候、并琉球へも式部太輔様御物銀有之儀ニ候間、ケ様成も被遂御算用、一途可相濟様ニ有度存候、右二口銀子之分量へ、垂水金銀奉行手前ニ可有候事、

戊 十二月十八日

〇一七六 島津久元達書写

覚

一 御兩殿様より兩三度御給之御條書之趣、萬事御守可然

存候事、

一 御家中諸士民百姓ニ至迄、御一人を守罷居候、何篇鹿相ニ無之様、連々御覚悟尤ニ存候事、

一 三原次郎左衛門尉為御後見之被付置候條、諸事御談合肝要ニ存候事、

一 何事も三原次郎左衛門尉并御家老衆へ被仰出、其下々之小役人ノ者、家老衆より被申付候様ニ御分別尤候事、

一 北郷殿家者、御内儀方より御續候間、御憐愍之御心持可然存候事、

一 御懷へ御無沙汰有間敷事、

一 外城御預置候衆并其所々之下役人、心持よく被聞召通可被召仕候付、他領之山境可入御念事、

一 神社佛閣從上古御崇敬之所々、於于今御無沙汰有間敷候事、

一 御心安被思召、或者若輩之御小姓衆、或者女房衆などにて、聊之儀も不被仰出様ニ御分別可被成候事、

一 諸士之嗜をも可被成御覽候間、御狩ハ被仰付、武具御

覽候而尤ニ存候事、

哉、但次郎左衛門尉家老衆へ御談合尤候事、

一御借銀過分ニ罷成候ニ付、諸士上地為仕由候、一廉之御奉公ニ而候間、御礼被仰聞候而ハ可有如何候哉之事、

以上
(寛永十四年)
丑九月十九日

(島津久元)
下野守

一六十騎御役儀之馬、御油断有間鋪事、

(本文書ハ「旧記雜録後編五」一〇九一号文書ト同文ナリ)

一御兵具奉行衆頭三人馬乗衆へ被仰付、連々玉莖等用意被仕可然存候事、

〇一七七 某覚書写

一當時御扶持人之内ニ、御氣ニ入被召仕人も可有之候、

一仁義礼智信を専ニ可有嗜候事、

其衆之前々之作法をよく御尋候而、御扶持方など被下尤ニ候事、

一文あるへく候事、

一何事も被思召立儀を急ニ無御沙汰様ニ、御校量肝要ニ候事、

一武士之嗜専ニ被思可有之候、家中之衆へも其嗜たゞさる様ニ可有之候事、

一御借銀百八拾一貫目有之由候、此御返弁無之内者、人ニ知行を被下儀、又者たいさう成御作事、上方より御下物等、一節可入御用捨事、

一酒不過様ニ可被嗜候、皆人ハきげんを取、酒をしいいたし候之者ニて候間、可有其心得候、不断ハ食後ニ一ツ吞れへく候、其上ハ可為無用候之事、

一爰元之様子承及候へ、専以御談合物定無之候へてハと存候条、前々之儀、当時之儀次郎左衛門尉被承合、鹿

一兄弟中たるいつかたよりも無遺恨様ニ嗜、慇懃に万事油断なく可被入念候事、

兎嶋へ罷越、いづれも家老衆承候へてハと存候事、

一奥之女房方より口事大事之義、其外談合之可入儀共女

一御使衆無之と承及候、一兩人も被仰付候而ハ可有如何

衆にて被聞候之儀、悪き事ニ而候、たしか成衆にて可

有其沙汰候事、

一口かろき人何たる事申候共、鹿相ニ返事共なき様ニ可有之候、萬事鹿相之儀より大事之儀・悪き儀出来候間、親類兄弟衆有之共、又そはへ召仕候衆にても鹿相（ウツ）成候、無油断様ニ可有之候事、

一人を見合、それくのきゆうにまかせ、万端の奉公いたし候ハ、仕そこなひ、又ハ悪きもの有之間敷候事、一科をいたすもの有之候共、あまたの口を聞可有沙汰候、一人二人の口にてハ鼻眞、又聞そこなひあるへきものにて候之間、しつかに口をきく可有沙汰候、万事我が氣ニ不入ものとして、談合なしニ噺有之間敷候事、

一別而致奉公候ものを引くつし候ハんと候へハ、悪き様ニ申ものにて候、其用心可有之候、一年二年ニもあしき様ニ申ものも有之候、又似る事を以申ものも有之候事、

一諸事之儀ニ付、氣ニさかへ候ものハ、ために成ものと可被思召候事、

一きに入、きけんを取、すきなされ候儀共をいたし候も

のハ、あしきものと可被思召候、其外遊山かましき儀、すきの事としてひとこと計被成候ハ、餘之事すたり候之間、其嗜可有之候事、

一万事人を見知なされ候事專之儀にて候、又別而致奉公候もの、然々なく候之もの、あしきもの被成見分候之事、肝要之事ニ候、別而致奉公もの候ハ、被心を付、褒美なざるへく候事、

一人を仕なされ候しニハ、賞罰を以可有治候、雖然賞ハ多く罰ハすくなく候し坎、能々一度にてハ案し不付儀、又仕そこなひ、聞そこなひ候之儀共可有之候間、罰ハすくなきか能候事、

一ひろき道にてハ治るものにて候、諸事入念候てあしき儀ハなく候、只有様ニ鼻眞なく人を被召仕候ハ、述懐有間敷候事、

一北郷殿家色々つきかね候之間、嗜なく候てハ續申ましく候、別而分別なともあり、人も尤と請候ハてハ成合候ハぬ義にて候事、

一我身の上ニ悪儀候へ共、不被知ものニ而候間、さしお

かす可申人につね、心をなをしあるへく候事、

一人之吳見を申候之時、腹をたてざる様ニ可被聞候、左様ニハなく、けしきかましき儀にて候へハ、吳見申人なく候事、

一談合を以被仰付候儀、無相違様ニ可為法度候、油断あり緩儀にてハ、しまらざる儀と候之間、法度とある儀ハ、其法度立候様ニ可有之候事、

一万事以分別何篇候ハ、悪儀ハ有間敷候、心安き儀、又輕き儀、龜相成儀にて悪事致出来候、後悔先に不立候として、後ニハ不入儀にて候、前々ニ以分別有之候ハ、悪き議致出来間敷候、我と心をなをしなされ、善悪をわかち可有分別候事、

六月十日

以上

〇一七八 伊勢貞昌覚書写

覚

一我等儀者、寶永十八年迄夫婦江戸へ相詰、致御奉公候、

ケ様之類者無御座候間、隼人正殿へ此役分之御知行者可被進置事、偏ニ奉頼候事、

一御家老中能雖可為御存知候、我等江者高屯萬石ニ御あげ可被成之由雖被仰出候、近年者御知行残すことなく罷成、餘笑止ニ御座候間、先右之御知行之儀者致返上候、とにかくに我等致老衰候間、御奉公可難未遂与存候条、其わけを申上、知行も致返上置候、此段者薩州様よく御存知之儀ニ候事、

一我等女房儀、なにとそ勘忍仕候而罷有候様、被添御心可被下候、定従式部様可被仰付儀にて社可有御座候事、

寛永十八年

伊勢兵部少輔

四月朔日

貞昌

有川仲右衛門尉殿

國分丹後守殿

〇一七九 島津家久袖判条書写

〔島津家久〕
御袖判寫 吉利下総守殿
新納右衛門佐殿 御使

覚

一應知行之高、今度軍役之賦申遣候間、以此趣於其元惣賦能々念を入相究、其書立早々可差上事、

一今度申遣候役儀、致其用意、自然之時緩在之間敷との致請合之判可差出候、若難成人有之者、其書立可差出候、即知行召離、軍役可相勤衆へ可遣事、

一此軍役之趣、一天下之法にて候處、若新儀之様ニ存、りくつかまましき儀申輩於有之者、曲事可為深重事、

一從貳百石上之衆、具足并馬之鞍道具用意候衆之書立可差上、慥なり檢者相廻可書糺事、

一他國之侍者、或普請方之用意、或者俄ニ軍役之人数可入時之用意を題目ニ候て、具足・馬鞍手前々々可入程

之人数之儀を、不断無油断心懸候故、家内之躰者如斯知行を取候衆も、やう／＼朝夕之食を女房衆調候而、

膳をもすへなと候躰ニ有之由候處ニ、國之儀者具足・馬鞍人数之用意ハ無之、其身々々分限不及躰ニ而、家

内之人をも餘身召置、緩々^(多々)与したる由取沙汰候、是者町人之作法ニ而、侍之非覚悟候間、是非共自今已後者、

先軍役之儀を可致題目儀可為肝要事、

一知行百石取衆、又無足之衆にも手前成候而、自然之時馬を可乗と存候者あらは、其身之好次第、鹿兒嶋中無

用捨、不断馬乘候而可罷行儀可為尤、若一陳も乘馬ニて為相勤者、其以後者知行を可被下事、

一右之類之衆就御免、鹿兒嶋中馬ニ乘候而行候をなぶり、かたきもの^(多々)在之者、被聞召付次第、重科ニ可被仰

付事、右條々不可有違篇者也、寛永九年六月十一日

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」五二九号文書ト同文ナリ)

○一八〇 喜入忠統覚書写

覚

一加世田衆中之内ニ、他國之者又ハ百姓町人を養子ニ仕候衆一人も無之候、拙子へ地頭役被仰付、今年迄十一年之内ニ者、左様之儀共曾以無之候、噯衆四人能存之前候、皆々其分被申候、今度札改衆阿多勤解由次官殿・

河越三右衛門尉殿へも談合申沙汰仕候へ共、勿論無其儀候事、

一去々年肥前口之津之商人次郎兵衛尉与申者、於加世田桶之木買取申候而、舟板ニ仕候由傳承候、此様子者前後地頭へ不被仰聞間不存候、後々承付候ニ、四本六左衛門尉殿と申鹿兒嶋衆知行加世田之内へ御座候、其内ニ有之候木御手形被申請、加世田衆中西田掃部兵衛尉に被賣渡候、掃部兵衛尉より御國商賣として彼次郎兵衛尉ニ被賣候由候、此始末者嘍衆被存候故、於公儀去年再三御糺明候事、

公儀へ相知之事候、地頭者不存ニ相濟候、其板加世田津口出候事者嘍衆手形罷出候、こき舟者市来・串木野之船参たる由候、市来へまハし候と申候て、直ニ如有馬渡候与、後々御糺明之時こそ拙者承付候、從嘍衆地頭へハ始終案内不被申候、右之様公儀へ相知可申事、一中山田事、当時柁山殿一所持故、從加世田者御配当替以後、以御下知かもひ不申、然者彼中山田へ柁山殿公儀へ申させられ候哉、しやうなく山を被仕立候、其

山内へきりしたん隠居候つるを、去年欵御成敗候由、于今取沙汰承及候、加世田嘍之内にて無之故、勿論様子不存候、若後日ケ様之事も出合、何かと可有之候欵、他方之事候之間不存候、為後日申上置候矣、

一他國之商人、加世田嘍之内ニ、從此節出入堅可為停止之由申付候、海陸共ニ其分候、其故者出入候へハ、若きりしたん参候て隠居可申儀可有之候間、如此申付候、被聞召置可被下候、為御内證申上置候、以上、右條々、取沙汰承及事者無御座事候へ共、後日之事を存候故如此候儀、誠恐多奉存候、以上、

寛永十六年

三月廿一日

喜入撰津守(忠統)

式部太様

御小姓衆

参御中

〇一八一 島津光久条書写

「薩州様ヨリ式部様江被進候哉」

覺

一留守中火事於有之者、門外へ一人も出間鋪候、用所之儀候ハ、致穿鑿可出事、

一火事之時者家之上に人をあげ、ちかく成候者下にをり候而、道具を可出事、

一火事之時奥方のき候行儀之事、但人せぎ之儀無之候ハハ行儀たゞしく、或人せき此中の火事のことくにあり候時者、女子衆をまき立ぬぎ、ほにてまほりをかこみのくへき事、見合可為肝要事、

一一年中に六度程、江戸の左右可被申越候、是者つねの様子なき時之儀、又或從上様被仰候儀、(付脱カ)其外注進候儀候ハ、六度にかまハす節々可有注進事、

一可致音信所々、從國許油断候者相当ニ可被申付事、

一御城 御誕御座候者、追付其晚より注進可被申事、

一爰許之雜説、誰之家中者何与成候など々有儀、注進曾

而入間敷候、但御改易共候而、落着之儀共者可被申候、其外役ニ立儀を為心得与候て被申儀可為無用事、

右條々、新納右衛門佐へ相談あり可被申付候、其外不叶儀者、談合候而可被申候也、

寛永十八年二月廿四日

(本文書ハ「旧記雜錄後編六」一八四号文書ト同文ナリ)

〇一八二 川上久国外二名連署達書写

覚

一諸外城山之儀、其か所之地頭衆中、領主狩犬山認自由ニ可被仕候、運上之儀者、猪者一ツニ付片ひら、鹿一ツニ付皮耆枚たるへく候、但鹿之皮ハ入念張立可有上納候、猪者遠所者、其所ニ而賣候而、代物を以山奉行差図可有首尾候事、

一熊・羚羊取候者、其儘山奉行へ可有上納候事、

一他國境目之鹿倉者、宍之運上有之間敷候、但境目ニも

内場之鹿倉者運上可有之候、山奉行より細々可被申渡候間、可被得其意候事、

一諸外城行司、為狩代百姓召仕候儀勿論、何色ニ而茂為狩代取候儀堅可為停止候事、

一雜木者、其所之竹木奉行・行司校量次第可被為伐候、或并木、屋敷廻之木、井手料ニ立置候山、用水山、或

神木、寺社中之木、廟所之木、諸所御城山、浦濱之松、原伐候儀者、稠可為停止事、

一 寺社中之木、其寺社修理用之時者、如此中相應ニ山奉行へ被申断候而可被為伐事、

一 竹ハ鹿兒嶋御普請用ニ此中被立置候、舟付津出能所者如此中可被立置候、其外之諸所者、其所之喫衆・領主・竹木奉行以校量可被為伐候事、

一 楠・杉・檜・榧・桐、

右者不依大小、山奉行手形を以可被為伐候、代銀之儀者、此中ニ三分二可被申付候、他國商賣之時者、代銀可相重候事、

一 樟腦之儀者、如此中御用木迦ニ而可被為燒候、運上之儀も如此中可被申付候事、

一 松たふの木者、本之廻一尋、長さ四尋より上之木者、山奉行手形を以可被伐候、代銀之儀者、此中之三分二可被申付候、其下之木者、其所之喫衆・行司・竹木奉行校量次第無代銀ニ可被引渡候、但領主在之所者、領主之校量次第ニ可被為伐候、被立置候て可然松山有之

所者、地頭喫衆・領主以見合被立置、緩無之様ニ所中堅可被相觸候事、

一 桑・漆・櫨・柿・梨・梅・桃・椿、其外柑類之儀者伐候事堅可為停止候事、

一 薪・塩木取候儀者、札無運上、其所之むより次第、自用ニ可被伐せ事、

一 伐木者何木ニ而も、其所之領主・喫衆・竹木奉行・行司校量次第ニ申請候人へ可被遣候、但楷木ニ可罷成ほとの木者、山奉行衆へ手形可被申請候、直成者立木之直成より沓分下りニ可被申付候事、

一 其所ニ薪取候山無之所者、隣外城之山へ入候へて不叶儀候間、以其心得障無之様ニ可被申付候事、

一 札運上并一所衆山請、自今以後者有之間敷事、但樽木取・檜物師・木地引こぶし取ハ如此中運上可有之候事、一 船楷木屋材木ハ不及申、其外之雜木・松節・竹等、他國へ出候刻ハ山奉行より手形可被出候之間、手形銀可有上納候事、

一 公儀之御狩一年ニ三度ツ、其所衆中計にて可被申付

事、但御狩前ニ十日程者山被留候て、御狩可被申付候事、

一諸嶋之儀も御國可為同前事、

右之條々、此度被相定候間、細々被見届、所中慥ニ

可被申渡候、條書之内自然難被心得儀共候へ、山

奉行へ委被相尋候而、可被得其意者也、

正保三年十二月十七日

(山田有榮)
民部少輔印

(北郷久加)
佐渡守 印

(川上入國)
因幡守

北郷式部殿私領

都之城役人中

〇一八三 島津家久条書写

覚

一知行之高卷万石ニ付、出陣之時ハ馬廿騎充之賦ニ候、

然者其方應知行三萬石候へ、惣別家中より出候馬六

十騎ニて候之間、諸士より出候馬之數いかほと被相定、
(カ脱カ)

又其方廐ニ被飼置馬數合六十騎相定たる外ニ可被飼置儀、かたく可為無用事、

一飼犬十疋より上ハ可為停止事、孟子ニ庖有肥肉、廐有

肥馬、民有饑色、野有餓莩、此率獸而食人也と候事、

一大事之出物有之儀候間、何事も心のまゝに用物とも被

申付、就中從京都下物など過分ニ有之儀可為停止事、

一衣裳諸細工方、有度まゝに有之間敷候、

君子憂道而不憂貧と候間、衣裳其外諸道具等を専ニ被

て、下々のつかれ候儀、道之外ニて候事、

一鷹おほく被召置ましき事、

一諸士被召仕様、北郷殿前々よりの次第、無相違様ニ可

有之事、

一大酒可為停止事、

一萬事をさしおかれ、自然弓箭などの時、諸人つかれず

候て用ニ立候様ニ、連々覚悟肝要ニ候、北郷殿跡を被

継義者、當家之ために成候様ニとの儀ニ候處ニ、むさ

と北郷殿家中くたひれ行候者、其方ふかくに可罷成事、

一諸士下々ニ至迄、自然罪科可有之時ハ、家老衆へ能々

内談候て、鷹嶋へ被申越、以其上いか様ニも可被相済候、心にまかせられ候て、鹿相に有之ましき事、

一学文を專に可被懸心候、家國を治事、学文に為過儀有間敷候事、

一百姓とも被召遣様、稠無之様ニ可被入念候、百姓つかれ候へハ、其國其所なきかことくに成候事、從上古至于今眼前ニ候、是故ニ論語ニも、節用而愛人使民以時と候事、

一惣別百姓・町人以下おびひぼを解たる様ニ存、当代いく久しくと仰てこそ家も繁栄に可目出度候、自然左様之儀相替り、下々苦しミ候様ニ成候へハ、天罰遁あるましく候間、私之不及看經、右之心もちさへ正しく候ハ、縦祈念等無之候とも、じねんに可有冥加候事、一祈念祈禱も底心尊く思ひ、懃懃ニ有之てこそ、佛神之守りも可有候、信心これあるとて、朝夕わけもなき様ニされことの様に祈念祈禱も候ハ、還而其寄特有之ましき事、

一知行も國も自前ニて候へ共、其主人之心もちにより人

之多少有之由、古文に相見得候、其主人心持よく候へハ人多出来候、心持悪候へハ人退候、就中武家ハ人多無之候て者、弓箭ハ不可罷成事ニ候事、

一身持輕々敷無之様可有分別候、論語ニ君子不重則不威、学則不固とぞ見及候にも如此文章、主人身持輕々敷候へハ内之者不恐候、五人三人召仕人さへ内之者はぢ恐れ候ハねは、何事を申付儀も不調候、況一郷一郡之主たる人ハ、先我が行儀を慥にてこそ、下々も其躰を見習ひ可然道に可入候、氣任ニ我まゝに分別と候へハ、諸事相調ましく候、天下者天下之天下也、非一人之天下と有之事、

右條々、堅被相守、北郷家繁栄ニて、當家之可被抽忠節覚語可為肝要者也、

寛永十一年十一月廿六日

北郷式部大輔殿

(本文書ハ「旧記雑録後編五」七九五号文書ト同文ナリ)

〇一八四 島津家久書状写

北郷跡職之儀申越候處、為祝義到遠路使者、殊太刀一腰・馬代銀三十枚、欣快之至候、従是も為使伊東二右衛門被(前脱之)指下候、仍樽一荷并肴・帷子二肩・巾袴二具贈進候、秋中ニ者御暇給可致帰國候之条、萬賀期其節候、謹言、

(寛永十一年) 七月六日

家久判

北郷式部太輔殿

(本文書へ「旧記雜錄後編五・七三〇号文書ト同文ナリ」)

〇一八五 島津光久書状写

當分其許之儀、心遣候、就夫諸法度之様子新納右衛門佐へ任せ置候間、可被申付儀少も不可相背之旨、右衛門佐へ被致談合、其方前より在江戸之衆へ可被申渡候、勿論右衛門佐へも何篇念入、無遠慮可有下知由被申含可然候、為其如此候、恐々謹言、

(寛永十八年) 四月十九日

光久判

北郷式部太輔殿

(本文書へ「旧記雜錄後編六・一九〇号文書ト同文ナリ」)

〇一八六 島津光久書状写

伊勢兵部今月二日之夜八時死去之由、翌日之状昨晚到来、(貞昌)誠驚申候、咄止之至不及言語候、別而其許之儀心遣候、涯分被入念候而可為肝要候、恐々謹言、

(寛永十八年) 四月十九日

光久判

北郷式部太輔殿

(本文書へ「旧記雜錄後編六・一八七号文書ト同文ナリ」)

〇一八七 松平定行書状写

態令啓達候、然者此度肥州甘草并於嶋原吉利支丹結徒黨、一揆(女)と起申候ニ付而、其許薩摩之御人数とも可被指向旨、御奉書被遣之由承候、定而早速御勢可被指越与存事候、其元之儀無御心元奉存候、中納言殿御病中之儀ニ御座候条、貴様御陣勢可被召連与存候、不及申候へ共御指引肝要ニ奉存候、爰元一段静謐ニ御座候条、御氣遣被成間敷候、委細者薩摩守殿よりも可被仰入候間、不能具候、恐々謹言、

松隠岐守

(寛永十四年)
極月三日

定行判

嶋津式部少輔殿
人々御中

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」一一三四号文書ト同文ナリ)

○一八九 酒井忠吉書状写

昨日者御出、殊今度證人為替御下被成候、為御祝儀御太
刀御馬代銀子壹枚、并御帷子五之内単物ニッ被掛御意候、
寔被入御念御心付之段、別而忝存候、其節御城罷有、極
晝令帰宅候故、不得御意御残多存候、尚以面上御禮可申
入候条、不能詳候、恐惶謹言、

(寛永十四年)
六月十五日

忠吉判

『上書』

酒井和泉守

(墨引) 北郷式部太輔様

人々御中

忠吉

(本文書ハ「旧記雜錄附録二」一一三八七号文書ト同文ナリ)

○一八九 島津久元・川上久国連署書状写

嶋原表へ松平伊豆守殿・戸田左門殿御下ニ付、為御使可
被成 御越之旨被 仰出候、其段三原次郎左衛門尉迄就
申入候、尊札拜見仕候、今度者公界之儀候間、御若輩如
何ニ被 思召候得共、先被應 御意之由尤存候、松平伊
豆守殿も去五日ニ江戸御立之由申来候条、九州内ニ御着
候ハ、追付可被成 御立候間、其御用意肝要ニ候、委者
御使ニ申達候、恐惶謹言、

(寛永十四年)
十二月廿三日

川上左近将監

久國判

下野守

久元判

北郷式部太輔様

参尊報

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」一一一五七号文書ト同文ナリ)

○一九〇 島津久通外四名連署書状写

尚々新納右衛門儀、他行故無加判候、以上、

態以飛脚申入候、然者北郷殿御養子之儀、此中御申上候之處、又作殿へ被 仰渡之由、以嶋津筑前御承、千秋万歳目出度存候、此等之御祝儀、面々使者ニ而可申入候得とも、先以連暑如此ニ候、右之旨後室へ宜令申給候、恐々謹言、

三月二日

町田勘解由

久則判

新納右衛門

久詮

伊勢兵部

貞昭判

鎌田筑後

政昭判

嶋津圖書

(久通)判

北郷殿
役人中

〇一九一 鎌田藏人達書写

覚

一御馬三疋 鹿兒嶋

一御馬拾疋 都之城廐

一御馬六疋 家中預馬

一乘馬四疋 家中自分馬

合貳拾三疋

右之分、御馬数可被相定候、從鹿兒嶋御用之時者可被召

寄候、以上、

亥 九月廿四日

(鎌田政直カ) 藏人

都之城

役人中

〇一九二 伊勢貞昭口上覚写

口上之覚 写

一 近比推参至極ニ候得共、當時御家中之儀を茂可承候、就被仰付置候、存寄申上候事、

一 常々御学文・武藝專ニ御嗜、肝要ニ奉存候、朝者御物

讀・御手習、昼より者御馬・御弓など、又夜ニ入候而

者御兵法なども、万事御油断被遊ましく候、稀ニ者徒成御遊山茂可然奉存候事、

一御近所ニ被召仕候衆、時々御前へも被召出、御心安可被召仕候、左候而不依何色存寄可申上儀者、被聞召置尤候、其ヶ条之内可然儀者被成御取上、御行 可被遊儀專要ニ奉存候事、

一不依誰人、御見廻之衆可有之刻者、伊集院右京役人衆、其外御近習ニ被相付候衆、一兩人ツ、者御前下座ニ被召置、御挨拶御慰懃ニ可被遊候、當國ニ而者 薩劔様御捨弟多中ニも、御知行も澤山之御跡ニ被成御定候各様より、御行儀萬端緩ニ在之候てハ、 薩州様被聞召上能茂被思召上間敷候、内々御思慮入事ニ奉存候事、一身安き方ニ者成やすき物ニて御座候、能事者難成物ニ而候、最早御年はへも能候間、萬事御行儀方御油断被遊間敷候、大方ニ御身持も候ハ、笑止ニ奉存候事、右之条々、左京為覚以書付申候間、序ニ可被申達候、以上、

丑
正月十八日

伊勢^(貞昭)兵部

伊集院左京殿

○一九三 島津光久申渡書写

北郷跡目之儀被 仰出候之處、無口能相濟御満足被 思召上候、急度納殿衆都城へ可被差越候、祝言之日取早々可被申付候、知行等相分候儀、早々北郷又次郎へ可被申渡候、自然於合点不仕ハ、重而不及 聞召上候之間、北郷掃部へ可被申付候、知行之儀者現高之内指分可遣候、次者千代松内存之通被 聞召置候旨被 仰出候、以上、

寛文三年卯正月九日

御使
高崎惣右衛門
同
伊東三左衛門

○一九四 島津光久申渡書写

北郷跡、此中被遊 御思案候得共、別ニ無御見合候、喜入撰津守殿へ被 仰渡、千世松殿へ被嫁、^(北郷久意)前式部殿茂嶋津之儀候之間、撰津守殿へ嶋津名字を可被名乗候、北郷家

續兼候、北郷又次郎へ北郷家ニ傳候刀などに知行之少茂被相付、北郷跡ごとくニ被仕可然被 思召上候、祖母并家来之者共昔人ニ而、物毎合点可難參候、鎌田藏人殿前(政直)より伊集院左京を以能可被致内談候、千世松殿も當時在鹿兒嶋候条、祝言有之、撰津守殿者江戸へ可為御供旨御意候事、

御使

伊東三左衛門

高崎惣右衛門

卯(寛文三年)

正月五日

(本文書へ「旧記雜錄追録」一〇〇一の1号文書ト同文ナリ)

○一九五 北郷千世松祖母請書写

御請申上候口上

此度北郷名跡之儀被 仰出候、殊更千世松江喜入撰津守殿被嫁、御名字被成御免、家を可被相續之旨 上意之通承、何共辱仕合安堵仕候、此上者追付此方屋鋪へ被成御移候様ニ与奉存候、次者北郷家續兼候間、北郷又次郎へ家ニ傳候刀などに知行之少茂相添、如北郷之跡ニ可仕由、重々御心付之段難有仕合奉存候、常式之儀御座候者御断

可申上候得共、是者各別之事情間、買地欵、開地欵之間

漸々ニ相調、高三百石遣可申候間、又次郎方へ從 御公

議被仰渡候而可被下候、右之通ニ而又次郎承引於無之者、

北郷掃部儀、先祖一雲之二男筋ニ而直御奉公仕候之處、

摺切果候而御奉公不罷成仕合ニ承候、彼人 御公議相濟

候者、彼方へ談合可仕候間、上意之所者如何様ニも相濟

可申候条、撰津守殿御祝言之儀、別儀無御座候間、御急

候様ニ与奉存候、私罷越、右之御請可申上處、頃日風引

申、可罷越躰ニ無御座候間、御前之儀可然之様ニ御取

成頼存候、以上、

卯(寛文三年)

正月八日

千世松 ば、

鎌田藏人殿(政直)

(本文書へ「旧記雜錄追録」一〇〇一の2号文書ト同文ナリ)

○一九六 島津光久申渡書写

右入 御耳、先以事濟仕合被 思召上候、以納殿衆千世松殿方へ者可被仰遣候、北郷又次郎方へ者早々可被申渡候、若申分於有之者被 聞召上ニ及間敷候、北郷掃部へ

可被申渡候、知行三百石仕明開地ニ而者可為延引候、北郷持高之内ニ而も能所を早々被相分、首尾可然候、撰津守殿祝言日執も藏人殿より可被申付候、但千世松殿此中右之様子被為聞、撰津守殿へ跡職被仰付儀辱存候、千世松儀者親罷成可取立候由、到藏人殿被申候得共、千世松殿儀 太守様へ打かゝり上御座候處、乍女儀何角と候而者如何候通藏人殿より達而被仰入領掌ニ而候、乍御序此儀茂可被 聞召置之由、藏人殿より被為申候趣、被 聞召置之旨 御意候事、

御使

伊東三左衛門

高崎惣右衛門

卯(寛文三年)
正月九日

(本文書ハ「旧記雜錄追録」二一〇〇一の3号文書ト向文ナリ)

○一九七 北郷久常申状写

撰津守殿千世松殿へ御縁組被成、鳴津名字御免ニ而庄内跡目可被仰付候、依夫續兼申家之儀候間、家ニ傳候重物并知行少又次郎へ被相付、北郷之如跡目可被 仰渡之旨、到祖母 御意候處、如何様ニ茂 御意次第候通御請被申

上候条、如右相心得、御奉公勤可申之通被 仰付候、ともかくも御意次第ニ社可有御座候、併跡目ごとくと御座候儀、世間之聞得、其外難及愚慮儀共御座候、就夫御断奉存候者、御祈禱之御為与御座候儀候条、一節惣領職を被 仰付被下度候、於以来撰津守殿御繁昌之刻者、惣領并重物等迄堅固ニ返上可仕候、左様無御座候得者、北郷之筋目別家ニ罷成候様ニ御座候而、外響も如何奉存候、右之御断被 聞召達、一節惣領職於被 仰付者、御奉公与申、其上家相續之為之儀候間、領掌可仕候、於其儀ハ高三百石ニ而者萬事相調申間敷候間、向後身上相續御奉公相勤候様ニ被 仰渡可被下候、其式ニ御座候者、八歳之世倅ニ右惣領職被 仰付可被下候、尤彼者盛人可仕間者、私為名代御奉公可仕候、我等之御請申兼候様子者、庄内家之儀ニ付申分可仕時節茂御座候得共、姉ニ式部殿御縁組之故不申上候間、世倅ニ被 仰付被下候者忝可奉存候、此等之趣可然様ニ可被仰上儀頼入存候、以上、

卯(寛文三年)
正月十三日

北郷又次郎

伊藤三左衛門殿

高崎宗右衛門殿

〔本文書ハ「旧記雜錄追録」一〇〇一の4号文書ト同文ナリ〕

○一九八 島津光久申渡書写

一 撰津守殿へ、北郷跡嶋津名字ニ而依被 仰付、家ニ傳候刀・知行少被相付、跡ことクニ北郷又次郎へ可被申付旨、先日被 仰出候、又次郎より色々申分有之由被及 聞召候、口能之儀無御望候間、此中被申渡候趣被取戻、又次郎儀者此中之為躰無替儀候、北郷家来ニ小杉宗文名跡可被召立候間、彼小杉縁類ニ相續者於有之者、右高三佰斛被下可被取立候、縁類無之候者、誰そに見合可被申付候旨

御意候事、

卯（寛文三年）正月十六日

御使

高崎惣右衛門

〔本文書ハ「旧記雜錄追録」一〇〇一の5号文書ト同文ナリ〕

○一九九 島津光久申渡書写

北郷又次郎へ被仰渡候口上

喜入撰津守殿へ北郷跡被 仰付候、就夫家ニ傳候刀并知行少御心持有之、北郷又次郎へ被 仰付候之處、御断申上儀有之様子被 聞召上、尤ニ被 思召上候間、此上者被 仰付間敷候間、其段可被承置候、以上、

卯（寛文三年）正月十八日

御使 高崎惣右衛門

伊東三左衛門

『同月』

仰出之趣ニ者相違候得共、右之 御口上之首尾能可有之与、嶋津筑前（久懸）・嶋津中務（久茂）・鎌田藏人（政重）・新納右衛門（久陸）・鎌田源左衛門（政孝）・町田勘解由致相談、右之 御口上之ことく申渡候事、

〔本文書ハ「旧記雜錄追録」一〇〇一の6（前）・7（後）号文書ト同文ナリ〕

○二〇〇 北郷久常口上書写

口上書

御返事之段々申上候付、我等へ被 仰付間敷由、具承達候、此中申上候御断者、如跡目候条、定而御太刀なども

上り候ハん事与存、御断申候得共、御心持計之儀ニ而候者、口能及申間敷与存候、此上者別人ニ被 仰付候共、如何様ニ茂 御意次第ニ候、乍去我等存候者、家ニ付被 仰付儀候者、別人ニ者如何ニ候得共、我等之望申事ニ而ハ無之候間、如何様ニ茂御老中御前より可然様御返事御 申可給候、以上、

卯(寛文三年)
正月十八日

北郷又次郎

高崎惣右衛門殿

伊東三左衛門殿

右、今度北郷殿跡目就被
仰付、首尾如件、

寛文三年卯正月十九日

鎌田藏人(政通)印

(本文書ハ、「旧記雑録追録」一〇〇一の8号文書ト同文ナリ)